共 通 仕 様 書

土木工事編 Ⅱ

（土木工事施工管理基準及び規格値）

令和４年10月１日

共通仕様書［土木工事編Ⅱ］目次

（土木工事施工管理基準及び規格値）

土木工事施工管理基準及び規格値…… 3

出 来 形 管 理…… 7

品 質 管 理…… 297

写 真 管 理 基 準…… 427

国土交通省のホームページ
「CALS/EC 電子納品に関する要領・基準」のページ
http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/

土木工事施工管理基準及び規格値

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書、第１編１-１-29「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

１．目　　的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

２．適　　用

この管理基準は、福島県土木部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。なお、協議が行われていない場合は設計値以上を原則とする。

３．構　　成

施工管理（工事写真を含む）
- 工程管理
- 出来形管理
- 品質管理

４．管理の実施

(1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

(3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

(4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

５．管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。但し、測定値が１０点未満の場合は出来型結果表のみとし、出来型管理図表の作成は不要とする。

なお、測定基準において測定箇所数「○○につき１ヶ所」となっている項目につ

いては、小数点以下を切り上げた箇所数を測定するものとする。

延長について、設計図書に測定位置が明示されていない場合は、測定物の中心線延長を測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

6．規　格　値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7．そ　の　他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) ３次元データによる出来形管理

ＩＣＴ施工において、３次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう３次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を３次元空間上に再現するために必要なデータである。

(3) 施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。

出　来　形　管　理

【第１編　共通編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第２章　土工				
第３節　河川土工・海岸土工・砂防土工	２－３－２掘削工			32
	２－３－２掘削工（面管理の場合）			32
	２－３－２掘削工（水中部）（面管理の場合）			34
	２－３－３盛土工			34
	２－３－３盛土工（面管理の場合）			36
	２－３－４盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		38
		多数アンカー式補強土工法		38
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		38
	２－３－５法面整形工	盛土部		38
	２－３－６堤防天端工			38
第４節　道路土工	２－４－２掘削工			40
	２－４－２掘削工（面管理の場合）			40
	２－４－３路体盛土工			42
	２－４－３路体盛土工（面管理の場合）			42
	２－４－５路床盛土工			42
	２－４－５路床盛土工（面管理の場合）			42
	２－４－６法面整形工	盛土部		44
第３章　無筋、鉄筋コンクリート				
第７節　鉄筋	３－７－４組立て			44

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第１章　一般施工				
第３節　共通的工種	１－３－４矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		46
		軽量鋼矢板		46
		コンクリート矢板		46
		広幅鋼矢板		46
		可とう鋼矢板		46
	１－３－５縁石工	縁石・アスカーブ		46
	１－３－６小型標識工			46
	１－３－７防止柵工	立入防止柵		48
		転落（横断）防止柵		48
		車止めポスト		48
	１－３－８路側防護柵工	ガードレール		48
	１－３－８路側防護柵工	ガードケーブル		48
	１－３－９区画線工			50
	１－３－10道路付属物工	視線誘導標		50
		距離標		50
	１－３－11コンクリート面塗装工			50
	１－３－12プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		52
	１－３－12プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		52
	１－３－13ポストテンション桁製作工			52
	１－３－13プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）		54
	１－３－14プレキャストセグメント主桁組立工			54
	１－３－15ＰＣホロースラブ製作工			54

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第３節　共通的工種	１－３－16ＰＣ箱桁製作工			56
	１－３－16ＰＣ押出し箱桁製作工			56
	１－３－17根固めブロック工			58
	１－３－18沈床工			58
	１－３－19捨石工			58
	１－３－22階段工			60
	１－３－24伸縮装置工	ゴムジョイント		60
	１－３－24伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		60
	１－３－24伸縮装置工	埋設型ジョイント		62
	１－３－26多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		62
	１－３－26多自然型護岸工	かごマット		62
	１－３－27羽口工	じゃかご		62
	１－３－27羽口工	ふとんかご、かご枠		64
	１－３－28プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		64
		プレキャストパイプ工		64
	１－３－29側溝工	プレキャストU型側溝		64
		L型側溝工		64
		自由勾配側溝		64
		管渠		64
	１－３－29側溝工	場所打水路工		64
	１－３－29側溝工	暗渠工		66
	１－３－30集水桝工			66
	１－３－31現場塗装工			66
第４節　基礎工	１－４－１一般事項	切込砂利		68
		砕石基礎工		68
		割ぐり石基礎工		68
		均しコンクリート		68
	１－４－３基礎工（護岸）	現場打		68
	１－４－３基礎工（護岸）	プレキャスト		68
	１－４－４既製杭工	既製コンクリート杭		68
		鋼管杭		68
		H鋼杭		68
	１－４－４既製杭工	鋼管ソイルセメント杭		70
	１－４－５場所打杭工			70
	１－４－６深礎工			70
	１－４－７オープンケーソン基礎工			72
	１－４－８ニューマチックケーソン基礎工			72
	１－４－９鋼管矢板基礎工			72
第５節　石・ブロック積（張）工	１－５－３コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		74
		コンクリートブロック張り		74
	１－５－３法枠護岸工	現場打ち・プレキャスト		74
	１－５－３コンクリートブロック工	連節ブロック張り		74
	１－５－３コンクリートブロック工	天端保護ブロック		74
	１－５－４緑化ブロック工			76
	１－５－５石積（張）工			76
第６節　一般舗装工	１－６－６橋面防水工	シート系床版防水層		76
	１－６－７アスファルト舗装工	下層路盤工		78
		下層路盤工（面管理の場合）		78
	１－６－７アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		80
		上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		80
	１－６－７アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		82
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		82

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第６節　一般舗装工	１－６－７アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		84
		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		84
	１－６－７アスファルト舗装工	基層工		86
		基層工（面管理の場合）		86
	１－６－７アスファルト舗装工	表層工		88
		表層工（面管理の場合）		88
	１－６－８半たわみ性舗装工	下層路盤工		90
		下層路盤工（面管理の場合）		90
	１－６－８半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		92
		上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		92
	１－６－８半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		94
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		94
	１－６－８半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		96
		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		96
	１－６－８半たわみ性舗装工	基層工		98
		基層工（面管理の場合）		98
	１－６－８半たわみ性舗装工	表層工		100
		表層工（面管理の場合）		100
	１－６－９排水性舗装工	下層路盤工		102
		下層路盤工（面管理の場合）		102
	１－６－９排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		104
		上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		104
	１－６－９排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		106
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		106
	１－６－９排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		108
		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		108
	１－６－９排水性舗装工	基層工		110
		基層工（面管理の場合）		110
	１－６－９排水性舗装工	表層工		112
		表層工（面管理の場合）		112
	１－６－10透水性舗装工	路盤工		114
		路盤工（面管理の場合）		114
	１－６－10透水性舗装工	表層工		116
		表層工（面管理の場合）		116
	１－６－11グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		118
		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		118
	１－６－11グースアスファルト舗装工	基層工		120
		基層工（面管理の場合）		120
	１－６－11グースアスファルト舗装工	表層工		122
		表層工（面管理の場合）		122
	１－６－12コンクリート舗装工	下層路盤工		124
		下層路盤工（面管理の場合）		124

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第６節　一般舗装工	１－６－12コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		126
		粒度調整路盤工（面管理の場合）		126
	１－６－12コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		128
		セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）		128
	１－６－12コンクリート舗装工	アスファルト中間層		130
		アスファルト中間層（面管理の場合）		130
	１－６－12コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		132
		コンクリート舗装版工（面管理の場合）		132
	１－６－12コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		134
		転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）		134
	１－６－12コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		136
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）(面管理の場合）		136
	１－６－12コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		138
		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）		138
	１－６－12コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		140
		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理の場合）		140
	１－６－12コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		142
		転圧コンクリート版工（面管理の場合）		142
	１－６－13薄層カラー舗装工	下層路盤工		144
	１－６－13薄層カラー舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		144
	１－６－13薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		146
	１－６－13薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		146
	１－６－13薄層カラー舗装工	基層工		146
	１－６－14ブロック舗装工	下層路盤工		148
	１－６－14ブロック舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		148
	１－６－14ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		150
	１－６－14ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		150
	１－６－14ブロック舗装工	基層工		150
	１－６－15路面切削工			152
	１－６－15路面切削工（面管理の場合）	標高較差または厚さｔのみ		152
	１－６－16舗装打換え工			152
	１－６－17オーバーレイ工			154
	１－６－17オーバーレイ工(面管理の場合)			154

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第７節　地盤改良工	１－７－２路床安定処理工			156
	１－７－３置換工			156
	１－７－４表層安定処理工	サンドマット海上		156
		ＩＣＴ施工の場合		158
	１－７－５パイルネット工			158
	１－７－６サンドマット工			158
	１－７－７バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		160
		ペーパードレーン工		160
		袋詰式サンドドレーン工		160
	１－７－８締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		160
	１－７－９固結工	粉体噴射撹拌工		160
		高圧噴射撹拌工		160
		スラリー撹拌工		160
		生石灰パイル工		160
		スラリー撹拌工（「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー撹拌工）編）（案）」による管理の場合）		162
		中層混合処理		162
第10節　仮設工	１－10－５土留・仮締切工	H鋼杭		162
		鋼矢板		162
	１－10－５土留・仮締切工	アンカー工		164
		連節ブロック張り工		164
		締切盛土		164
		中詰盛土		166
	１－10－９地中連続壁工（壁式）			166
	１－10－10地中連続壁工（柱列式）			166
	１－10－22法面吹付工		第３編１－14－３吹付工	194
第11節　軽量盛土工	１－11－２軽量盛土工		第１編２－４－３路体盛土工	42
第12節　工場製作工（共通）	１－12－１鋳造費	金属支承工		168
	１－12－１鋳造費	大型ゴム支承工		172
	１－12－１仮設材製作工			172
	１－12－１刃口金物製作工			172
	１－12－３桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		174
		シミュレーション仮組立検査を行う場合		176
	１－12－３桁製作工	仮組立検査を実施しない場合		178
	１－12－３桁製作工	鋼製堰堤製作工（仮組立時）		180
	１－12－４検査路製作工			182
	１－12－５鋼製伸縮継手製作工			182
	１－12－６落橋防止装置製作工			182
	１－12－７橋梁用防護柵製作工			182
	１－12－８アンカーフレーム製作工			184
	１－12－９プレビーム用桁製作工			184
	１－12－10鋼製排水管製作工			186
	１－12－11工場塗装工			186
第13節　橋梁架設工	１－13　架設工（鋼橋）	クレーン架設		188
		ケーブルクレーン架設		188
		ケーブルエレクション架設		188
		架設桁架設		188

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第13節　橋梁架設工	１－13　架設工（鋼橋）	送出し架設		188
		トラベラークレーン架設		188
	１－13　架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		190
		架設桁架設		190
	１－13　架設工支保工	固定		190
		移動		190
	１－13　架設桁架設	片持架設		190
		押出し架設		190
第14節　法面工（共通）	１－14－２　植生工	種子散布工		190
		張芝工		190
		筋芝工		190
		市松芝工		190
		植生シート工		190
		植生マット工		190
		植生筋工		190
		人工張芝工		190
		植生穴工		190
		植生基材吹付工		192
		客土吹付工		192
	１－14－３　吹付工	コンクリート		194
		モルタル		194
	１－14－４　法枠工	現場打法枠工		196
		現場吹付法枠工		196
	１－14－４　法枠工	プレキャスト法枠工		196
	１－14－６　アンカー工			196
	１－14－６　鉄筋挿入工	ロックボルト工		196
第15節　擁壁工（共通）	１－15－１　一般事項	場所打擁壁工		198
	１－15－２　プレキャスト擁壁工			198
	１－15－３　補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		200
		多数アンカー式補強土工法		200
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		200
	１－15－４　井桁ブロック工			200
第16節　浚渫工（共通）	１－16－３　浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		202
	１－16－３　浚渫船運転工	グラブ浚渫船		202
		バックホウ浚渫船		202
		面管理の場合		202
第18節　床版工	１－18－２　床版工			204
第19節　標識工	１－19－３　小型標識工		第３編１－３－６小型標識工	46
	１－19－４　大型標識工		第４編２－９－４大型標識工	212

【第４編　道路編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第１章　道路改良				
第３節　工場製作工	１－３－２遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		206
		工場塗装工	第３編１－12－11工場塗装工	186
第４節　地盤改良工	１－４－２路床安定処理工		第３編１－７－２路床安定処理工	156
	１－４－３置換工		第３編１－７－３置換工	156
	１－４－４サンドマット工		第３編１－７－６サンドマット工	158
	１－４－５バーチカルドレーン工		第３編１－７－７バーチカルドレーン工	160
	１－４－６締固め改良工		第３編１－７－８締固め改良工	160
	１－４－７固結工		第３編１－７－９固結工	160
第５節　法面工	１－５－２植生工		第３編１－14－２植生工	190
	１－５－３法面吹付工		第３編１－14－３吹付工	194
	１－５－４法枠工		第３編１－14－４法枠工	196
	１－５－６アンカー工		第３編１－14－６アンカー工	196

【第４編　道路編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第５節　法面工	１－５－７かご工	じゃかご	第３編１－３－27羽口工	62
		ふとんかご	第３編１－３－27羽口工	64
第６節　軽量盛土工	１－６－２軽量盛土工		第１編２－４－３路体盛土工	42
第７節　擁壁工	１－７－３既製杭工		第３編１－４－４既製杭工	68
	１－７－４場所打杭工		第３編１－４－５場所打杭工	70
	１－７－５場所打擁壁工		第３編１－15－１場所打擁壁工	198
	１－７－６プレキャスト擁壁工		第３編１－15－２プレキャスト擁壁工	198
	１－７－７補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	第３編１－15－３補強土壁工	200
		多数アンカー式補強土工法	第３編１－15－３補強土壁工	200
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第３編１－15－３補強土壁工	200
	１－７－８井桁ブロック工		第３編１－15－４井桁ブロック工	200
第８節　石・ブロック積（張）工	１－８－３コンクリートブロック工		第３編１－５－３コンクリートブロック工	74
	１－８－４石積（張）工		第３編１－５－５石積（張）工	76
第９節　カルバート工	１－９－４既製杭工		第３編１－４－４既製杭工	68
	１－９－５場所打杭工		第３編１－４－５場所打杭工	70
	１－９－６場所打函渠工			206
	１－９－７プレキャストカルバート工		第３編１－３－28プレキャストカルバート工	64
第10節　排水構造物工（小型水路工）	１－10－３側溝工		第３編１－３－29側溝工	64
	１－10－４管渠工		第３編１－３－29側溝工	64
	１－10－５集水桝・マンホール工		第３編１－３－30集水桝工	66
	１－10－６地下排水工		第３編１－３－29暗渠工	66
	１－10－７場所打水路工		第３編１－３－29場所打水路工	64
	１－10－８排水工（小段排水・縦排水）		第３編１－３－29側溝工	64
第11節　落石雪害防止工	１－11－４落石防止網工			206
	１－11－５落石防護柵工			206
	１－11－６防雪柵工			208
	１－11－７雪崩予防柵工			208
第12節　遮音壁工	１－12－４遮音壁基礎工			208
	１－12－５遮音壁本体工			208
第２章　舗装				
第３節　地盤改良工	２－３－２路床安定処理工		第３編１－７－２路床安定処理工	156
	２－３－３置換工		第３編１－７－３置換工	156
第４節　舗装工	２－４－５アスファルト舗装工		第３編１－６－７アスファルト舗装工	78
	２－４－６半たわみ性舗装工		第３編１－６－８半たわみ性舗装工	90
	２－４－７排水性舗装工		第３編１－６－９排水性舗装工	102
	２－４－８透水性舗装工		第３編１－６－10透水性舗装工	114
	２－４－９グースアスファルト舗装工		第３編１－６－11グースアスファルト舗装工	118
	２－４－10コンクリート舗装工		第３編１－６－12コンクリート舗装工	124
	２－４－11薄層カラー舗装工		第３編１－６－13薄層カラー舗装工	144
	２－４－12ブロック舗装工		第３編１－６－14ブロック舗装工	148
	２－４歩道路盤工			210
	２－４取合舗装路盤工			210
	２－４路肩舗装路盤工			210
	２－４歩道舗装工			210
	２－４取合舗装工			210
	２－４路肩舗装工			210

【第４編　道路編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第５節　排水構造物工(路面排水工)	２－５－３側溝工		第３編１－３－29側溝工	64
	２－５－４管渠工		第３編１－３－29側溝工	64
	２－５－５集水桝（街渠桝）・マンホール工		第３編１－３－30集水桝工	66
	２－５－６地下排水工		第３編１－３－29暗渠工	66
	２－５－７場所打水路工		第３編１－３－29場所打水路工	64
	２－５－８排水工（小段排水・縦排水）		第３編１－３－29側溝工	64
	２－５－９排水性舗装用路肩排水工			212
第６節　縁石工	２－７－３縁石工		第３編１－３－５縁石工	46
第７節　踏掛版工	２－７－４踏掛版工	コンクリート工		212
		ラバーシュー		212
		アンカーボルト		212
第８節　防護柵工	２－８－３路側防護柵工		第３編１－３－８路側防護柵工	48
	２－８－４防止柵工		第３編１－３－７防止柵工	48
	２－８－５ボックスビーム工		第３編１－３－８路側防護柵工	48
	２－８－６車止めポスト工		第３編１－３－７防止柵工	48
第９節　標識工	２－９－３小型標識工		第３編１－３－６小型標識工	46
	２－９－４大型標識工	標識基礎工		212
	２－９－４大型標識工	標識柱工		212
第10節　区画線工	２－10－２区画線工		第３編１－３－９区画線工	50
第12節　道路付属施設工	２－12－４道路付属物工		第３編１－３－10道路付属物工	50
	２－12－５ケーブル配管工			214
	２－12－５ケーブル配管工	ハンドホール		214
	２－12－６照明工	照明柱基礎工		214
第13節　橋梁付属物工	２－13－２伸縮装置工		第３編１－３－24伸縮装置工	60
第３章　橋梁下部				
第３節　工場製作工	３－３－２刃口金物製作工		第３編１－12－１刃口金物製作工	172
	３－３－３鋼製橋脚製作工			216
	３－３－４アンカーフレーム製作工		第３編１－12－８アンカーフレーム製作工	184
	３－３－５工場塗装工		第３編１－12－11工場塗装工	186
第５節　軽量盛土工	３－５－２軽量盛土工		第１編２－４－３路体盛土工	42
第６節　橋台工	３－６－３既製杭工		第３編１－４－４既製杭工	68
	３－６－４場所打杭工		第３編１－４－５場所打杭工	70
	３－６－５深礎工		第３編１－４－６深礎工	70
	３－６－６オープンケーソン基礎工		第３編１－４－７オープンケーソン基礎工	72
	３－６－７ニューマチックケーソン基礎工		第３編１－４－８ニューマチックケーソン基礎工	72
	３－６－８橋台躯体工			218
第７節　ＲＣ橋脚工	３－７－３既製杭工		第３編１－４－４既製杭工	68
	３－７－４場所打杭工		第３編１－４－５場所打杭工	70
	３－７－５深礎工		第３編１－４－６深礎工	70
	３－７－６オープンケーソン基礎工		第３編１－４－７オープンケーソン基礎工	72
	３－７－７ニューマチックケーソン基礎工		第３編１－４－８ニューマチックケーソン基礎工	72
	３－７－８鋼管矢板基礎工		第３編１－４－９鋼管矢板基礎工	72
	３－７－９橋脚躯体工	張出式		220
		重力式		220
		半重力式		220
	３－７－９橋脚躯体工	ラーメン式		222
第８節　鋼製橋脚工	３－８－３既製杭工		第３編１－４－４既製杭工	68
	３－８－４場所打杭工		第３編１－４－５場所打杭工	70
	３－８－５深礎工		第３編１－４－６深礎工	70
	３－８－６オープンケーソン基礎工		第３編１－４－７オープンケーソン基礎工	72

【第４編　道路編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第８節　鋼製橋脚工	３－８－７ニューマチックケーソン基礎工		第３編１－４－８ニューマチックケーソン基礎工	72
	３－８－８鋼管矢板基礎工		第３編１－４－９鋼管矢板基礎工	72
	３－８－９橋脚フーチング工	Ｉ型・Ｔ型		222
	３－８－９橋脚フーチング工	門型		224
	３－８－10橋脚架設工	Ｉ型・Ｔ型		224
	３－８－10橋脚架設工	門型		224
	３－８－11現場継手工			224
	３－８－12現場塗装工		第３編１－３－31現場塗装工	66
第９節　護岸基礎工	３－９－３基礎工		第３編１－４－３基礎工（護岸工）	68
	３－９－４矢板工		第３編１－３－４矢板工	46
第10節　矢板護岸工	３－10－３笠コンクリート工		第３編１－４－３基礎工（護岸工）	68
	３－10－４矢板工		第３編１－３－４矢板工	46
第11節　法覆護岸工	３－11－２コンクリートブロック工		第３編１－５－３コンクリートブロック工	74
	３－11－３護岸付属物工		第５編１－７－４護岸付属物工	246
	３－11－４緑化ブロック工		第３編１－５－４緑化ブロック工	76
	３－11－５環境護岸ブロック工		第３編１－５－３コンクリートブロック工	74
	３－11－６石積（張）工		第３編１－５－５石積（張）工	76
	３－11－７法枠工		第３編１－14－４法枠工	196
	３－11－８多自然型護岸工	巨石張り	第３編１－３－26多自然型護岸工	62
	３－11－８多自然型護岸工	巨石積み	第３編１－３－26多自然型護岸工	62
	３－11－８多自然型護岸工	かごマット	第３編１－３－26多自然型護岸工	62
	３－11－９吹付工		第３編１－14－３吹付工	194
	３－11－10植生工		第３編１－14－２植生工	190
	３－11－11覆土工		第１編２－３－５法面整形工	38
	３－11－12羽口工	じゃかご	第３編１－３－27羽口工	62
		ふとんかご	第３編１－３－27羽口工	64
		かご枠	第３編１－３－27羽口工	64
		連節ブロック張り	第３編１－５－３連節ブロック張り	74
第12節　擁壁護岸工	３－12－３場所打擁壁工		第３編１－15－１場所打擁壁工	198
	３－12－４プレキャスト擁壁工		第３編１－15－２プレキャスト擁壁工	198
第４章　鋼橋上部				
第３節　工場製作工	４－３－３桁製作工		第３編１－12－３桁製作工	174
	４－３－４検査路製作工		第３編１－12－４検査路製作工	182
	４－３－５鋼製伸縮継手製作工		第３編１－12－５鋼製伸縮継手製作工	182
	４－３－６落橋防止装置製作工		第３編１－12－６落橋防止装置製作工	182
	４－３－７鋼製排水管製作工		第３編１－12－10鋼製排水管製作工	186
	４－３－８橋梁用防護柵製作工		第３編１－12－７橋梁用防護柵製作工	182
	４－３－９橋梁用高欄製作工			226
	４－３－10横断歩道橋製作工		第３編１－12－３桁製作工	174
	４－３－12アンカーフレーム製作工		第３編１－12－８アンカーフレーム製作工	184
	４－３－13工場塗装工		第３編１－12－11工場塗装工	186

【第４編　道路編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第５節　鋼橋架設工	４－５－４架設工（クレーン架設）		第３編１－13架設工（鋼橋）	188
	４－５－５架設工（ケーブルクレーン架設）		第３編１－13架設工（鋼橋）	188
	４－５－６架設工（ケーブルエレクション架設）		第３編１－13架設工（鋼橋）	188
	４－５－７架設工（架設桁架設）		第３編１－13架設工（鋼橋）	188
	４－５－８架設工（送出し架設）		第３編１－13架設工（鋼橋）	188
	４－５－９架設工（トラベラークレーン架設）		第３編１－13架設工（鋼橋）	188
	４－５－10支承工	鋼製支承		226
	４－５－10支承工	ゴム支承		226
第６節　橋梁現場塗装工	４－６－３現場塗装工		第３編１－３－31現場塗装工	66
第７節　床版工	４－７－２床版工		第３編１－18－２床版工	204
第８節　橋梁付属物工	４－８－２伸縮装置工		第３編１－３－24伸縮装置工	60
	４－８－３落橋防止装置工			228
	４－８－３アンカー工（橋梁耐震補強工事）			228
	４－８－５地覆工			228
	４－８－６橋梁用防護柵工			228
	４－８－７橋梁用高欄工			228
	４－８－８検査路工			230
第９節　歩道橋本体工	４－９－３既製杭工		第３編１－４－４既製杭工	68
	４－９－４場所打杭工		第３編１－４－５場所打杭工	70
	４－９－５橋脚フーチング工	Ｉ型	第４編３－８－９橋脚フーチング工	222
		Ｔ型	第４編３－８－９橋脚フーチング工	222
	４－９－６歩道橋（側道橋）架設工		第３編１－13架設工（鋼橋）	188
	４－９－７現場塗装工		第３編１－３－31現場塗装工	66
第５章　コンクリート橋上部				
第３節　工場製作工	５－３－２プレビーム用桁製作工		第３編１－12－９プレビーム用桁製作工	184
	５－３－３橋梁用防護柵製作工		第３編１－12－７橋梁用防護柵製作工	182
	５－３－４鋼製伸縮継手製作工		第３編１－12－５鋼製伸縮継手製作工	182
	５－３－５検査路製作工		第３編１－12－４検査路製作工	182
	５－３－６工場塗装工		第３編１－12－11工場塗装工	186
第５節　ＰＣ橋工	５－５－２プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	第３編１－３－12プレテンション桁製作工（購入工）	52
		スラブ橋	第３編１－３－12プレテンション桁製作工（購入工）	52
	５－５－３ポストテンション桁製作工		第３編１－３－13ポストテンション桁製作工	52
	５－５－４プレキャストセグメント製作工（購入工）		第３編１－３－13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	54
	５－５－５プレキャストセグメント主桁組立工		第３編１－３－14プレキャストセグメント主桁組立工	54
	５－５－６支承工		第４編４－５－10支承工	226
	５－５－７架設工（クレーン架設）		第３編１－13架設工（コンクリート橋）	190
	５－５－８架設工（架設桁架設）		第３編１－13架設工（コンクリート橋）	190
	５－５－９床版・横組工		第３編１－18－２床版工	204
	５－５－10落橋防止装置工		第４編４－８－３落橋防止装置工	228

【第４編　道路編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第６節　プレビーム桁橋工	５－６－２プレビーム桁製作工（現場）			230
	５－６－３支承工		第４編４－５－10支承工	226
	５－６－４架設工（クレーン架設）		第３編１－13架設工（鋼橋）	188
	５－６－５架設工（架設桁架設）		第３編１－13架設工（鋼橋）	188
	５－６－６床版・横組工		第３編１－18－２床版工	204
	５－６－９落橋防止装置工		第４編４－８－３落橋防止装置工	228
第７節　ＰＣホロースラブ橋工	５－７－３支承工		第４編４－５－10支承工	226
	５－７－４ＰＣホロースラブ製作工		第３編１－３－15ＰＣホロースラブ製作工	54
	５－７－５落橋防止装置工		第４編４－８－３落橋防止装置工	228
第８節　ＲＣホロースラブ橋工	５－８－３支承工		第４編４－５－10支承工	226
	５－８－４ＲＣ場所打ホロースラブ製作工		第３編１－３－15ＰＣホロースラブ製作工	54
	５－８－５落橋防止装置工		第４編４－８－３落橋防止装置工	228
第９節　ＰＣ版桁橋工	５－９－２ＰＣ版桁製作工		第３編１－３－15ＰＣホロースラブ製作工	54
第10節　ＰＣ箱桁橋工	５－10－３支承工		第４編４－５－10支承工	226
	５－10－４ＰＣ箱桁製作工		第３編１－３－16ＰＣ箱桁製作工	56
	５－10－５落橋防止装置工		第４編４－８－３落橋防止装置工	228
第11節　ＰＣ片持箱桁橋工	５－11－２ＰＣ片持箱桁製作工		第３編１－３－16ＰＣ箱桁製作工	56
	５－11－３支承工		第４編４－５－10支承工	226
	５－11－４架設工（片持架設）		第３編１－13架設工（コンクリート橋）	190
第12節　ＰＣ押出し箱桁橋工	５－12－２ＰＣ押出し箱桁製作工		第３編１－３－16ＰＣ押出し箱桁製作工	56
	５－12－３架設工（押出し架設）		第３編１－13架設工（コンクリート橋）	190
第13節　橋梁付属物工	５－13－２伸縮装置工		第３編１－３－24伸縮装置工	60
	５－13－４地覆工		第４編４－８－５地覆工	228
	５－13－５橋梁用防護柵工		第４編４－８－６橋梁用防護柵工	228
	５－13－６橋梁用高欄工		第４編４－８－７橋梁用高欄工	228
	５－13－７検査路工		第４編４－８－８検査路工	230
第６章　トンネル（ＮＡＴＭ）				
第４節　支保工	６－４－３吹付工			230
	６－４－４ロックボルト工			230
第５節　覆工	６－５－３覆工コンクリート工			232
	６－５－４側壁コンクリート工		第４編６－５－３覆工コンクリート工	232
	６－５－５床版コンクリート工			232
第６節　インバート工	６－６－４インバート本体工			234
第７節　坑内付帯工	６－７－５地下排水工		第３編１－３－29暗渠工	66
第８節　坑門工	６－８－４坑門本体工			234
	６－８－５明り巻工			234
第11章　共同溝				
第３節　工場製作工	11－３－３工場塗装工		第３編１－12－11工場塗装工	186
第６節　現場打構築工	11－６－２現場打躯体工			236
	11－６－４カラー継手工			236
	11－６－５防水工	防水		236
	11－６－５防水工	防水保護工		236
	11－６－５防水工	防水壁		238
第７節　プレキャスト構築工	11－７－２プレキャスト躯体工			238

【第４編　道路編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第12章　電線共同溝				
第５節　電線共同溝工	12－５－２管路工	管路部		238
	12－５－３プレキャストボックス工	特殊部		240
	12－５－４現場打ちボックス工	特殊部	第４編11－６－２現場打躯体工	236
第６節　付帯設備工	12－６－２ハンドホール工			240
第13章　情報ボックス工				
第３節　情報ボックス工	13－３－４管路工	管路部	第４編12－５－２管路工（管路部）	238
第４節　付帯設備工	13－４－２ハンドホール工		第４編12－６－２ハンドホール工	240
第14章　道路維持				
第４節　舗装工	14－４－３路面切削工		第３編１－６－15路面切削工	152
	14－４－４舗装打換え工		第３編１－６－16舗装打換え工	152
	14－４－５切削オーバーレイ工			242
	14－４－６オーバーレイ工		第３編１－６－17オーバーレイ工	154
	14－４－７路上再生工			244
	14－４－８薄層カラー舗装工		第３編１－６－13薄層カラー舗装工	144
第５節　排水構造物工	14－５－３側溝工		第３編１－３－29側溝工	64
	14－５－４管渠工		第３編１－３－29側溝工	64
	14－５－５集水桝・マンホール工		第３編１－３－30集水桝工	66
	14－５－６地下排水工		第３編１－３－29暗渠工	66
	14－５－７場所打水路工		第３編１－３－29場所打水路工	64
	14－５－８排水工		第３編１－３－29側溝工	64
第６節　防護柵工	14－６－３路側防護柵工		第３編１－３－８路側防護柵工	48
	14－６－４防止柵工		第３編１－３－７防止柵工	48
	14－６－５ボックスビーム工		第３編１－３－８路側防護柵工	48
	14－６－６車止めポスト工		第３編１－３－７防止柵工	48
第７節　標識工	14－７－３小型標識工		第３編１－３－６小型標識工	46
	14－７－４大型標識工		第４編２－９－４大型標識工	212
第８節　道路付属施設工	14－８－４道路付属物工		第３編１－３－10道路付属物工	50
	14－８－５ケーブル配管工		第４編２－12－５ケーブル配管工	214
	14－８－６照明工		第４編２－12－６照明工	214
第９節　軽量盛土工	14－９－２軽量盛土工		第１編２－４－３路体盛土工	42
第10節　擁壁工	14－10－３場所打擁壁工		第３編１－15－１場所打擁壁工	198
	14－10－４プレキャスト擁壁工		第３編１－15－２プレキャスト擁壁工	198
第11節　石・ブロック積（張）工	14－11－３コンクリートブロック工		第３編１－５－３コンクリートブロック工	74
	14－11－４石積（張）工		第３編１－５－５石積（張）工	76
第12節　カルバート工	14－12－４場所打函渠工		第４編１－９－６場所打函渠工	206
	14－12－５プレキャストカルバート工		第３編１－３－28プレキャストカルバート工	64
第13節　法面工	14－13－２植生工		第３編１－14－２植生工	190
	14－13－３法面吹付工		第３編１－14－３吹付工	194
	14－13－４法枠工		第３編１－14－４法枠工	196
	14－13－６アンカー工		第３編１－14－６アンカー工	196
	14－13－７かご工	じゃかご	第３編１－３－27羽口工	62
		ふとんかご	第３編１－３－27羽口工	64
第15節　橋梁付属物工	14－15－２伸縮継手工		第３編１－３－24伸縮装置工	60
	14－15－４地覆工		第４編４－８－５地覆工	228
	14－15－５橋梁用防護柵工		第４編４－８－６橋梁用防護柵工	228
	14－15－６橋梁用高欄工		第４編４－８－７橋梁用高欄工	228
	14－15－７検査路工		第４編４－８－８検査路工	230
第17節　現場塗装工	14－17－６コンクリート面塗装工		第３編１－３－11コンクリート面塗装工	50

【第４編　道路編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第15章　道路修繕				
第３節　工場製作工	15－３－４桁補強材製作工			244
	15－３－５落橋防止装置製作工		第３編１－12－６落橋防止装置製作工	182
第５節　舗装工	15－５－３路面切削工		第３編１－６－15路面切削工	152
	15－５－４舗装打換え工		第３編１－６－16舗装打換え工	152
	15－５－５切削オーバーレイ工		第４編14－４－５切削オーバーレイ工	242
	15－５－６オーバーレイ工		第３編１－６－17オーバーレイ工	154
	15－５－７路上再生工		第４編14－４－７路上再生工	244
	15－５－８薄層カラー舗装工		第３編１－６－13薄層カラー舗装工	144
第６節　排水構造物工	15－６－３側溝工		第３編１－３－29側溝工	64
	15－６－４管渠工		第３編１－３－29側溝工	64
	15－６－５集水桝・マンホール工		第３編１－３－30集水桝工	66
	15－６－６地下排水工		第３編１－３－29暗渠工	66
	15－６－７場所打水路工		第３編１－３－29場所打水路工	64
	15－６－８排水工		第３編１－３－29側溝工	64
第７節　縁石工	15－７－３縁石工		第３編１－３－５縁石工	46
第８節　防護柵工	15－８－３路側防護柵工		第３編１－３－８路側防護柵工	48
	15－８－４防止柵工		第３編１－３－７防止柵工	48
	15－８－５ボックスビーム工		第３編１－３－８路側防護柵工	48
	15－８－６車止めポスト工		第３編１－３－７防止柵工	48
第９節　標識工	15－９－３小型標識工		第３編１－３－６小型標識工	46
	15－９－４大型標識工		第４編２－９－４大型標識工	212
第10節　区画線工	15－10－２区画線工		第３編１－３－９区画線工	50
第12節　道路付属施設工	15－12－４道路付属物工		第３編１－３－10道路付属物工	50
	15－12－５ケーブル配管工		第４編２－12－５ケーブル配管工	214
	15－12－６照明工		第４編２－12－６照明工	214
第13節　軽量盛土工	15－13－２軽量盛土工		第１編２－４－３路体盛土工	42
第14節　擁壁工	15－14－３場所打擁壁工		第３編１－15－１場所打擁壁工	198
	15－14－４プレキャスト擁壁工		第３編１－15－２プレキャスト擁壁工	198
第15節　石・ブロック積（張）工	15－15－３コンクリートブロック工		第３編１－５－３コンクリートブロック工	74
	15－15－４石積（張）工		第３編１－５－５石積（張）工	76
第16節　カルバート工	15－16－４場所打函渠工		第４編１－９－６場所打函渠工	206
	15－16－５プレキャストカルバート工		第３編１－３－28プレキャストカルバート工	64
第17節　法面工	15－17－２植生工		第３編１－14－２植生工	190
	15－17－３法面吹付工		第３編１－14－３吹付工	194
	15－17－４法枠工		第３編１－14－４法枠工	196
	15－17－６アンカー工		第３編１－14－６アンカー工	196
	15－17－７かご工	じゃかご	第３編１－３－27羽口工	62
		ふとんかご	第３編１－３－27羽口工	64
第18節　落石雪害防止工	15－18－４落石防止網工		第４編１－11－４落石防止網工	206
	15－18－５落石防護柵工		第４編１－11－５落石防護柵工	206
	15－18－６防雪柵工		第４編１－11－６防雪柵工	208
	15－18－７雪崩予防柵工		第４編１－11－７雪崩予防柵工	208
第20節　鋼桁工	15－20－３鋼桁補強工		第４編15－３－４桁補強材製作工	244
第21節　橋梁支承工	15－21－３鋼橋支承工		第４編４－５－10支承工	226
	15－21－４ＰＣ橋支承工		第４編４－５－10支承工	226

【第４編　道路編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第22節　橋梁付属物工	15－22－３伸縮継手工		第３編１－３－24伸縮装置工	60
	15－22－４落橋防止装置工		第４編４－８－３落橋防止装置工	228
	15－22－６地覆工		第４編４－８－５地覆工	228
	15－22－７橋梁用防護柵工		第４編４－８－６橋梁用防護柵工	228
	15－22－８橋梁用高欄工		第４編４－８－７橋梁用高欄工	228
	15－22－９検査路工		第４編４－８－８検査路工	230
第25節　現場塗装工	15－25－３橋梁塗装工		第３編１－３－31現場塗装工	66
	15－25－６コンクリート面塗装工		第３編１－３－11コンクリート面塗装工	50

【第５編　河川編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第１章　築堤護岸工				
第３節　計量盛土工	１－３－１軽量盛土工		第１編２－４－３路体盛土工	42
第４節　地盤改良工	１－４－２表層安定処理工		第３編１－７－４表層安定処理工	156
	１－４－３パイルネット工		第３編１－７－５パイルネット工	158
	１－４－４バーチカルドレーン工		第３編１－７－７バーチカルドレーン工	160
	１－４－５締固め改良工		第３編１－７－８締固め改良工	160
	１－４－６固結工		第３編１－７－９固結工	160
第５節　護岸基礎工	１－５－３基礎工		第３編１－４－３基礎工（護岸）	68
	１－５－４矢板工		第３編１－３－４矢板工	46
第６節　矢板護岸工	１－６－３笠コンクリート工		第３編１－４－３基礎工（護岸）	68
	１－６－４矢板工		第３編１－３－４矢板工	46
第７節　法覆護岸工	１－７－３コンクリートブロック工		第３編１－５－３コンクリートブロック工	74
	１－７－４護岸付属物工			246
	１－７－５緑化ブロック工		第３編１－５－４緑化ブロック工	76
	１－７－６環境護岸ブロック工		第３編１－５－３コンクリートブロック工	74
	１－７－７石積（張）工		第３編１－５－５石積（張）工	76
	１－７－８法枠工		第３編１－14－４法枠工	196
	１－７－９多自然型護岸工	巨石張り	第３編１－３－26多自然型護岸工	62
		巨石積み	第３編１－３－26多自然型護岸工	62
		かごマット	第３編１－３－26多自然型護岸工	62
	１－７－10吹付工		第３編１－14－３吹付工	194
	１－７－11植生工		第３編１－14－２植生工	190
	１－７－12覆土工		第１編２－３－５法面整形工	38
	１－７－13羽口工	じゃかご	第３編１－３－27羽口工	62
		ふとんかご	第３編１－３－27羽口工	64
		かご枠	第３編１－３－27羽口工	64
		連節ブロック張り	第３編１－５－３連節ブロック張り	74
第８節　擁壁護岸工	１－８－３場所打擁壁工		第３編１－15－１場所打擁壁工	198
	１－８－４プレキャスト擁壁工		第３編１－15－２プレキャスト擁壁工	198
第９節　根固め工	１－９－３根固めブロック工		第３編１－３－17根固めブロック工	58
	１－９－５沈床工		第３編１－３－18沈床工	58
	１－９－６捨石工		第３編１－３－19捨石工	58
	１－９－７かご工	じゃかご	第３編１－３－27羽口工	62
		ふとんかご	第３編１－３－27羽口工	64
第10節　水制工	１－10－３沈床工		第３編１－３－18沈床工	58
	１－10－４捨石工		第３編１－３－19捨石工	58
	１－10－５かご工	じゃかご	第３編１－３－27羽口工	62
		ふとんかご	第３編１－３－27羽口工	64
	１－10－８杭出し水制工			246

【第５編　河川編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第11節　付帯道路工	１－11－３路側防護柵工		第３編１－３－８路側防護柵工	48
	１－11－５アスファルト舗装工		第３編１－６－７アスファルト舗装工	78
	１－11－６コンクリート舗装工		第３編１－６－12コンクリート舗装工	124
	１－11－７薄層カラー舗装工		第３編１－６－13薄層カラー舗装工	144
	１－11－８ブロック舗装工		第３編１－６－14ブロック舗装工	148
	１－11－９側溝工		第３編１－３－29側溝工	64
	１－11－10集水桝工		第３編１－３－30集水桝工	66
	１－11－11縁石工		第３編１－３－５縁石工	46
	１－11－12区画線工		第３編１－３－９区画線工	50
第12節　付帯道路施設工	１－12－３道路付属物工		第３編１－３－10道路付属物工	50
	１－12－４標識工		第３編１－３－６小型標識工	46
第13節　光ケーブル配管工	１－13－３配管工			246
	１－13－４ハンドホール工			246
第２章　浚渫（川）				
第３節　浚渫工	２－３－２浚渫船運転工（民船・官船）		第３編１－16－３浚渫船運転工	202
第４節　浚渫工	２－４－２浚渫船運転工		第３編１－16－３浚渫船運転工	202
第５節　浚渫工	２－５－２浚渫船運転工		第３編１－16－３浚渫船運転工	202
第３章　樋門・樋管				
第３節　軽量盛土工	３－３－２軽量盛土工		第１編２－４－３路体盛土工	42
第４節　地盤改良工	３－４－２固結工		第３編１－７－９固結工	160
第５節　樋門・樋管本体工	３－５－３既製杭工		第３編１－４－４既製杭工	68
	３－５－４場所打杭工		第３編１－４－５場所打杭工	70
	３－５－５矢板工		第３編１－３－４矢板工	46
	３－５－６函渠工	本体工		248
	３－５－６函渠工	ヒューム管		248
		ＰＣ管		248
		コルゲートパイプ		248
		ダクタイル鋳鉄管		248
		ＰＣ函渠	第３編１－３－28プレキャストカルバート工	64
	３－５－７翼壁工			250
	３－５－８水叩工			250
第６節　護床工	３－６－３根固めブロック工		第３編１－３－17根固めブロック工	58
	３－６－５沈床工		第３編１－３－18沈床工	58
	３－６－６捨石工		第３編１－３－19捨石工	58
	３－６－７かご工	じゃかご	第３編１－３－27羽口工	62
		ふとんかご	第３編１－３－27羽口工	64
第７節　水路工	３－７－３側溝工		第３編１－３－29側溝工	64
	３－７－４集水桝工		第３編１－３－30集水桝工	66
	３－７－５暗渠工		第３編１－３－29暗渠工	66
	３－７－６樋門接続暗渠工		第３編１－３－28プレキャストカルバート工	64
第８節　付属物設置工	３－８－３防止柵工		第３編１－３－７防止柵工	48
	３－８－７階段工		第３編１－３－22階段工	60

【第５編　河川編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第４章　水門				
第３節　工場製作工	４－３－３桁製作工		第３編１－12－３桁製作工	174
	４－３－４鋼製伸縮継手製作工		第３編１－12－５鋼製伸縮継手製作工	182
	４－３－５落橋防止装置製作工		第３編１－12－６落橋防止装置製作工	182
	４－３－６鋼製排水管製作工		第３編１－12－10鋼製排水管製作工	186
	４－３－７橋梁用防護柵製作工		第３編１－12－７橋梁用防護柵製作工	182
	４－３－９仮設材製作工		第３編１－12－１仮設材製作工	172
	４－３－10工場塗装工		第３編１－12－11工場塗装工	186
第５節　軽量盛土工	４－５－２軽量盛土工		第１編２－４－３路体盛土工	42
第６節　水門本体工	４－６－４既製杭工		第３編１－４－４既製杭工	68
	４－６－５場所打杭工		第３編１－４－５場所打杭工	70
	４－６－６矢板工（遮水矢板）		第３編１－３－４矢板工	46
	４－６－７床版工			250
	４－６－８堰柱工			250
	４－６－９門柱工			250
	４－６－10ゲート操作台工			250
	４－６－11胸壁工			250
	４－６－12翼壁工		第５編３－５－７翼壁工	250
	４－６－13水叩工		第５編３－５－８水叩工	250
第７節　護床工	４－７－３根固めブロック工		第３編１－３－17根固めブロック工	58
	４－７－５沈床工		第３編１－３－18沈床工	58
	４－７－６捨石工		第３編１－３－19捨石工	58
	４－７－７かご工	じゃかご	第３編１－３－27羽口工	62
		ふとんかご	第３編１－３－27羽口工	64
第８節　付属物設置工	４－８－３防止柵工		第３編１－３－７防止柵工	48
	４－８－８階段工		第３編１－３－22階段工	60
第９節　鋼管理橋上部工	４－９－４架設工（クレーン架設）		第３編１－13架設工（鋼橋）	188
	４－９－５架設工（ケーブルクレーン架設）		第３編１－13架設工（鋼橋）	188
	４－９－６架設工（ケーブルエレクション架設）		第３編１－13架設工（鋼橋）	188
	４－９－７架設工（架設桁架設）		第３編１－13架設工（鋼橋）	188
	４－９－８架設工（送出し架設）		第３編１－13架設工（鋼橋）	188
	４－９－９架設工（トラベラークレーン架設）		第３編１－13架設工（鋼橋）	188
	４－９－10支承工		第４編４－５－10支承工	226
第10節　橋梁現場塗装工	４－10－２現場塗装工		第３編１－３－31現場塗装工	66
第11節　床版工	４－11－２床版工		第３編１－18－２床版工	204
第12節　橋梁付属物工(鋼管理橋)	４－12－２伸縮装置工		第３編１－３－24伸縮装置工	60
	４－12－４地覆工		第４編４－８－５地覆工	228
	４－12－５橋梁用防護柵工		第４編４－８－６橋梁用防護柵工	228
	４－12－６橋梁用高欄工		第４編４－８－７橋梁用高欄工	228
	４－12－７検査路工		第４編４－８－８検査路工	230

【第５編　河川編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第14節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ橋）	４－14－２プレテンション桁製作工（購入工）		第３編１－３－12プレテンション桁製作工（購入工）	52
	４－14－３ポストテンション桁製作工		第３編１－３－13ポストテンション桁製作工	52
	４－14－４プレキャストセグメント製作工（購入工）		第３編１－３－13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	54
	４－14－５プレキャストセグメント主桁組立工		第３編１－３－14プレキャストセグメント主桁組立工	54
	４－14－６支承工		第４編４－５－10支承工	226
	４－14－７架設工（クレーン架設）		第３編１－13架設工（コンクリート橋）	190
	４－14－８架設工（架設桁架設）		第３編１－13架設工（コンクリート橋）	190
	４－14－９床版・横組工		第３編１－18－２床版工	204
	４－14－10落橋防止装置工		第４編４－８－３落橋防止装置工	228
第15節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣホロースラブ橋）	４－15－３支承工		第４編４－５－10支承工	226
	４－15－４落橋防止装置工		第４編４－８－３落橋防止装置工	228
	４－15－５ＰＣホロースラブ製作工		第３編１－３－15ＰＣホロースラブ製作工	54
第16節　橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	４－16－２伸縮装置工		第３編１－３－24伸縮装置工	60
	４－16－４地覆工		第４編４－８－５地覆工	228
	４－16－５橋梁用防護柵工		第４編４－８－６橋梁用防護柵工	228
	４－16－６橋梁用高欄工		第４編４－８－７橋梁用高欄工	228
	４－16－７検査路工		第４編４－８－８検査路工	230
第18節　舗装工	４－18－５アスファルト舗装工		第３編１－６－７アスファルト舗装工	78
	４－18－６半たわみ性舗装工		第３編１－６－８半たわみ性舗装工	90
	４－18－７排水性舗装工		第３編１－６－９排水性舗装工	102
	４－18－８透水性舗装工		第３編１－６－10透水性舗装工	114
	４－18－９グースアスファルト舗装工		第３編１－６－11グースアスファルト舗装工	118
	４－18－10コンクリート舗装工		第３編１－６－12コンクリート舗装工	124
	４－18－11薄層カラー舗装工		第３編１－６－13薄層カラー舗装工	144
	４－18－12ブロック舗装工		第３編１－６－14ブロック舗装工	148
第５章　堰				
第３節　工場製作工	５－３－３刃口金物製作工		第３編１－12－１刃口金物製作工	172
	５－３－４桁製作工		第３編１－12－３桁製作工	174
	５－３－５検査路製作工		第３編１－12－４検査路製作工	182
	５－３－６鋼製伸縮継手製作工		第３編１－12－５鋼製伸縮継手製作工	182
	５－３－７落橋防止装置製作工		第３編１－12－６落橋防止装置製作工	182
	５－３－８鋼製排水管製作工		第３編１－12－10鋼製排水管製作工	186
	５－３－９プレビーム用桁製作工		第３編１－12－９プレビーム用桁製作工	184
	５－３－10橋梁用防護柵製作工		第３編１－12－７橋梁用防護柵製作工	182
	５－３－12アンカーフレーム製作工		第３編１－12－８アンカーフレーム製作工	184
	５－３－13仮設材製作工		第３編１－12－１仮設材製作工	172
	５－３－14工場塗装工		第３編１－12－11工場塗装工	186
第５節　軽量盛土工	５－５－２軽量盛土工		第１編２－４－３路体盛土工	42

【第５編　河川編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第６節　可動堰本体工	５－６－３既製杭工		第３編１－４－４既製杭工	68
	５－６－４場所打杭工		第３編１－４－５場所打杭工	70
	５－６－５オープンケーソン基礎工		第３編１－４－７オープンケーソン基礎工	72
	５－６－６ニューマチックケーソン基礎工		第３編１－４－８ニューマチックケーソン基礎工	72
	５－６－７矢板工		第３編１－３－４矢板工	46
	５－６－８床版工		第５編４－６－７床版工	250
	５－６－９堰柱工		第５編４－６－８堰柱工	250
	５－６－10門柱工		第５編４－６－９門柱工	250
	５－６－11ゲート操作台工		第５編４－６－10ゲート操作台工	250
	５－６－12水叩工		第５編３－５－８水叩工	250
	５－６－13閘門工			250
	５－６－14土砂吐工			250
	５－６－15取付擁壁工		第３編１－15－１場所打擁壁工	198
第７節　固定堰本体工	５－７－３既製杭工		第３編１－４－４既製杭工	68
	５－７－４場所打杭工		第３編１－４－５場所打杭工	70
	５－７－５オープンケーソン基礎工		第３編１－４－７オープンケーソン基礎工	72
	５－７－６ニューマチックケーソン基礎工		第３編１－４－８ニューマチックケーソン基礎工	72
	５－７－７矢板工		第３編１－３－４矢板工	46
	５－７－８堰本体工			250
	５－７－９水叩工			250
	５－７－10土砂吐工			250
	５－７－11取付擁壁工		第３編１－15－１場所打擁壁工	198
第８節　魚道工	５－８－３魚道本体工			252
第９節　管理橋下部工	５－９－２管理橋橋台工			252
第10節　鋼管理橋上部項	５－10－４架設工（クレーン架設）		第３編１－13架設工（鋼橋）	188
	５－10－５架設工（ケーブルクレーン架設）		第３編１－13架設工（鋼橋）	188
	５－10－６架設工（ケーブルエレクション架設）		第３編１－13架設工（鋼橋）	188
	５－10－７架設工（架設桁架設）		第３編１－13架設工（鋼橋）	188
	５－10－８架設工（送出し架設）		第３編１－13架設工（鋼橋）	188
	５－10－９架設工（トラベラークレーン架設）		第３編１－13架設工（鋼橋）	188
	５－10－10支承工		第４編４－５－10支承工	226
第11節　橋梁現場塗装工	５－11－２現場塗装工		第３編１－３－31現場塗装工	66
第12節　床版工	５－12－２床版工		第３編１－18－２床版工	204
第13節　橋梁付属物工(鋼管理橋)	５－13－２伸縮装置工		第３編１－３－24伸縮装置工	60
	５－13－４地覆工		第４編４－８－５地覆工	228
	５－13－５橋梁用防護柵工		第４編４－８－６橋梁用防護柵工	228
	５－13－６橋梁用高欄工		第４編４－８－７橋梁用高欄工	228
	５－13－７検査路工		第４編４－８－８検査路工	230

【第５編　河川編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第15節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ橋）	５－15－２プレテンション桁製作工（購入工）		第３編１－３－12プレテンション桁製作工（購入工）	52
	５－15－３ポストテンション桁製作工		第３編１－３－13ポストテンション桁製作工	52
	５－15－４プレキャストセグメント製作工（購入工）		第３編１－３－13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	54
	５－15－５プレキャストセグメント主桁組立工		第３編１－３－14プレキャストセグメント主桁組立工	54
	５－15－６支承工		第４編４－５－10支承工	226
	５－15－７架設工（クレーン架設）		第３編１－13架設工（コンクリート橋）	190
	５－15－８架設工（架設桁架設）		第３編１－13架設工（コンクリート橋）	190
	５－15－９床版・横組工		第３編１－18－２床版工	204
	５－15－10落橋防止装置工		第４編４－８－３落橋防止装置工	228
第16節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣホロースラブ橋）	５－16－３支承工		第４編４－５－10支承工	226
	５－16－４落橋防止装置工		第４編４－８－３落橋防止装置工	228
	５－16－５ＰＣホロースラブ製作工		第３編１－３－15ＰＣホロースラブ製作工	54
第17節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ箱桁橋）	５－17－３支承工		第４編４－５－10支承工	226
	５－17－４ＰＣ箱桁製作工		第３編１－３－16ＰＣ箱桁製作工	56
	５－17－５落橋防止装置工		第４編４－８－３落橋防止装置工	228
第18節　橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	５－18－２伸縮装置工		第３編１－３－24伸縮装置工	60
	５－18－４地覆工		第４編４－８－５地覆工	228
	５－18－５橋梁用防護柵工		第４編４－８－６橋梁用防護柵工	228
	５－18－６橋梁用高欄工		第４編４－８－７橋梁用高欄工	228
	５－18－７検査路工		第４編４－８－８検査路工	230
第20節　付属物設置工	５－20－３防止柵工		第３編１－３－７防止柵工	48
	５－20－７階段工		第３編１－３－22階段工	60
第６章　排水機場				
第３節　軽量盛土工	６－３－２軽量盛土工		第１編２－４－３路体盛土工	42
第４節　機場本体工	６－４－３既製杭工		第３編１－４－４既製杭工	68
	６－４－４場所打杭工		第３編１－４－５場所打杭工	70
	６－４－５矢板工		第３編１－３－４矢板工	46
	６－４－６本体工			254
	６－４－７燃料貯油槽工			254
第５節　沈砂池工	６－５－３既製杭工		第３編１－４－４既製杭工	68
	６－５－４場所打杭工		第３編１－４－５場所打杭工	70
	６－５－５矢板工		第３編１－３－４矢板工	46
	６－５－６場所打擁壁工		第３編１－15－１場所打擁壁工	198
	６－５－７コンクリート床版工			254
	６－５－８ブロック床版工		第３編１－３－17根固めブロック工	58
	６－５－９場所打水路工		第３編１－３－29場所打水路工	64
第６節　吐出水槽工	６－６－３既製杭工		第３編１－４－４既製杭工	68
	６－６－４場所打杭工		第３編１－４－５場所打杭工	70
	６－６－５矢板工		第３編１－３－４矢板工	46
	６－６－６本体工		第５編６－４－６本体工	254
第７章　床止め・床固め				
第３節　軽量盛土工	７－３－２軽量盛土工		第１編２－４－３路体盛土工	42

【第５編　河川編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第４節　床止め工	７－４－４既製杭工		第３編１－４－４既製杭工	68
	７－４－５矢板工		第３編１－３－４矢板工	46
	７－４－６本体工	床固め本体工		256
		植石張り	第３編１－５－５石積（張）工	76
		根固めブロック工	第３編１－３－17根固めブロック工	58
	７－４－７取付擁壁工		第３編１－15－１場所打擁壁工	198
	７－４－８水叩工	水叩工		256
		巨石張り	第３編１－３－26多自然型護岸工	62
		根固めブロック工	第３編１－３－17根固めブロック工	58
第５節　床固め工	７－５－４本堤工		第５編７－４－６本体工	256
	７－５－５垂直壁工		第５編７－４－６本体工	256
	７－５－６側壁工			256
	７－５－７水叩工		第５編７－４－８水叩工	256
第６節　山留擁壁工	７－６－３コンクリート擁壁工		第３編１－15－１場所打擁壁工	198
	７－６－４ブロック積擁壁工		第３編１－５－３コンクリートブロック工	74
	７－６－５石積擁壁工		第３編１－５－５石積（張）工	76
	７－６－６山留擁壁基礎工		第３編１－４－３基礎工（護岸）	68
第８章　河川維持				
第６節　路面補修工	８－６－３不陸整正工		第１編２－３－６堤防天端工	38
	８－６－４コンクリート舗装補修工		第３編１－６－12コンクリート舗装工	124
	８－６－５アスファルト舗装補修工		第３編１－６－７アスファルト舗装工	78
第７節　付属物復旧工	８－７－２付属物復旧工		第３編１－３－８路側防護柵工	48
第８節　付属物設置工	８－８－３防護柵工		第３編１－３－７防止柵工	48
	８－８－５付属物設置工		第３編１－３－10道路付属物工	50
第９節　光ケーブル配管工	８－９－３配管工		第５編１－13－３配管工	246
	８－９－４ハンドホール工		第５編１－13－４ハンドホール工	246
第11節　植栽維持工	８－11－３樹木・芝生管理工		第３編１－14－２植生工	190
第９章　河川修繕				
第３節　軽量盛土工	９－３－２軽量盛土工		第１編２－４－３路体盛土工	42
第４節　腹付工	９－４－２覆土工		第１編２－３－５法面整形工	38
	９－４－３植生工		第３編１－14－２植生工	190
第５節　側帯工	９－５－２縁切工	じゃかご工	第３編１－３－27羽口工	62
		連節ブロック張り	第３編１－５－３コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	74
		コンクリートブロック張り	第３編１－５－３コンクリートブロック工	74
		石張工	第３編１－５－５石積（張）工	76
	９－５－３植生工		第３編１－14－２植生工	190
第６節　堤脚保護工	９－６－３石積工		第３編１－５－５石積（張）工	76
	９－６－４コンクリートブロック工		第３編１－５－３コンクリートブロック工	74
第７節　管理用通路工	９－７－２防護柵工		第３編１－３－７防止柵工	48
	９－７－４路面切削工		第３編１－６－15路面切削工	152
	９－７－５舗装打換え工		第３編１－６－16舗装打換え工	152
	９－７－６オーバーレイ工		第３編１－６－17オーバーレイ工	154
	９－７－７排水構造物工	プレキャストＵ型側溝・管（函）渠	第３編１－３－29側溝工	64
		集水桝工	第３編１－３－30集水桝工	66
	９－７－８道路付属物工	歩車道境界ブロック	第３編１－３－５縁石工	46
第８節　現場塗装工	９－８－３付属物塗装工		第３編１－３－31現場塗装工	66
	９－８－４コンクリート面塗装工		第３編１－３－11コンクリート面塗装工	50

【第６編　河川海岸編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第１章　堤防・護岸				
第３節　軽量盛土工	１－３－２軽量盛土工		第１編２－４－３路体盛土工	42
第４節　地盤改良工	１－４－２表層安定処理工		第３編１－７－４表層安定処理工	156
	１－４－３パイルネット工		第３編１－７－５パイルネット工	158
	１－４－４バーチカルドレーン工		第３編１－７－７バーチカルドレーン工	160
	１－４－５締固め改良工		第３編１－７－８締固め改良工	160
	１－４－６固結工		第３編１－７－９固結工	160
第５節　護岸基礎工	１－５－４捨石工		第３編１－３－19捨石工	58
	１－５－５場所打コンクリート工			258
	１－５－６海岸コンクリートブロック工（護岸工）			258
	１－５－７笠コンクリート工		第３編１－４－３基礎工（護岸）	68
	１－５－８基礎工		第３編１－４－３基礎工（護岸）	68
	１－５－９矢板工		第３編１－３－４矢板工	46
第６節　護岸工	１－６－３石積（張）工		第３編１－５－５石積（張）工	76
	１－６－４海岸コンクリートブロック工（護岸工）			258
	１－６－５コンクリート被覆工			260
第７節　擁壁工	１－７－３場所打擁壁工		第３編１－15－１場所打擁壁工	198
第８節　天端被覆工	１－８－２コンクリート被覆工			260
第９節　波返工	１－９－３波返工			260
第10節　裏法被覆工	１－10－２石積（張）工		第３編１－５－５石積（張）工	76
	１－10－３コンクリートブロック工		第３編１－５－３コンクリートブロック工	74
	１－10－４コンクリート被覆工		第６編１－６－５コンクリート被覆工	260
	１－10－５法枠工		第３編１－14－４法枠工	196
第11節　カルバート工	１－11－３プレキャストカルバート工		第３編１－３－28プレキャストカルバート工	64
第12節　排水構造物工	１－12－３側溝工		第３編１－３－29側溝工	64
	１－12－４集水桝工		第３編１－３－30集水桝工	66
	１－12－５管渠工	プレキャストパイプ	第３編１－３－29暗渠工	66
		プレキャストボックス	第３編１－３－29暗渠工	66
		コルゲートパイプ	第３編１－３－29暗渠工	66
		タグタイル鋳鉄管	第３編１－３－29暗渠工	66
	１－12－６場所打水路工		第３編１－３－29場所打水路工	64
第13節　付属物設置工	１－13－３防止柵工		第３編１－３－７防止柵工	48
	１－13－６階段工		第３編１－３－22階段工	60
第14節　付帯道路工	１－14－３路側防護柵工		第３編１－３－８路側防護柵工	48
	１－14－５アスファルト舗装工		第３編１－６－７アスファルト舗装工	78
	１－14－６コンクリート舗装工		第３編１－６－12コンクリート舗装工	124
	１－14－７薄層カラー舗装工		第３編１－６－13薄層カラー舗装工	144
	１－14－８側溝工		第３編１－３－29側溝工	64
	１－14－９集水桝工		第３編１－３－30集水桝工	66
	１－14－10縁石工		第３編１－３－５縁石工	46
	１－14－11区画線工		第３編１－３－９区画線工	50

【第６編　河川海岸編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第15節　付帯道路施設工	１－15－３道路付属物工		第３編１－３－10道路付属物工	50
	１－15－４小型標識工		第３編１－３－６小型標識工	46
第２章　突堤・人工岬				
第３節　軽量盛土工	２－３－２軽量盛土工		第１編２－４－３路体盛土工	42
第４節　突堤基礎工	２－４－４捨石工			262
	２－４－５吸出し防止工			262
第５節　突堤本体工	２－５－２捨石工			262
	２－５－５海岸コンクリートブロック工			264
	２－５－６既製杭工		第３編１－４－４既製杭工	68
	２－５－７詰杭工		第３編１－４－４既製杭工	68
	２－５－８矢板工		第３編１－３－４矢板工	46
	２－５－９石砕工			264
	２－５－10場所打コンクリート工			264
	２－５－11ケーソン工	ケーソン工製作		266
	２－５－11ケーソン工	ケーソン工据付		266
	２－５－11ケーソン工	突堤上部工（場所打コンクリート）		266
		（海岸コンクリートブロック）		266
	２－５－12セルラー工	セルラー工製作		268
	２－５－12セルラー工	セルラー工据付		268
	２－５－12セルラー工	突堤上部工（場所打コンクリート）		268
		（海岸コンクリートブロック）		268
第６節　根固め工	２－６－２捨石工			268
	２－６－３根固めブロック工			270
第７節　消波工	２－７－２捨石工		第３編１－３－19捨石工	58
	２－７－３消波ブロック工			270
第３章　海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）				
第３節　海域堤基礎工	３－３－３捨石工			272
	３－３－４吸出し防止工		第６編２－４－５吸出し防止工	262
第４節　海域堤本体工	３－４－２捨石工		第３編１－３－19捨石工	58
	３－４－３海岸コンクリートブロック工		第６編２－５－５海岸コンクリートブロック工	264
	３－４－４ケーソン工		第６編２－５－11ケーソン工	266
	３－４－５セルラー工		第６編２－５－12セルラー工	268
	３－４－６場所打コンクリート工		第６編２－５－10場所打コンクリート工	264
第４章　浚渫（海）				
第３節　浚渫工（ポンプ浚渫船）	４－３－２浚渫船運転工		第３編１－16－３浚渫船運転工	202
第４節　浚渫工（グラブ船）	４－４－２浚渫船運転工		第３編１－16－３浚渫船運転工	202
第５章　養浜				
第３節　軽量盛土工	５－３－２軽量盛土工		第１編２－４－３路体盛土工	42
第４節　砂止工	５－４－２根固めブロック工		第６編２－６－３根固めブロック工	270

【第７編　砂防編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第１章　砂防堰堤				
第３節　工場製作工	１－３－３鋼製堰堤製作工		第３編１－12－３－３桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））	180
	１－３－４鋼製堰堤仮設材製作工			274
	１－３－５工場塗装工		第３編１－12－11工場塗装工	186
第５節　軽量盛土工	１－５－２軽量盛土工		第１編２－４－３路体盛土工	42
第６節　法面工	１－６－２植生工		第３編１－14－２植生工	190
	１－６－３法面吹付け工		第３編１－14－３吹付工	194
	１－６－４法枠工		第３編１－14－４法枠工	196
	１－６－６アンカー工		第３編１－14－６アンカー工	196
	１－６－７かご工	じゃかご	第３編１－３－27羽口工	62
		ふとんかご	第３編１－３－27羽口工	64
第８節　コンクリート堰堤工	１－８－４コンクリート堰堤本体工			274
	１－８－５コンクリート副堰堤工		第７編１－８－４コンクリート堰堤本体工	274
	１－８－６コンクリート側壁工			274
	１－８－８水叩工			276
第９節　鋼製堰堤工	１－９－５鋼製堰堤本体工	不透過型		276
		透過型		278
	１－９－６鋼製側壁工			280
	１－９－７コンクリート側壁工		第７編１－８－６コンクリート側壁工	274
	１－９－９水叩工		第７編１－８－８水叩工	276
	１－９－10現場塗装工		第３編１－３－31現場塗装工	66
第10節　護床工・根固め工	１－10－４根固めブロック工		第３編１－３－17根固めブロック工	58
	１－10－６沈床工		第３編１－３－18沈床工	58
	１－10－７かご工	じゃかご	第３編１－３－27羽口工	62
		ふとんかご	第３編１－３－27羽口工	64
第11節　砂防堰堤付属物設置工	１－11－３防止柵工		第３編１－３－７防止柵工	48
第12節　付帯道路工	１－12－３路側防護柵工		第３編１－３－８路側防護柵工	48
	１－12－５アスファルト舗装工		第３編１－６－７アスファルト舗装工	78
	１－12－６コンクリート舗装工		第３編１－６－12コンクリート舗装工	124
	１－12－７薄層カラー舗装工		第３編１－６－13薄層カラー舗装工	144
	１－12－８側溝工		第３編１－３－29側溝工	64
	１－12－９集水桝工		第３編１－３－30集水桝工	66
	１－12－10縁石工		第３編１－３－５縁石工	46
	１－12－11区画線工		第３編１－３－９区画線工	50
第13節　付帯道路施設工	１－13－３道路付属物工		第３編１－３－10道路付属物工	50
	１－13－４小型標識工		第３編１－３－６小型標識工	46
第２章　流路				
第３節　軽量盛土工	２－３－２軽量盛土工		第１編２－４－３路体盛土工	42
第４節　流路護岸工	２－４－４基礎工（護岸）		第３編１－４－３基礎工（護岸）	68
	２－４－５コンクリート擁壁工		第３編１－15－１場所打擁壁工	198
	２－４－６ブロック積擁壁工		第３編１－５－３コンクリートブロック工	74
	２－４－７石積擁壁工		第３編１－５－５石積（張）工	76
	２－４－８護岸付属物工		第５編１－７－４護岸付属物工	246
	２－４－９植生工		第３編１－14－２植生工	190
第５節　床固め工	２－５－４床固め本体工		第７編１－８－４コンクリート堰堤本体工	274

【第７編　砂防編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第５節　床固め工	２－５－５垂直壁工		第７編１－８－４コンクリート堰堤本体工	274
	２－５－６側壁工		第７編１－８－６コンクリート側壁工	274
	２－５－７水叩工		第７編１－８－８水叩工	276
	２－５－８魚道工			280
第６節　根固め・水制工	２－６－４根固めブロック工		第３編１－３－17根固めブロック工	58
	２－６－６捨石工		第３編１－３－19捨石工	58
	２－６－７かご工	じゃかご	第３編１－３－27羽口工	62
		ふとんかご	第３編１－３－27羽口工	64
		かごマット	第３編１－３－26多自然型護岸工	62
第７節　流路付属物設置工	２－７－２階段工		第３編１－３－22階段工	60
	２－７－３防止柵工		第３編１－３－７防止柵工	48
第３章　斜面対策				
第３節　軽量盛土工	３－３－２軽量盛土工		第１編２－４－３路体盛土工	42
第４節　法面工	３－４－２植生工		第３編１－14－２植生工	190
	３－４－３吹付工		第３編１－14－３吹付工	194
	３－４－４法枠工		第３編１－14－４法枠工	196
	３－４－５かご工	じゃかご	第３編１－３－27羽口工	62
		ふとんかご	第３編１－３－27羽口工	64
	３－４－６アンカー工（プレキャストコンクリート板）		第３編１－14－６アンカー工	196
	３－４－７抑止アンカー工		第３編１－14－６アンカー工	196
第５節　擁壁工	３－５－３既製杭工		第３編１－４－４既製杭工	68
	３－５－４場所打擁壁工		第３編１－15－１場所打擁壁工	198
	３－５－５プレキャスト擁壁工		第３編１－15－２プレキャスト擁壁工	198
	３－５－６補強土壁工		第３編１－15－３補強土壁工	200
	３－５－７井桁ブロック工		第３編１－15－４井桁ブロック工	200
	３－５－８落石防護工		第４編１－11－５落石防護柵工	206
第６節　山腹水路工	３－６－３山腹集水路・排水路工		第３編１－３－29場所打水路工	64
	３－６－４山腹明暗渠工			280
	３－６－５山腹暗渠工		第３編１－３－29暗渠工	66
	３－６－６現場打水路工		第３編１－３－29場所打水路工	64
	３－６－７集水桝工		第３編１－３－30集水桝工	66
第７節　地下水排除工	３－７－４集排水ボーリング工			282
	３－７－５集水井工			282
第８節　地下水遮断工	３－８－３場所打擁壁工		第３編１－15－１場所打擁壁工	198
	３－８－４固結工		第３編１－７－９固結工	160
	３－８－５矢板工		第３編１－３－４矢板工	46
第９節　抑止杭工	３－９－３既製杭工		第３編１－４－４既製杭工	68
	３－９－４場所打杭工		第３編１－４－５場所打杭工	70
	３－９－５シャフト工（深礎工）		第３編１－４－６深礎工	70
	３－９－６合成杭工			282

【第８編　ダム編】

章、節	条・工種	種　別	準用する出来型管理基準	頁
第１章　コンクリートダム				
第４節　ダムコンクリート工	１－４コンクリートダム工	本体		284
	１－４コンクリートダム工	水叩		284
	１－４コンクリートダム工	副ダム		286
	１－４コンクリートダム工	導流壁		288
第２章　フィルダム				
第４節　盛立工	２－４－５コアの盛立			290
	２－４－６フィルターの盛立			290
	２－４－７ロックの盛立			290
	２フィルダム	洪水吐		292
第３章　基礎グラウチング				
第３節　ボーリング工	３－３ボーリング工			292

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	1	掘削工	基準高 ▽		±50	
						法長 ℓ	ℓ＜5ｍ	－200	
							ℓ≧5ｍ	法長－4％	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	2	掘削工（面管理の場合）			平均値	個々の計測値
						平場	標高較差	±50	±150
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50㎜が含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５㎝以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５㎝以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	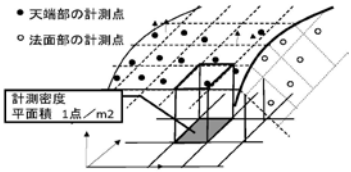 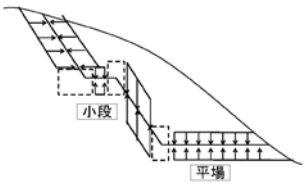	

<table>
<tr><th>編</th><th>章</th><th>節</th><th>条</th><th>枝番</th><th>工　　種</th><th colspan="2">測　定　項　目</th><th colspan="2">規　格　値</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1
共通編</td><td rowspan="4">2
土工</td><td rowspan="4">3
河川土工・海岸土工・砂防土工</td><td rowspan="4">2</td><td rowspan="4">3</td><td rowspan="4">掘削工
（水中部）
（面管理の場合）</td><td colspan="2"></td><td>平均値</td><td>個々の計測値</td></tr>
<tr><td>平場</td><td>標高較差</td><td>±50</td><td>±300</td></tr>
<tr><td>法面（小段含む）</td><td>水平または標高較差</td><td>±70</td><td>±300</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">1
共通編</td><td rowspan="5">2
土工</td><td rowspan="5">3
河川土工・海岸土工・砂防土工</td><td rowspan="5">3</td><td rowspan="5">1</td><td rowspan="5">盛土工</td><td colspan="2">基　準　高　▽</td><td colspan="2">－50</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法長
ℓ</td><td>ℓ＜5ｍ</td><td colspan="2">－100</td></tr>
<tr><td>ℓ≧5ｍ</td><td colspan="2">法長－２％</td></tr>
<tr><td colspan="2">幅　w_1，w_2</td><td colspan="2">－100</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
</table>

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100㎜が含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。	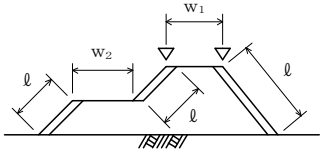	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	2	盛土工（面管理の場合）			平均値	個々の計測値
						天端	標高較差	－50	－150
						法面４割＜勾配	標高較差	－50	－170
						法面４割≧勾配（小段含む）	標高較差	－60	－170
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する、水平方向の長さＸをＸ割と表したもの			

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50㎜が含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５㎝以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	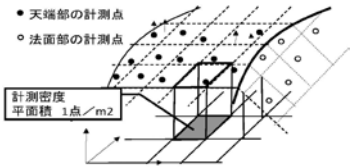 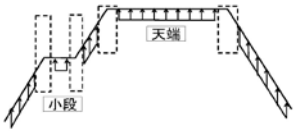	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	4		盛土補強工（補強土（テールアルメ）壁工法）（多数アンカー式補強土工法）（ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		−50
						厚さ t		−50
						控え長さ		設計値以上
						高さ h	h＜3m	−50
							h≧3m	−100
						鉛直度 △		±0.03hかつ±300以内
						延長 L		−200
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	5		法面整形工（盛土部）	厚さ t		※−30
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t	t＜15cm	−25
							t≧15cm	−50
						幅 w		−100

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 １施工箇所毎	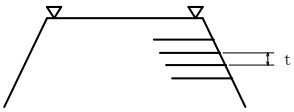	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	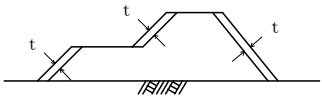	
幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき１ヶ所、200m以下は２ヶ所、中央で測定。	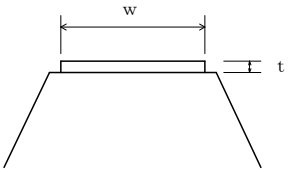	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高 ▽		±50	
						法長 ℓ	ℓ＜5m	－200	
							ℓ≧5m	法長－4％	
						幅 w		－100	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工（面管理の場合）			平均値	個々の計測値
						平場	標高較差	±50	±150
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160
						法面（軟岩Ⅰ）（小段含む）	水平または標高較差	±70	±330

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	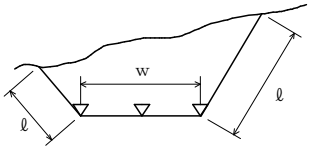	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50㎜が含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５㎝以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５㎝以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	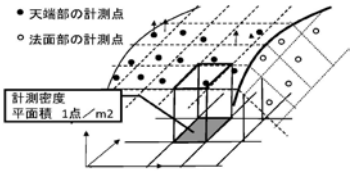 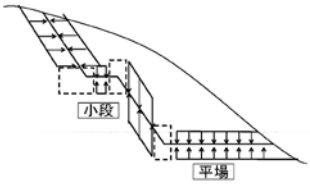	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	35	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高 ▽		±50	
						法長 ℓ	$\ell < 5$ m	−100	
							$\ell \geqq 5$ m	法長−2％	
						幅 w_1, w_2		−100	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	35	2	路体盛土工 （面管理の場合） 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値
						天端	標高較差	±50	±150
						法面（小段含む）	標高較差	±80	±190

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	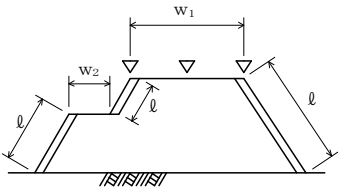	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50㎜が含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５㎝以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５㎝以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	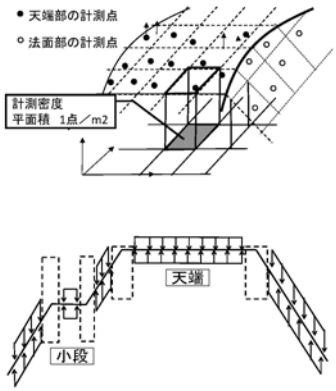	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
1 共通編	2 土工	4 道路土工	6		法面整形工（盛土部）	厚さ t	※－30
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋	4		組立て	平均間隔 d	±φ
						かぶり t	±φかつ最小かぶり以上

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40mにつき１ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	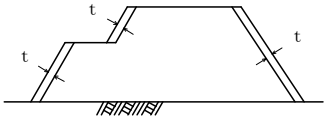	
$d = \dfrac{D}{n-1}$ D：ｎ本間の延長 ｎ：10本程度とする ϕ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で１ヶ所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準仕様書（設計編:標準７編２章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については､道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋･コンクリート部材編5.2）による。 注１）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注２）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第３編 1-18-2床版工を適用する。 注３）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについて、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」に従い実施する。	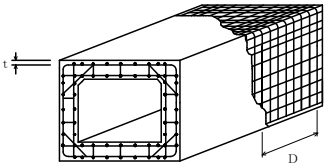	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高 ▽		±50
						根入長		設計値以上
						変位 ℓ		100
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延長 L		−200
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	設置高さ H		設計値以上
						基礎	幅 w （D）	−30
							高さ h	−30
							根入れ長	設計値以上

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	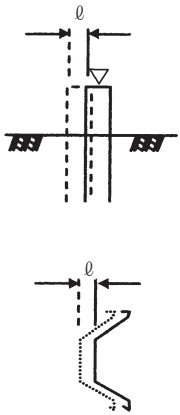	
１ヶ所／１施工箇所 ただし「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
１ヶ所／１基 基礎１基毎	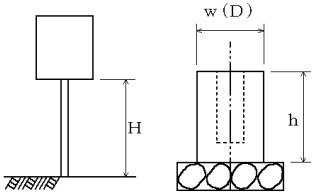	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅 w	−30
							高さ h	−30
						パイプ取付高 H		+30 −20
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工 （ガードレール）	基礎	幅 w	−30
							高さ h	−30
						ビーム取付高 H		+30 −20
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工 （ガードケーブル）	基礎	幅 w	−30
							高さ h	−30
							延長 L	−100
						ケーブル取付高 H		+30 −20

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
単独基礎10基につき１基、10基以下のものは２基測定。測定箇所は１基につき１ヶ所測定。 １ヶ所／１施工箇所	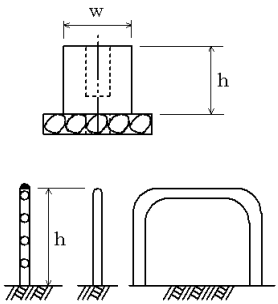	
１ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、２ヶ所／１施工箇所。 １ヶ所／１施工箇所	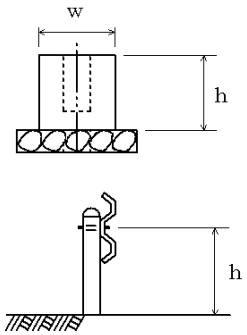	
１ヶ所／１基礎毎 １ヶ所／１施工箇所	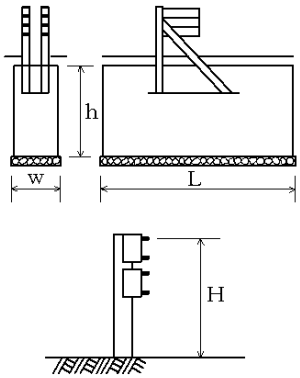	ワイヤロープ式防護柵にも適用する

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	厚さ t（溶融式のみ）	設計値以上
						幅 w	設計値以上
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工（視線誘導標）（距離標）	高さ h	±30
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧 Ⅱ －82「表－Ⅱ．5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
各線種毎に、１ヶ所テストピースにより測定。 ペイント式区画線の場合は、テストピースによる測定を省略し、現地測定によることができる。	線種の考え方 実線、破線、ゼブラ、矢印・記号・文字について、幅及び厚さ、色毎とする。なお、矢印・記号・文字は１工事毎に１ヶ所とする。	
１ヶ所／10本 10本以下の場合は、２ヶ所測定。	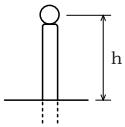	
塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。１ロットの大きさは500㎡とする。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工） （けた橋）	桁長　L（m）	±L／1000
						断面の外形寸法	±5
						橋桁のそり δ_1	±8
						横方向の曲がり δ_2	±10
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工） （スラブ桁）	桁長　L（m）	±10…　L≦10m ±L/1000…　L＞10m
						断面の外形寸法	±5
						橋桁のそり δ_1	±8
						横方向の曲がり δ_2	±10
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	13	1	ポストテンション桁製作工	幅（上）　w_1	＋10 －5
						幅（下）　w_2	±5
						高さ　h	＋10 －5
						桁長 ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5） かつ －30㎜以内
						横方向最大タワミ	0.8ℓ

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 側面図 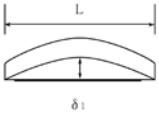 平面図 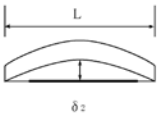 	
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 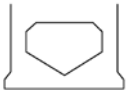 側面図 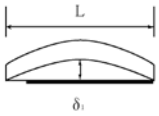 平面図 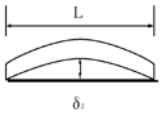 	
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長（m）	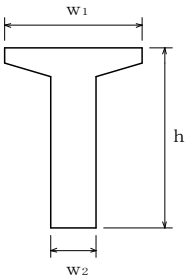 	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	13	2	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	桁長 ℓ	—
						断面の外形寸法（㎜）	—
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5） かつ －30㎜以内
						横方向最大タワミ	0.8ℓ
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	15		ＰＣホロースラブ製作工	基準高 ▽	±20
						幅 w_1，w_2	－5～＋30
						厚さ t	－10～＋20
						桁長 ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5） かつ －30㎜以内

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 横方向最大タワミ量の測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ℓ：支間長（m）		
桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で１ヶ所当たり両端と中央部の３点、幅及び厚さは１径間当たり両端と中央部の３ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編１－18－２床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	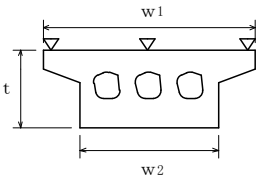	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	16	1	ＰＣ箱桁製作工	基準高 ▽	±20
						幅（上） w_1	－5～＋30
						幅（下） w_2	－5～＋30
						内空幅 w_3	±5
						高さ h_1	＋10 －5
						内空高さ h_2	＋10 －5
						桁長 ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5） かつ －30㎜以内
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	16	2	ＰＣ押出し箱桁製作工	幅（上） w_1	－5～＋30
						幅（下） w_2	－5～＋30
						内空幅 w_3	±5
						高さ h_1	＋10 －5
						内空高さ h_2	＋10 －5
						桁長 ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5） かつ －30㎜以内

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で１ヶ所当たり両端と中央部の３点、幅及び高さは１径間当たり両端と中央部の３ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編１－18－２床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	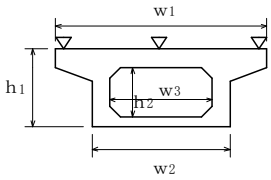	
桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編１－18－２床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	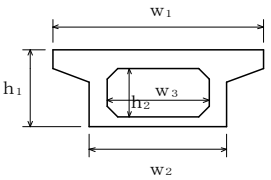	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	層積	基準高 ▽	±100
							厚さ t	−20
							幅 w_1, w_2	−20
							延長 L_1, L_2	−200
						乱積	基準高 ▽	± t / 2
							延長 L_1, L_2	− t / 2
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	基準高 ▽		±150
						幅 w		±300
						延長 L		−200
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	基準高 ▽		−100
						幅 w		−100
						延長 L		−200

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 幅、厚さは40個につき１ヶ所測定。 １施工箇所毎	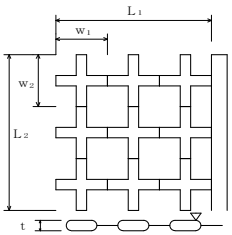	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 １施工箇所毎	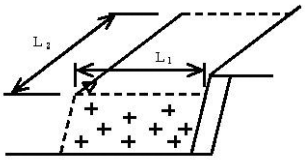 t は根固めブロックの高さ	
１組毎	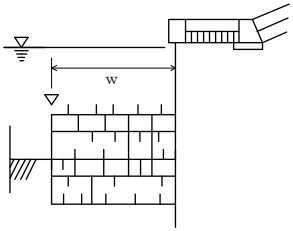	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	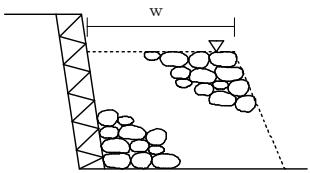	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅	w	−30
						高さ	h	−30
						長さ	L	−30
						段数		±0段
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工（ゴムジョイント）	据付け高さ		±3
						表面の凹凸		3
						仕上げ高さ		舗装面に対し0～−2
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工（鋼製フィンガージョイント）	高さ	据付け高さ	±3
							橋軸方向各点誤差の相対差	3
						表面の凹凸		3
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2
						歯咬み合い部の縦方向間隔 W_1		±2
						歯咬み合い部の横方向間隔 W_2		±5
						仕上げ高さ		舗装面に対し0～−2

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
１回／１施工箇所	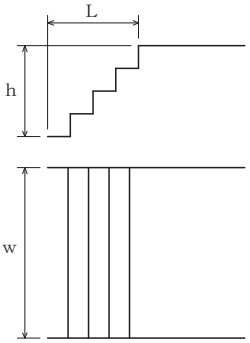	
高さについては車道端部及び中央部付近の３点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に３ｍの直線定規で測って凹凸が３㎜以下。(車線毎に一体物の伸縮装置の場合、本規格値は適用しない。)	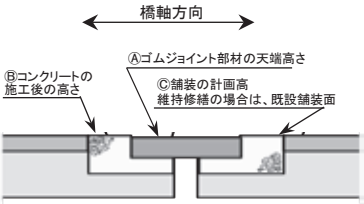 据付け高:「Ⓐ」と「Ⓐの設計値」との差分 仕上げ高:後打ちコンが有る場合「Ⓐ」と「Ⓑ」の差分、後打ちコンが無い場合「Ⓐ」と「Ⓒ」の差分	
高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各３点計９点。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に３ｍの直線定規で測って凹凸が３㎜以下。(車線毎に一体物の伸縮装置の場合、本規格値は適用しない。) 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計３点。	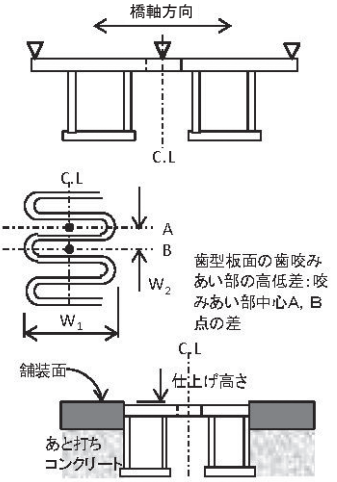	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	24	3	伸縮装置工（埋設型ジョイント）	表面の凹凸		3
						仕上げ高さ		舗装面に対し 0～+3
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工（巨石張り、巨石積み）	基準高 ▽		±500
						法長 ℓ		−200
						延長 L		−200
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工（かごマット）	法長 ℓ		−100
						厚さ t		−0.2 t
						延長 L		−200
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工（じゃかご）	法長 ℓ	ℓ＜3 m	−50
							ℓ≧3 m	−100
						厚さ t		−50

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
高さについては車道端部及び中央部付近の３点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に３mの直線定規で測って凹凸が３㎜以下。	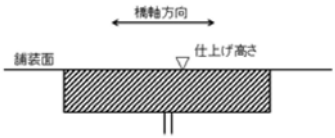	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	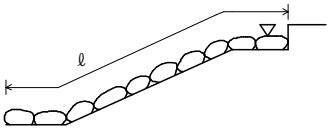	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	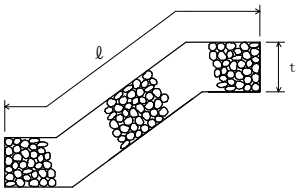	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	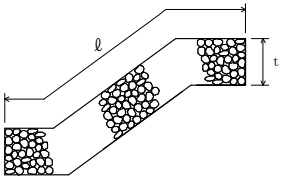	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 （ふとんかご、かご枠）	高さ h	－100
						延長 L_1, L_2	－200
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工 （プレキャストボックス工） （プレキャストパイプ工）	基準高 ▽	±30
						※幅 w	－50
						※高さ h	－30
						延長 L	－200
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 （プレキャストU型側溝） （L型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基準高 ▽	±30
						延長 L	－200
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	29	2	側溝工 （場所打水路工）	基準高 ▽	±30
						厚さ t_1, t_2	－20
						幅 w	－30
						高さ h_1, h_2	－30
						延長 L	－200

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	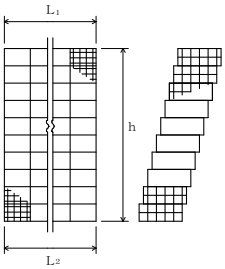	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。 １施工箇所毎	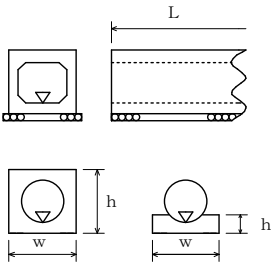	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 １ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	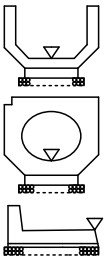	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 １施工箇所毎	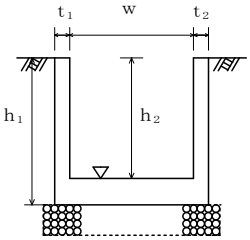	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工（暗渠工）	基準高 ▽	±30
						幅 w_1, w_2	−50
						深さ h	−30
						延長 L	−200
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	30		集水桝工	基準高 ▽	±30
						※厚さ t_1〜t_5	−20
						※幅 w_1, w_2	−30
						※高さ h_1, h_2	−30
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	塗膜厚	a．ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 延長40m（または50m）以下のものは１施工につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 １施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	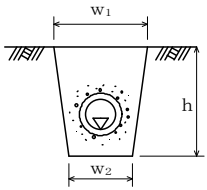	
１ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合	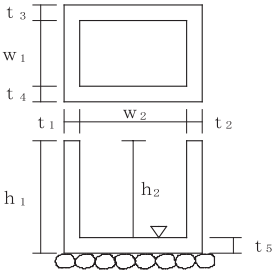	
塗装終了時に測定。 １ロットの大きさは500㎡とする。 １ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は５回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、１ロットの面積が200㎡以上500㎡未満の場合は25点、200㎡に満たない場合は10㎡ごとに１点とする。 200㎡未満　10㎡ごとに１点 200㎡以上　500㎡未満 25点 500㎡以上　500㎡毎に 25点 （例：700㎡の場合 700/500＝1.4ロット≒２ロット ２ロット×25点＝50点）		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 （切込砂利） （砕石基礎工） （割ぐり石基礎工） （均しコンクリート）	幅 w	設計値以上
						厚さ t_1, t_2	－30
						延長 L	各構造物の規格値による
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基準高 ▽	±30
						幅 w	－30
						高さ h	－30
						延長 L	－200
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高 ▽	±30
						延長 L	－200
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高 ▽	±50
						根入長	設計値以上
						偏心量 d	D／4 以内かつ100以内
						傾斜	1/100以内

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	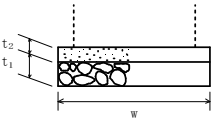	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 道路等における土留め擁壁などの基礎工についても、本項に準拠し管理する。	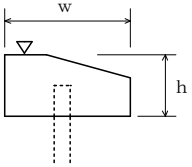	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 道路等における土留め擁壁などの基礎工についても、本項に準拠し管理する。	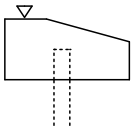	
全数について杭中心で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 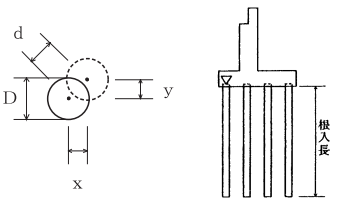	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工（鋼管ソイルセメント杭）	基準高 ▽	±50
						根入長	設計値以上
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内
						傾斜	1/100以内
						杭径 D	設計値以上
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高 ▽	±50
						根入長	設計値以上
						偏心量 d	100以内
						傾斜	1/100以内
						杭径 D	設計径（公称径）－30以上
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高 ▽	±50
						根入長	設計値以上
						偏心量 d	150以内
						傾斜	1/50以内
						基礎径 D	設計径（公称径）以上 ※

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
全数について杭中心で測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 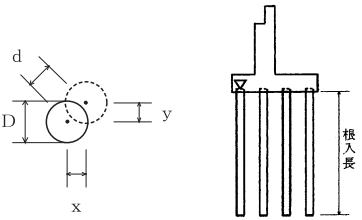	
全数について杭中心で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 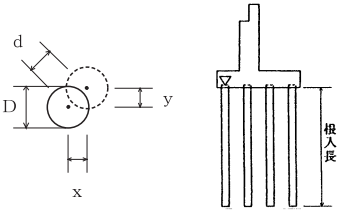	
全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 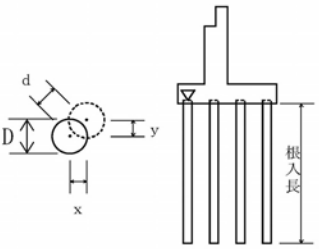	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高 ▽	±100
						ケーソンの長さ ℓ	−50
						ケーソンの幅 w	−50
						ケーソンの高さ h	−100
						ケーソンの壁厚 t	−20
						偏心量 d	300以内
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高 ▽	±100
						ケーソンの長さ ℓ	−50
						ケーソンの幅 w	−50
						ケーソンの高さ h	−100
						ケーソンの壁厚 t	−20
						偏心量 d	300以内
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高 ▽	±100
						根入長	設計値以上
						偏心量 d	300以内

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 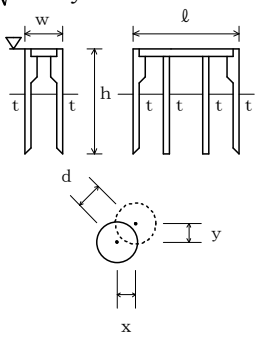	
壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 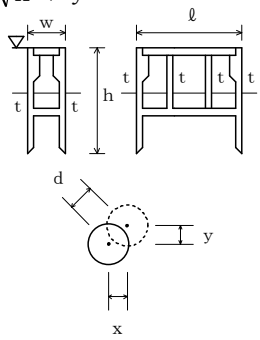	
基準高は、全数を測定。 偏心量は、１基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 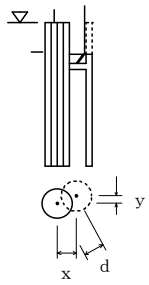	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）（コンクリートブロック張り）法枠護岸工（現場打ち・プレキャスト）	基準高 ▽	±50
						法長 ℓ　ℓ＜3m	−50
						法長 ℓ　ℓ≧3m	−100
						厚さ（ブロック積張） t_1	−50
						厚さ（裏込） t_2	−50
						延長 L	−200
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	基準高 ▽	±50
						法長 ℓ	−100
						延長 L_1, L_2	−200
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工（天端保護ブロック）	基準高 ▽	±50
						幅 w	−100
						延長 L	−200

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	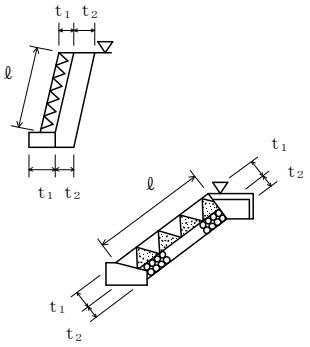	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	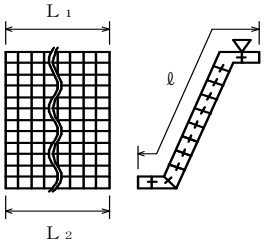	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	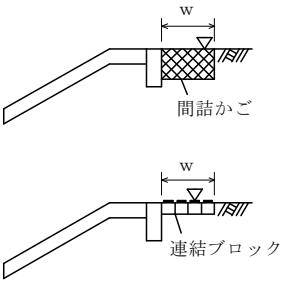	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基準高 ▽		±50
						法長 ℓ	ℓ＜3m	−50
							ℓ≧3m	−100
						厚さ（ブロック） t_1		−50
						厚さ（裏込） t_2		−50
						延長 L		−200
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基準高 ▽		±50
						法長 ℓ	ℓ＜3m	−50
							ℓ≧3m	−100
						厚さ（石積・張） t_1		−50
						厚さ（裏込） t_2		−50
						延長 L		−200
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	6		橋面防水工（シート系床版防水層）	シートの重ね幅		−20〜+50

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	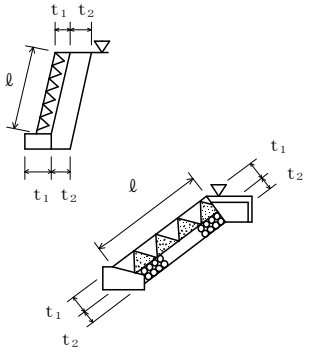	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	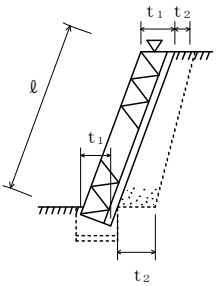	
標準重ね幅100㎜に対し、１施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚さ	−45	−45	−15	−15
						幅	−50	−50	—	—
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	−10
						幅	−50	−50	—	—
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−54	−63	−8	−10

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	−10
						幅	−50	−50	—	—
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−54	−63	−8	−10

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	7	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	－15	－20	－5	－7
						幅	－50	－50	—	—
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	8	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－36	－45	－5	－7

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	9	アスファルト舗装工（基層工）	厚さ	－9	－12	－3	－4
						幅	－25	－25	—	—
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	10	アスファルト舗装工（基層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－25	－3	－4

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	11	アスファルト舗装工（表層工）	厚さ	－7	－9	－2	－3
						幅	－25	－25	—	—
						平坦性			3mプロフィルメーター（σ）2.4㎜以下 直読式（足付き）（σ）1.75㎜以下	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	12	アスファルト舗装工（表層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－17	－20	－2	－3
						平坦性			3mプロフィルメーター（σ）2.4㎜以下 直読式（足付き）（σ）1.75㎜以下	

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80mに１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※基準高は、設計値に従い、縦断勾配、横断勾配、側溝等周辺の構造物高さを考慮のうえ管理を行うこと。また、全測点の道路中心及び端部の高さを測定すること。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚さ	−45	−45	−15	−15
						幅	−50	−50	—	—
					半たわみ性舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	−10
						幅	−50	−50	—	—
					半たわみ性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−54	−63	−8	−10

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	−10
						幅	−50	−50	—	—
					半たわみ性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−54	−63	−8	−10

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7
						幅	−50	−50	—	—
					半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−36	−45	−5	−7

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工（基層工）	厚さ	－9	－12	－3	－4
						幅	－25	－25	—	—
					半たわみ性舗装工（基層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－25	－3	－4

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工（表層工）	厚さ	－7	－9	－2	－3
						幅	－25	－25	—	—
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4㎜以下 直読式（足付き）（σ）1.75㎜以下	
					半たわみ性舗装工（表層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－17	－20	－2	－3
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4㎜以下 直読式（足付き）（σ）1.75㎜以下	

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、片側延長80m毎に１ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※基準高は、設計値に従い、縦断勾配、横断勾配、側溝等周辺の構造物高さを考慮のうえ管理を行うこと。また、全測点の道路中心及び端部の高さを測定すること。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚さ	−45	−45	−15	−15
						幅	−50	−50	—	—
					排水性舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
基準高は延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	−10
						幅	−50	−50	—	—
					排水性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−54	−63	−8	−10

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	−10
						幅	−50	−50	—	—
					排水性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−54	−63	−8	−10

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7
						幅	−50	−50	—	—
					排水性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−36	−45	−5	−7

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工（基層工）	厚さ	－9	－12	－3	－4
						幅	－25	－25	—	—
					排水性舗装工（基層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－25	－3	－4

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工（表層工）	厚さ	－7	－9	－2	－3
						幅	－25	－25	—	—
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4㎜以下 直読式（足付き）（σ）1.75㎜以下	
					排水性舗装工（表層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－17	－20	－2	－3
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4㎜以下 直読式（足付き）（σ）1.75㎜以下	

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※基準高は、設計値に従い、縦断勾配、横断勾配、側溝等周辺の構造物高さを考慮のうえ管理を行うこと。また、全測点の道路中心及び端部の高さを測定すること。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工（路盤工）	基準高▽	±50		—
						厚さ t＜15cm		−30	−10
						厚さ t≧15cm		−45	−15
						幅	−100		—
					透水性舗装工（路盤工）（面管理の場合）	基準高▽ t＜15cm		+90 −70	+50 −10
						基準高▽ t≧15cm		±90	+50 −15
						厚さあるいは標高較差 t＜15cm		+90 −70	+50 −10
						厚さあるいは標高較差 t≧15cm		±90	+50 −15

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に１ヶ所測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工（表層工）	厚さ	－9		－3
						幅	－25		—
					透水性舗装工（表層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20		－3

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、片側延長80m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 ※基準高は、設計値に従い、縦断勾配、横断勾配、側溝等周辺の構造物高さを考慮のうえ管理を行うこと。また、全測点の道路中心及び端部の高さを測定すること。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	－15	－20	－5	－7
						幅	－50	－50	—	—
					グースアスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－36	－45	－5	－7

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工（基層工）	厚さ	－9	－12	－3	－4
						幅	－25	－25	—	—
					グースアスファルト舗装工（基層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－25	－3	－4

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工（表層工）	厚さ	－7	－9	－2	－3
						幅	－25	－25	—	—
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4㎜以下 直読式（足付き）（σ）1.75㎜以下	
					グースアスファルト舗装工（表層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－17	－20	－2	－3
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4㎜以下 直読式（足付き）（σ）1.75㎜以下	

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※基準高は、設計値に従い、縦断勾配、横断勾配、側溝等周辺の構造物高さを考慮のうえ管理を行うこと。また、全測点の道路中心及び端部の高さを測定すること。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 　厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満 単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	
						厚さ	−45		−15	
						幅	−50		—	
					コンクリート舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。 　厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均（$\overline{X}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	厚さ	−25	−30	−8	
						幅	−50		—	
					コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−55	−66	−8	

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。 　厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均（$\overline{X}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚さ	−25	−30	−8	
						幅	−50		—	
					コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−55	−66	−8	

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。 　厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均（$\overline{X}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	厚さ	－9	－12	－3	
						幅	－25		—	
					コンクリート舗装工（アスファルト中間層）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－27	－3	

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。 　厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均（$\overline{X}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	厚さ	−10		−3.5	
						幅	−25		—	
						平坦性	—		コンクリートの硬化後3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合 （σ）2.4㎜以下 人力舗設の場合 （σ）3㎜以下	
						目地段差	±2			
					コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−22		−3.5	
						平坦性	—		3mプロフィルメーター （σ）2.4㎜以下 直読式（足付き） （σ）1.75㎜以下	
						目地段差	±2			

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に１ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から１mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※基準高は、設計値に従い、縦断勾配、横断勾配、側溝等周辺の構造物高さを考慮のうえ管理を行うこと。また、全測点の道路中心及び端部の高さを測定すること。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。 　厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均（$\overline{X}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。 単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	
						厚さ	−45		−15	
						幅	−50		—	
					コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）下層路盤工（面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
基準高は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に１ヶ所の割で測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。 　厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均（$\overline{X}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	
						幅	−50		—	
					コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）粒度調整路盤工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−55	−66	−8	

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。 　厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均（$\overline{X}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	
						幅	−50		—	
					コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−55	−66	−8	

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。 　厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均（$\overline{X}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	厚さ	－9	－12	－3	
						幅	－25		—	
					コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） アスファルト中間層（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－27	－3	

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。 　厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均（$\overline{X}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	厚さ	−15		−4.5	
						幅	−35		—	
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4㎜以下。	
						目地段差	±2			
					コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−32		−4.5	
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4㎜以下。	
						目地段差	±2			

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に１ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から１mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※基準高は、設計値に従い、縦断勾配、横断勾配、側溝等周辺の構造物高さを考慮のうえ管理を行うこと。また、全測点の道路中心及び端部の高さを測定すること。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。 　厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均（$\overline{X}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。 単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	
						厚さ	−45		−15	
						幅	−50		—	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	
						幅	−50		—	

単位：mm

<table>
<tr><th>測　定　基　準</th><th>測　定　箇　所</th><th>摘　要</th></tr>
<tr><td>基準高は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。

「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</td><td rowspan="2">工事規模の考え方
　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。
　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。
　厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均（$\overline{X}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。

「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</td></tr>
</table>

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	
						幅	−50		—	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	
						幅	−50		—	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工（基層工）	厚さ	−9	−12	−3	
						幅	−25		—	

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。 　厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均（$\overline{X}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	
						厚さ	−45		−15	
						幅	−50		—	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	
						幅	−50		—	

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
基準高は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。 　厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均（$\overline{X}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		測定値の平均（$\overline{X}$）	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	
						幅	−50		—	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	
						幅	−50		—	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工（基層工）	厚さ	−9	−12	−3	
						幅	−25		—	

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡未満とする。 　厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均（$\overline{X}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		
幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	
								個々の測定値（X）	測定値の平均（$\overline{X}$）
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工	厚さ t		－7	－2
						幅 w		－25	—
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	15	2	路面切削工 （面管理の場合） 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t （標高較差）		－17 （17） （面管理として緩和）	－2 （2）
						幅 w		－25	—
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	－50	
							延長L	－100	
							厚さ t	該当工種	
						舗設工	幅 w	－25	
							延長L	－100	
							厚さ t	該当工種	

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割合とし、延長80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	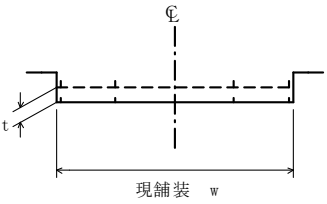	
１．施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔまたは標高較差を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ３．厚さｔまたは標高較差は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 ４．幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。	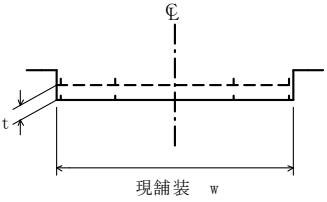	
各層毎１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	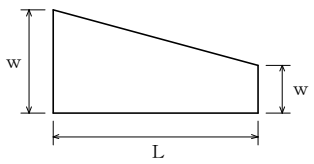	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
							個々の測定値（X）	測定値の平均（$\overline{X}$）
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	－9	
						幅 w	－25	
						延長 L	－100	
						平坦性	—	3mプロフィルメーター（σ）2.4㎜以下 直読式（足付き）（σ）1.75㎜以下
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－3
						平坦性	—	3mプロフィルメーター（σ）2.4㎜以下 直読式（足付き）（σ）1.75㎜以下

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	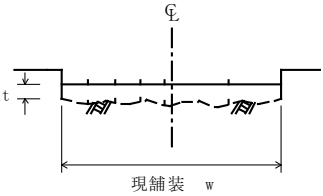	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高 ▽	±50
						施工厚さ t	−50
						幅 w	−100
						延長 L	−200
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高 ▽	±50
						置換厚さ t	−50
						幅 w	−100
						延長 L	−200
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工（サンドマット海上）	基準高 ▽	特記仕様書に明示
						法長 ℓ	−500
						天端幅 w	−300
						天端延長 L	−500

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。厚さは中心線及び端部で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さｔ、天端幅ｗ、天端延長Ｌを確認（実測は不要）	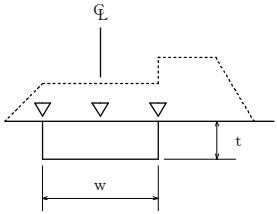	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは中心線及び端部で測定。	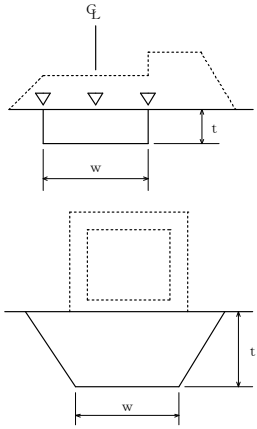	
施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。 ｗ.（Ｌ）は施工延長40mにつき１ヶ所、80m以下のものは１施工箇所につき３ヶ所。 （Ｌ）はセンターライン及び表裏法肩で行う。	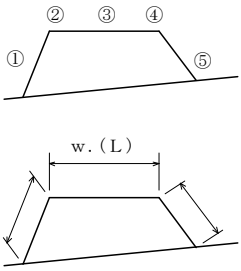	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工（ＩＣＴ施工の場合）	基準高 ▽	特記仕様書に明示
						法長 ℓ	－500
						天端幅 w	－300
						天端延長 L	－500
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高 ▽	±50
						厚さ t	－50
						幅 w	－100
						延長 L	－200
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ t	－50
						幅 w	－100
						延長 L	－200

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に記載の全体改良範囲図を用いて、天端幅w、天端延長Ｌを確認（実測は不要）	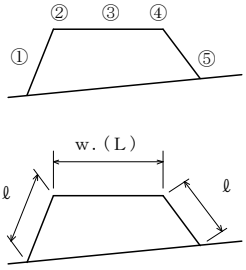	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。	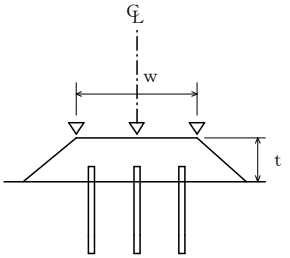	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。	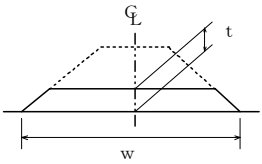	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	7		バーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工）	位置・間隔　w	±100
						杭　径　D	設計値以上
						打込長さ　h	設計値以上
			8		締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	―
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 （粉体噴射撹拌工） （高圧噴射撹拌工） （スラリー撹拌工） （生石灰パイル工）	基準高　▽	－50
						位置・間隔　w	D／4 以内
						杭　径　D	設計値以上
						深　度　L	設計値以上

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
100本に１ヶ所。 100本以下は２ヶ所測定。１ヶ所に４本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。	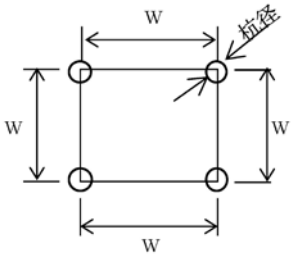 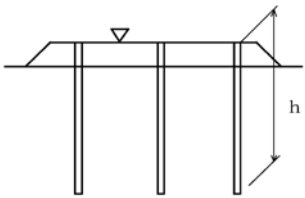 ※余長は、適用除外	
全本数		
全本数 計器管理にかえることができる。		
100本に１ヶ所。 100本以下は２ヶ所測定。 １ヶ所に４本測定。	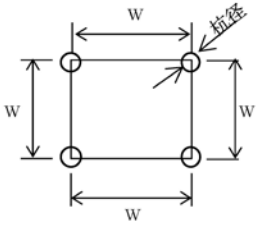	
全本数 $L = \ell_1 - \ell_2$ ℓ_1は改良体先端深度 ℓ_2は改良体天端深度	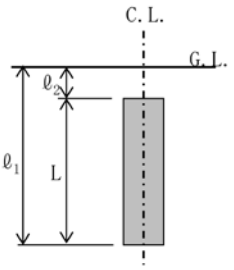	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 （スラリー撹拌工） 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー撹拌工）編）（案）」による管理の場合	基準高 ▽	0以上
						位置	D／8以内
						杭径 D	設計値以上
						改良長 L	設計値以上
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基準高 ▽	設計値以上
						施工厚さ t	設計値以上
						幅 w	設計値以上
						延長 L	設計値以上
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 （H鋼杭） （鋼矢板）	基準高 ▽	±100
						根入長	設計値以上

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
杭芯位置管理表により基準高を確認	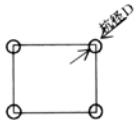	
全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認（掘起しによる実測確認は不要）		
工事毎に１回 施工前の撹拌翼の寸法実測により確認（掘起しによる実測確認は不要）	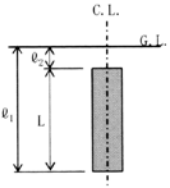	
全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認（残尺計測による確認は不要）		
1,000㎡～4,000㎡につき１ヶ所、または施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 1,000㎡以下、又は延長40m（50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さｔ、幅ｗ、延長Ｌを確認（実測は不要）	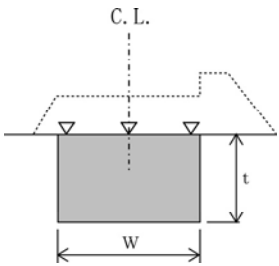	
基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 （任意仮設は除く）	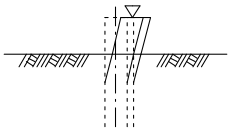	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工（アンカー工）	削孔深さ ℓ	設計深さ以上
						配置誤差 d	100
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工（連節ブロック張り工）	法長 ℓ	－100
						延長 L_1 L_2	－200
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工（締切盛土）	基準高 ▽	－50
						天端幅 w	－100
						法長 ℓ	－100

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
全数 （任意仮設は除く）	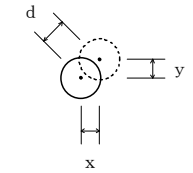 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 １施工箇所毎	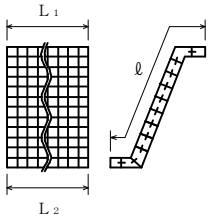	
施工延長50mにつき１ヶ所。 延長50m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 （任意仮設は除く）	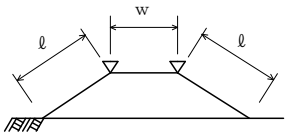	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工（中詰盛土）	基準高 ▽	－50
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工（壁式）	基準高 ▽	±50
						連壁の長さ ℓ	－50
						変位	300
						壁体長 L	－200
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工（柱列式）	基準高 ▽	±50
						連壁の長さ ℓ	－50
						変位 d	D／4 以内
						壁体長 L	－200

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長50mにつき１ヶ所。 延長50m以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 （任意仮設は除く）		
基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	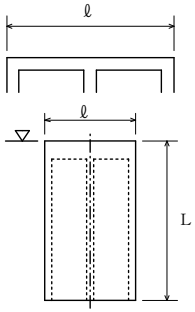	
基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	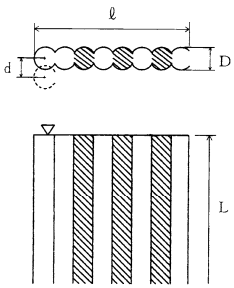	D：杭径

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	1	1	鋳造費（金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		＋2 －0
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ	
								≦1000㎜	1以下
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ	
								＞1000㎜	1.5以下
						アンカーバー用孔（鋳放し）アンカーボルト	ドリル加工孔	≦100㎜	＋3 －1
								＞100㎜	＋4 －2
							孔の中心距離※1		JIS B 0403 -1995 CT13
						センターボス	ボスの直径		＋0 －1
							ボスの高さ		＋1 －0
						ボス※5	ボスの直径		＋0 －1
							ボスの高さ		＋1 －1

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
製品全数を測定。 ※１）ガス切断寸法を準用する。 ※２）片面のみの削り加工の場合も含む。 ※３）ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはＣＴ13を適用するものとする。 ※４）全移動量分の遊間が確保されているかを確認する。 ※５）組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	1	1	鋳造費（金属支承工）	上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法		JIS B 0403 -1995 CT13
						全移動量ℓ※4	ℓ≦300㎜	±2
							ℓ＞300㎜	±ℓ／100
						組立高さH	上、下面加工仕上げ	±3
							コンクリート構造用 H≦300㎜	±3
							コンクリート構造用 H＞300㎜	(H/200+3) 小数点以下切り捨て
						普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※2） ※3）	JIS B 0403 -1995 CT14
							鋳放し肉厚寸法 ※2）	JIS B 0403 -1995 CT15
							削り加工寸法	JIS B 0405 -1991 粗級
							ガス切断寸法	JIS B 0417 -1979 B級

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
製品全数を測定。 ※１）ガス切断寸法を準用する。 ※２）片面のみの削り加工の場合も含む。 ※３）ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはＣＴ13を適用するものとする。 ※４）全移動量分の遊間が確保されているかを確認する。 ※５）組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	1	2	鋳造費（大型ゴム支承工）	幅w 長さL 直径D	w, L, D≦500	0～＋5
							500＜w, L, D≦1500㎜	0～＋1％
							1500＜w, L, D	0～＋15
						厚さt	t≦20㎜	±0.5
							20＜t≦160	±2.5%
							160＜t	±4
						相対誤差	w, L, D≦1000㎜	1
							1000㎜＜w, L, D	(w, L, D)／1000
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	1	3	仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3……ℓ≦10 ±4……ℓ＞10
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h（m）		±2……h≦0.5 ±3……0.5＜h≦1.0 ±4……1.0＜h≦2.0
						外周長L（m）		±(10+L/10)

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
製品全数を測定。 平面度：１個のゴム支承の厚さ（ｔ）の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照	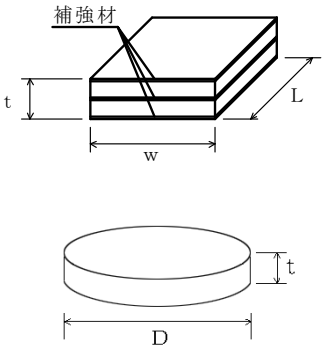	
図面の寸法表示箇所で測定。		
図面の寸法表示箇所で測定。	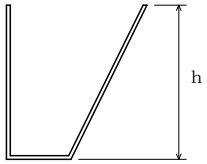	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） ※シミュレーション仮組立検査も含む	部材精度	フランジ幅w（m） 腹板高　h（m） 腹板間隔b′（m）		±2…… w≦0.5 ±3…… 0.5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±(3+w/2) ……2.0＜w
							板の平面度δ(㎜)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h／250
								箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150
							フランジの直角度δ（㎜）		w／200
							部材長ℓ(m)	鋼桁	±3…… ℓ≦10 ±4…… ℓ＞10
								トラス、アーチなど	±2…… ℓ≦10 ±3…… ℓ＞10
							圧縮材の曲がりδ（㎜）		ℓ／1000

単位：mm

<table>
<tr><th colspan="2">測　定　基　準</th><th>測　定　箇　所</th><th>摘　要</th></tr>
<tr><th>鋼桁等</th><th>トラス・アーチ等</th><th></th><th></th></tr>
<tr><td colspan="2">主桁・主構
各支点及び各支間中央付近を測定。
床組など　構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。
なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。</td><td> 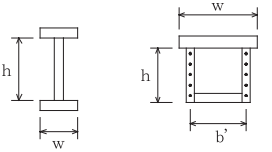

I 型鋼桁　　トラス弦材</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">主げた
各支点及び各支間中央付近を測定。

h：腹板高（㎜）
b：腹板又はリブの間隔（㎜）
w：フランジ幅（㎜）</td><td> 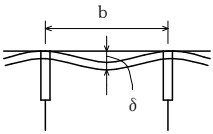
</td></tr>
<tr><td> 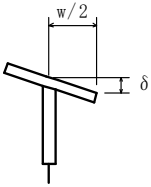
</td></tr>
<tr><td colspan="2">原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。</td><td> 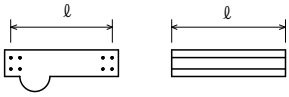
</td></tr>
<tr><td>—</td><td>主要部材全数を測定。

ℓ：部材長（㎜）</td><td> 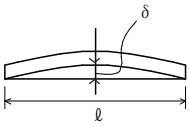
</td></tr>
</table>

※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ，圧縮材の曲りδ」の規格値のh，b，wに代入する数値は㎜単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	仮組立精度	全長　L（m） 支間長　Ln（m）	±(10+L/10) ±(10+Ln/10)
							主桁、主構の中心間距離 B（m）	±4…… B≦2 ±(3+B/2) …… B＞2
							主構の組立高さ h（m）	±5…… h≦5 ±(2.5+h/2) …… h＞5
							主桁、主構の通り δ（mm）	5+L/5…… L≦100 25……L＞100
							主桁、主構のそり δ（mm）	-5～+5…… L≦20 -5～+10…… 20＜L≦40 -5～+15…… 40＜L≦80 -5～+25…… 80＜L≦200
							主桁、主構の橋端における出入差 δ（mm）	±10
							主桁、主構の鉛直度 δ（mm）	3+h/1000
							現場継手部のすき間 δ_1, δ_2（mm）	±5

単位：mm

測定基準		測定箇所	摘要
鋼げた等	トラス・アーチ等		
各桁毎に全数測定。		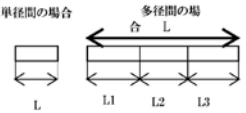	
各支点及び各支間中央付近を測定。		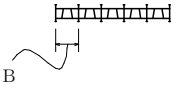	
—	両端部及び中心部を測定。		
最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の１点を測定。 L：測線上（m）		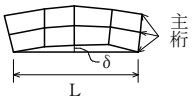	
各主桁について10～12m間隔を測定。 L：主桁の支間長（m）	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長（m）	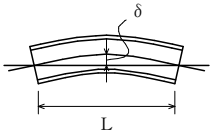	
どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		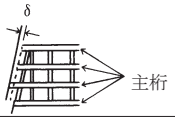	
各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ（㎜）	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ（㎜）	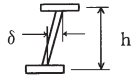	
主桁、主構の全継手数の１／２を測定。 δ１、δ２のうち大きいもの なお、設計値が５㎜未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を０㎜とする。（例：設計値が３㎜の場合、すき間の許容範囲は０㎜～８㎜）		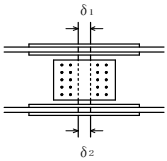	

※規格値のL，B，hに代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値は㎜単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	3	2	桁製作工 （仮組立検査を実施しない場合）	部材精度	フランジ幅w（m） 腹板高　h（m）		±2…… w≦0.5 ±3…… 5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±(3+w/2) 2.0＜w
							板の平面度δ(㎜)	鋼桁等の部材の腹板	h／250
								箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150
							フランジの直角度δ(㎜)		w／200
							部材長ℓ(m)	鋼　桁	±3…… ℓ≦10 ±4…… ℓ＞10

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。	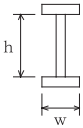 Ｉ型鋼桁	
主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 ｈ：腹板高（㎜） ｂ：腹板又はリブの間隔（㎜） ｗ：フランジ幅（㎜）	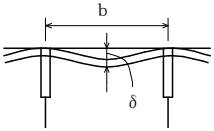	
	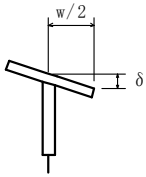	
主要部材全数を測定。	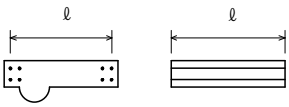	

※規格値のｗに代入する数値はｍ単位の数値である。
ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ」の規格値のh，b，wに代入する数値は㎜単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	3	3	桁製作工 （鋼製堰堤製作工（仮組立時））	部材の水平度	10
						堤長 L	±30
						堤長 ℓ	±10
						堤幅 W	±30
						堤幅 w	±10
						高さ H	±10
						ベースプレートの高さ	±10
						本体の傾き	±H/500

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
全数を測定。	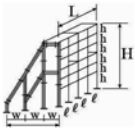 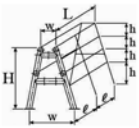 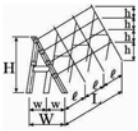 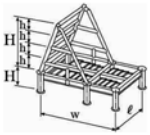 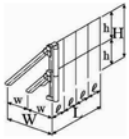 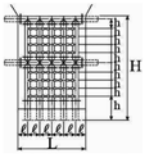 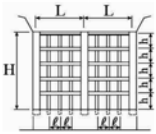 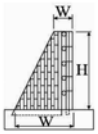 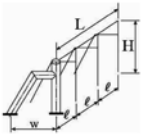 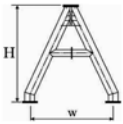 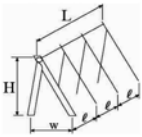 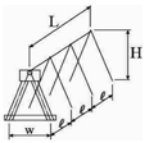 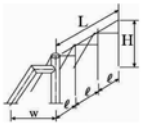	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	4		検査路製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3……ℓ≦10 ±4……ℓ＞10
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w（m）	0～+30
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1（mm）	±4
							フィンガーの食い違い δ_2（mm）	±2
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3……ℓ≦10 ±4……ℓ＞10
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3……ℓ≦10 ±4……ℓ＞10

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
図面の寸法表示箇所で測定。		
製品全数を測定。	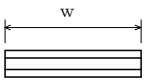	
両端部及び中央部付近を測定。	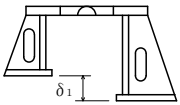 （実測値） δ2	
図面の寸法表示箇所で測定。		
図面の寸法表示箇所で測定。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1（mm）	b／500
							鉛直度 δ_2（mm）	h／500
							高さ h（mm）	±5
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	9		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w（m） 腹板高 h（m）	±2…w≦0.5 ±3… 0.5＜w≦1.0 ±4… 1.0＜w≦2.0 ±(3+w/2) …2.0＜w
							フランジの直角度 δ（mm）	w／200
							部材長 ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10
						仮組立時	主桁のそり δ	−5〜+5 …L≦20 −5〜+10 …20＜L≦40

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
軸心上全数測定。	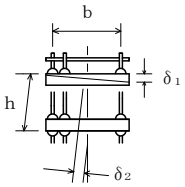	
各支点及び各支間中央付近を測定。	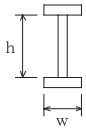 Ⅰ型鋼桁	
各支点及び各支間中央付近を測定。	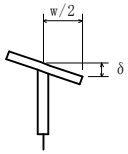	
原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。	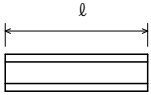	
各主桁について10～12m間隔を測定。	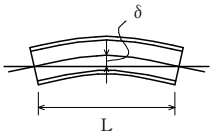	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	10		鋼製排水管製作工	部材	部材長 ℓ（m）	±3…… ℓ≦10 ±4…… ℓ＞10
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工（共通）	11		工場塗装工	塗膜厚		a．ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90％以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70％以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20％以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
図面の寸法表示箇所で測定。		
外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗布後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 １ロットの大きさは、500㎡とする。 １ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は５回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、１ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに１点とする。		

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値
3 土木工事共通編	1 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全　長　L　（m） 支間長　Ｌｎ（m）	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)
						通　り δ（㎜）	±(10+2L/5)
						そ　り δ（㎜）	±(25+L/2)
						※主桁、主構の中心間距離B(m)	±4……　B≦2 ±(3+B/2)　…… B＞2
						※主桁の橋端における出入差 δ（㎜）	±10
						※主桁、主構の鉛直度 δ（㎜）	3+h/1000
						※現場継手部のすき間 δ_1, δ_2（㎜）	±5

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
各桁毎に全数測定。 L：主げた・主構の支間長（m）	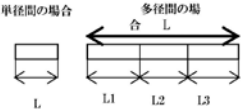	
L：主桁・主構の支間長（m）	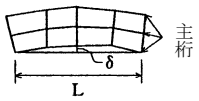	
主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長（m）	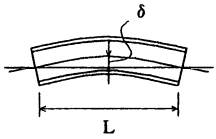	
各支点及び各支間中央付近を測定。	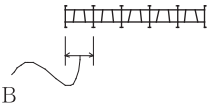	
どちらか一方の主桁（主構）端を測定。	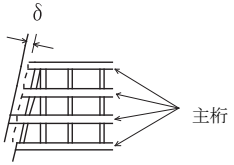	
各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ（㎜）	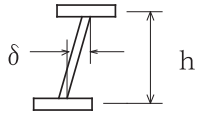	
主桁、主構の全継手数の１／２を測定。 δ１，δ２のうち大きいもの なお、設計値が５㎜未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を０㎜とする。（例：設計値が３㎜の場合、すき間の許容範囲は０㎜～８㎜）	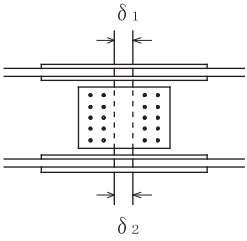	
※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

※規格値のL，Bに代入する数値はm単位の数値である。
　ただし､｢主げた､主構の鉛直度δ｣の規格値のhに代入する数値は㎜単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全長・支間		―
						桁の中心間距離		―
						そり		―
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工（共通）	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 ℓ	$\ell < 5$ m	－200
							$\ell \geqq 5$ m	法長の－４％
						盛土法長 ℓ	$\ell < 5$ m	－100
							$\ell \geqq 5$ m	法長の－２％
						延長 L		－200

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
各桁毎に全数測定。		
一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
主桁を全数測定。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工（共通）	2	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長 ℓ	ℓ＜5ｍ	－200
							ℓ≧5ｍ	法長の－４％
						厚さ t	t＜5㎝	－10
							t≧5㎝	－20
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50％以上とし、平均厚は設計厚以上。	
						延長 L		－200

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
施工面積200㎡につき１ヶ所、面積200㎡以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 検査孔により測定。		
１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工（共通）	3		吹付工 （コンクリート） （モルタル）	法長 ℓ	ℓ＜3m	−50
							ℓ≧3m	−100
						厚さ t	t＜5cm	−10
							t≧5cm	−20
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上	
						延長 L		−200

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	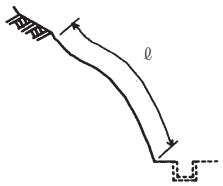 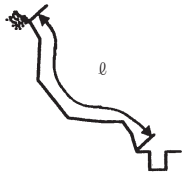 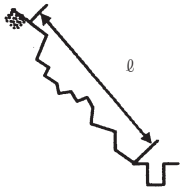	
200㎡につき１ヶ所以上、200㎡以下は２ヶ所をせん孔により測定。		
１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工（共通）	4	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	－100
							ℓ≧10m	－200
						幅 w		－30
						高さ h		－30
						枠中心間隔 a		±100
						枠延延長 L		－200
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工（共通）	4	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	－100
							ℓ≧10m	－200
						枠延延長 L		－200
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工（共通）	6		アンカー工	削孔深さ ℓ		設計値以上
						配置誤差 d		100
						せん孔方向 θ		±2.5度
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工（共通）	6		鉄筋挿入工 （ロックボルト工）	削孔深さ ℓ		設計値以上
						せん孔方向 θ		±４度

単位：mm

<table>
<tr><th>測　定　基　準</th><th>測　定　箇　所</th><th>摘　要</th></tr>
<tr><td>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。
計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。</td><td rowspan="3"> 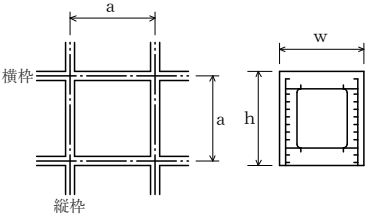

枠延延長：縦枠・横枠の合計延長
（交点の延長重複部を除く）</td><td rowspan="3">曲線部、凹凸部等において、枠中心間隔ａの下限規格値によりがたい場合は、監督員と協議のうえ、下限規格値を設定すること。

曲線部の枠延延長は設計図書による。</td></tr>
<tr><td>枠延延長100mにつき１ヶ所、枠延延長100m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。
計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。</td></tr>
<tr><td>１施工箇所毎
計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。</td></tr>
<tr><td>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>１施工箇所毎</td></tr>
<tr><td>全数
（任意仮設は除く）</td><td> 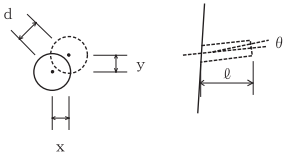

$d = \sqrt{x^2 + y^2}$</td><td></td></tr>
<tr><td>全数
（任意仮設は除く）</td><td> 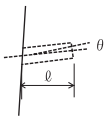
</td><td></td></tr>
</table>

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工（共通）	1		（一般事項） 場所打擁壁工	基準高 ▽		±50
						厚さ t		−20
						裏込厚さ		−50
						幅 w_1, w_2		−30
						高さ h	h＜3 m	−50
							h≧3 m	−100
						延長 L		−200
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工（共通）	2		プレキャスト擁壁工	基準高 ▽		±50
						延長 L		−200

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	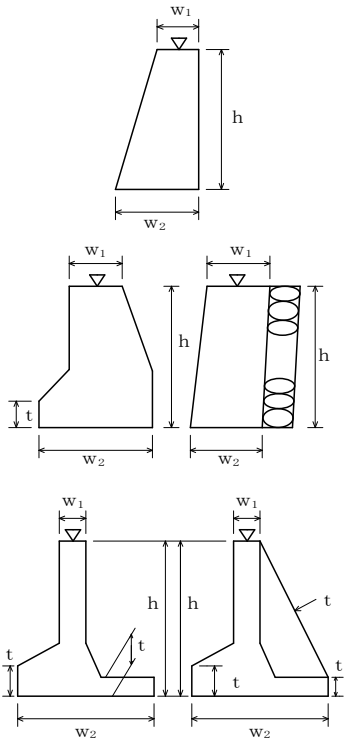	
１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	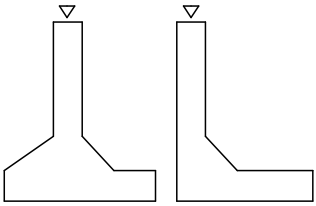	
１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工（共通）	3		補強土壁工 （補強土〔テールアルメ〕壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		±50
						高さ h	h＜3m	−50
							h≧3m	−100
						鉛直度 △		±0.03h かつ ±300以内
						控え長さ（補強材の設計長）		設計値以上
						延長 L		−200
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工（共通）	4		井桁ブロック工	基準高 ▽		±50
						法長 ℓ	ℓ＜3m	−50
							ℓ≧3m	−100
						厚さ t_1, t_2, t_3		−50
						延長 L_1, L_2		−200

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	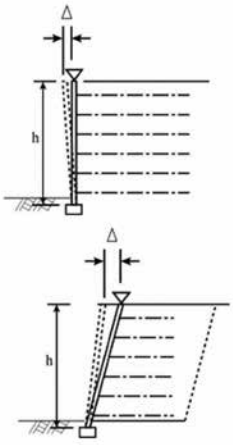	
１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	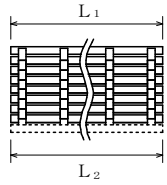	
１施工箇所毎	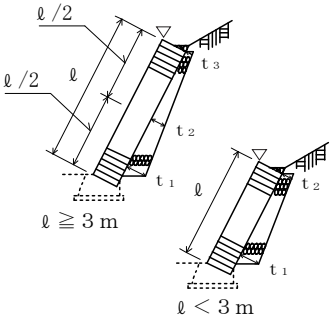	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	
3 土木工事共通編	1 一般施工	16 浚渫工（共通）	3	1	浚渫船運転工（ポンプ浚渫船）	基準高▽	電気船	200ps	－800～＋200	
								500ps	－1000～＋200	
								1000ps	－1200～＋200	
							ディーゼル船	250ps	－800～＋200	
								420ps 600ps	－1000～＋200	
								1350ps	－1200～＋200	
						幅			－200	
						延長			－200	
3 土木工事共通編	1 一般施工	16 浚渫工（共通）	3	2	浚渫船運転工（グラブ浚渫船）（バックホウ浚渫船）	基準高▽			＋200以下	
						幅			－200	
						延長			－200	
					浚渫船運転工（グラブ浚渫船）（バックホウ浚渫船）（面管理の場合）				平均値	個々の計測値
						標高較差			±0以下	＋400以下

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５ｍ毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	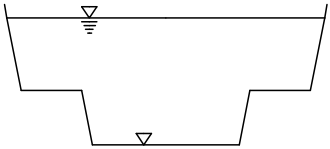	
延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５ｍ毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	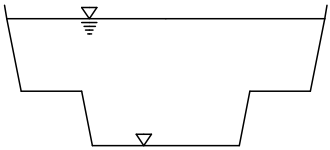	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±100㎜が含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	18 床版工	2		床版工	基準高 ▽	±20
						幅 w	0～+30
						厚さ t	−10～+20
						鉄筋のかぶり	設計値以上
						鉄筋の有効高さ	±10
						鉄筋間隔	±20
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で、１ヶ所当たり両端と中央部の３点、幅は１径間当たり３ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に１ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		
１径間当たり３断面（両端及び中央）測定。１断面の測定箇所は断面変化毎１ヶ所とする。		
１径間当たり３ヶ所（両端及び中央）測定。 １ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に２ｍの範囲を測定。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
4 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10
4 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高 ▽		±30
						厚さ t_1～t_4		−20
						幅（内法） w		−30
						高さ h		±30
						延長L	L＜20m	−50
							L≧20m	−100
4 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工 （覆式ロックネット） （ポケット式ロックネット） （ロープネット）	幅 w		−200（−500）
						延長 L		−200（−500）
						主ロープ間隔		管理基準軸 ±200 管理基準軸外 +500
						アンカー根入長 （削孔深さ）ℓ		設計値以上
4 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ h		±30
						延長 L		−200

単位：mm

<table>
<tr><th>測　定　基　準</th><th>測　定　箇　所</th><th>摘　要</th></tr>
<tr><td>図面の寸法表示箇所で測定。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。</td><td> 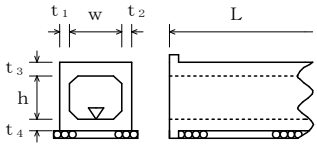
</td><td></td></tr>
<tr><td>１施工箇所毎（幅wは落石防止網の横方向の長さ、長さＬは縦方向の長さ）

ロープネットに適用
全数</td><td>幅w、長さＬはロープネットの場合、管理基準軸で測定
 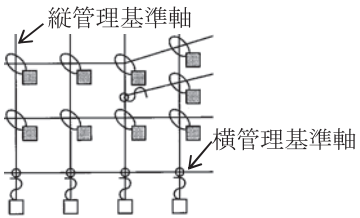
</td><td>（　）はロープネットで20m（10スパン）を超える場合</td></tr>
<tr><td>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。

１施工箇所毎</td><td> 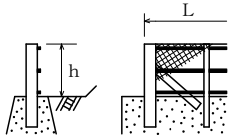
</td><td></td></tr>
</table>

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
4 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h		±30
						延長 L		−200
						基礎	幅 w_1, w_2	−30
							高さ h	−30
4 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h		±30
						延長 L		−200
						基礎	幅 w_1, w_2	−30
							高さ h	−30
						アンカー長 ℓ	打込み ℓ	−10%
							埋込み ℓ	−5%
4 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w		−30
						高さ h		−30
						延長 L		−200
4 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w_1, w_2	±15
							ずれ a	10
							ねじれ b−c	5
							倒れ d	h×0.5%
						高さ h		+30, −20
						延長 L		−200

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 １施工箇所毎 基礎１基毎	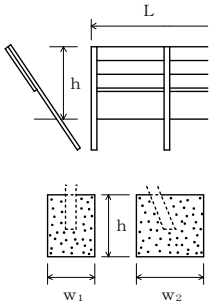	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 １施工箇所毎 基礎１基毎 全数	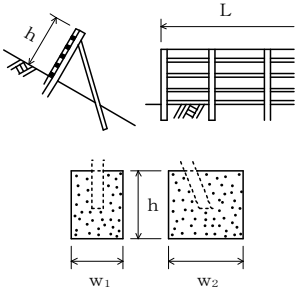	アンカーについては、ずれ止め等せん断耐力からアンカー規格（外径)を決定しているアンカーに適用
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 １施工箇所毎	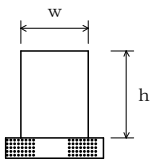	
施工延長５スパンにつき１ヶ所 １施工箇所毎	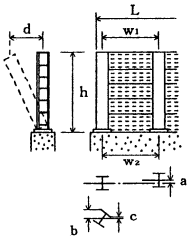	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		
								個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）
								中規模以上	小規模以下	中規模以上
4 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽		±50		—
						厚さ	t＜15cm	－30		－10
							t≧15cm	－45		－15
						幅		－100		—
4 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工	厚さ		－9		－3
						幅		－25		—

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に１ヶ所測定。 ※両端部２点で測定する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 　小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 　厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、片側延長80m毎に１ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 ※基準高は、設計値に従い、縦断勾配、横断勾配、側溝等周辺の構造物高さを考慮のうえ管理を行うこと。また、全測点の両端部２点で測定する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
4 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30
						延長 L	−200
4 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工（コンクリート工）	基準高	±20
						各部の厚さ	±20
						各部の長さ	±30
					（ラバーシュー）	各部の長さ	±20
						厚さ	—
					（アンカーボルト）	中心のずれ	±20
						アンカー長	±20
4 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工（標識基礎工）	幅 w_1, w_2	−30
						高さ h	−30
4 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工（標識柱工）	設置高さ H	設計値以上

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
１ヶ所／１施工箇所 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
１ヶ所／１踏掛版		
１ヶ所／１踏掛版		
１ヶ所／１踏掛版		
全数		
全数		
全数		
基礎一基毎	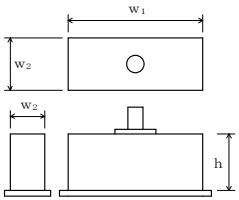	
１ヶ所／１基	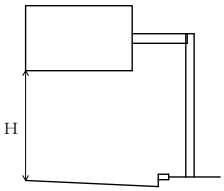	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
4 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～+50
						延長 L	−200
4 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工（ハンドホール）	基準高 ▽	±30
						※厚さ t_1～t_5	−20
						※幅 w_1, w_2	−30
						※高さ h_1, h_2	−30
4 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工（照明柱基礎工）	幅 w	−30
						高さ h	−30

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
接続部間毎に１ヶ所 接続部間毎で全数	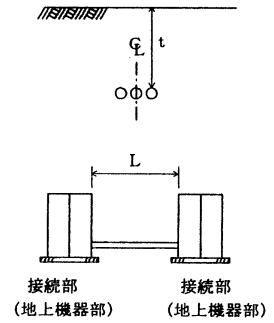	
１ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合	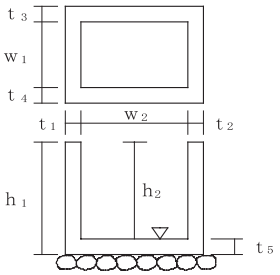	
１ヶ所／１施工箇所	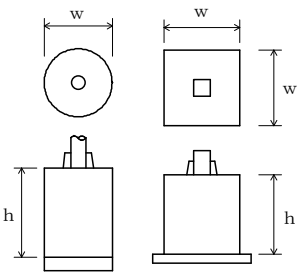	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値
4 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ（mm）		w/500
							ベースプレート	孔の位置	±2
								孔の径 d	0～5
						仮組立時	柱の中心間隔、対角長L（m）		±5…L≦10m ±10…10<L≦20m ±(10+(L−20)/10)…20m<L
							はりのキャンバー及び柱の曲がり δ（mm）		L/1000
							柱の鉛直度 δ（mm）		10…H≦10 H…H>10

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
各脚柱、ベースプレートを測定。	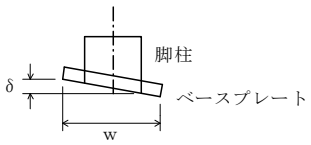	
全数を測定。	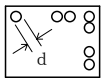	
全数を測定。		
両端部及び片持ばり部を測定。	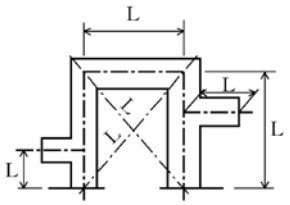	
各主構の各格点を測定。	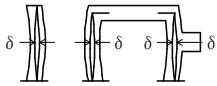 側面図　正面図	
各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ（m）	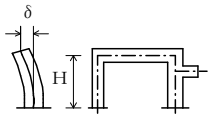 側面図　正面図	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
4 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高 ▽		±20
						厚さ t		−20
						天端幅 w_1（橋軸方向）		−10
						天端幅 w_2（橋軸方向）		−10
						敷幅 w_3（橋軸方向）		−50
						高さ h_1		−50
						胸壁の高さ h_2		−30
						天端長 ℓ_1		−50
						敷長 ℓ_2		−50
						胸壁間距離 ℓ		±30
						支間長及び中心線の変位		±50
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10〜−20
							平面位置	±20
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	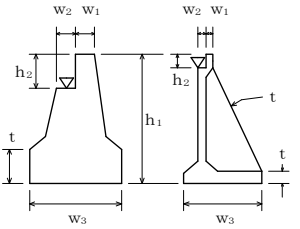 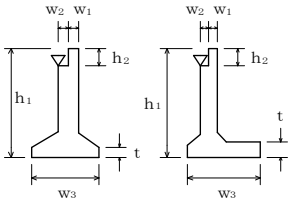 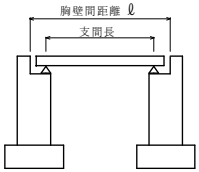 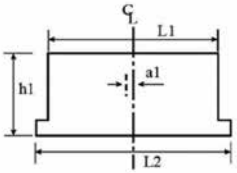 中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向） （ａ２：橋軸方向） 	
支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。	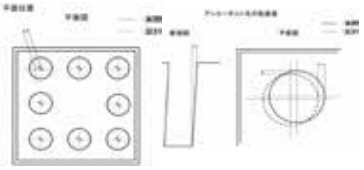	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
4 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 （張出式） （重力式） （半重力式）	基準高 ▽		±20
						厚さ t		−20
						天端幅 w_1 （橋軸方向）		−20
						敷幅 w_2 （橋軸方向）		−50
						高さ h		−50
						天端長 ℓ_1		−50
						敷長 ℓ_2		−50
						橋脚中心間距離 ℓ		±30
						支間長及び中心線の変位		±50
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10〜−20
							平面位置	±20
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	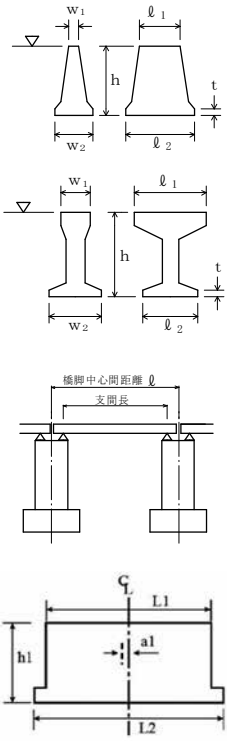 中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向） （ａ２：橋軸方向） 	
支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。	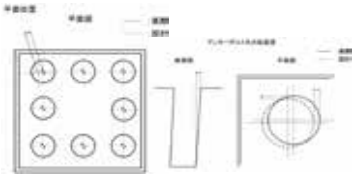	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
4 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工（ラーメン式）	基準高 ▽		±20
						厚さ t		−20
						天端幅 w_1		−20
						敷幅 w_2		−20
						高さ h		−50
						長さ ℓ		−20
						橋脚中心間距離 ℓ		±30
						支間長及び中心線の変位		±50
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10〜−20
							平面位置	±20
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下
4 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工（Ⅰ型・T型）	基準高 ▽		±20
						幅 w（橋軸方向）		−50
						高さ h		−50
						長さ ℓ		−50

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	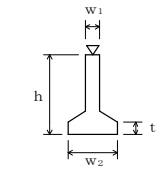 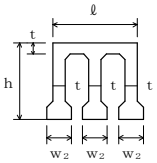 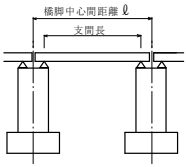 中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向） （ａ２：橋軸方向） 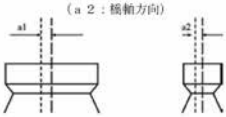	
支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。	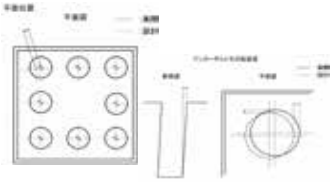	
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	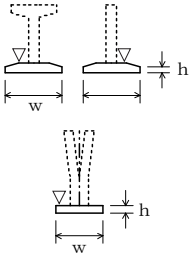	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
4 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工（門型）	基準高 ▽	±20
						幅 w_1, w_2	−50
						高さ h	−50
4 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工（Ⅰ型・T型）	基準高 ▽	±20
						橋脚中心間距離 ℓ	±30
						支間長及び中心線の変位	±50
4 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工（門型）	基準高 ▽	±20
						橋脚中心間距離 ℓ	±30
						支間長及び中心線の変位	±50
4 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2（mm）	5 ※±5

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	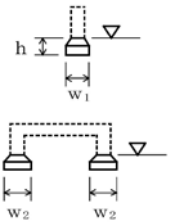	
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	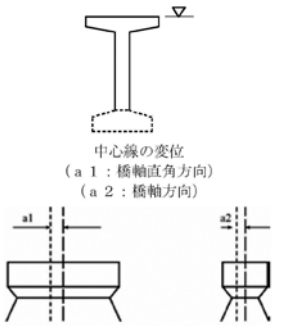	
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	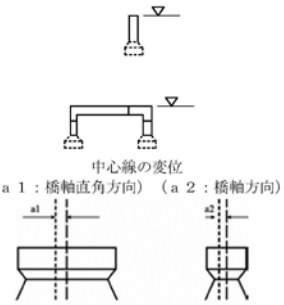	
主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	
4 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長ℓ(m)	±3……ℓ≦10 ±4……ℓ＞10	
4 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)		±5	
						可動支承の移動可能量 注2)		設計移動量以上	
						支承中心間隔(橋軸直角方向)		コンクリート橋	鋼橋
								±5	±(4+0.5×(B−2))
						水平度	橋軸方向	1／100	
							橋軸直角方向		
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差		5	
						可動支承の機能確認 注3)		温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上	
4 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)		±5	
						可動支承の移動可能量 注2)		設計移動量以上	
						支承中心間隔(橋軸直角方向)		コンクリート橋	鋼橋
								±5	±(4+0.5×(B−2))
						水平度	橋軸方向	1／300	
							橋軸直角方向		
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差		5	
						可動支承の機能確認 注3)		温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上	

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
図面の寸法表示箇所で測定。		
支承全数を測定。 Ｂ：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300㎜以下の場合は、水平面の高低差を１㎜以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注１）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注２）可動支承の遊間（La, Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注３）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
支承全数を測定。 Ｂ：支承中心間隔（m） 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300㎜以下の場合は、水平面の高低差を１㎜以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注１）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注２）可動支承の遊間（La, Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注３）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
4 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上
						アンカーボルト定着長	−20以内 かつ −１Ｄ以内
4 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		アンカー工（橋梁耐震補強工事）	削孔深さ	設計値以上
4 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	−10〜+20
						地覆の高さ h	−10〜+20
						有効幅員 w_2	0〜+30
4 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6		橋梁用防護柵工	天端幅 w_1	−5〜+10
			7		橋梁用高欄工	地覆の幅 w_2	−10〜+20
						高さ h_1	−20〜+30
						高さ h_2	−10〜+20
						有効幅員 w_3	0〜+30

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
全数測定		
全数測定 D：アンカーボルト径（㎜）		
全数測定		
１径間当たり両端と中央部の３ヶ所測定。	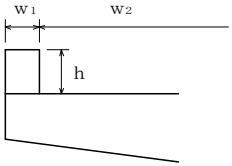	
１径間当たり両端と中央部の３ヶ所測定。	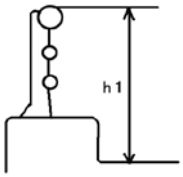 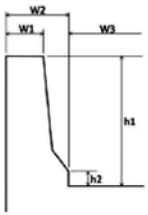	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
4 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3
						高さ	±4
4 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工（現場）	幅 w	±5
						高さ h	10 －5
						桁長 ℓ スパン長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5） かつ －30㎜以内
						横方向最大タワミ	0.8ℓ
4 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1／3以上を確保するものとする。
4 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔	—
						角度	—
						削孔深さ	—
						孔径	—
						突出量	プレート下面から10㎝以内

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
１ブロックを抽出して測定。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 　ℓ：スパン長	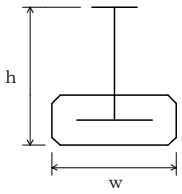	
施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注）良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準（構造編）にいう地盤等級Ａ又はＢに該当する地盤とする。	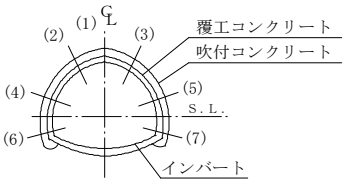	
施工延長40m毎に断面全本数検測。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
4 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50
						幅 w（全幅）	−50
						高さ h（内法）	−50
						厚さ t	設計値以上
						延長 L	—
4 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	−50
						厚さ t	−30

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
(1)　基準高、幅、高さは、施工40mにつき１ヶ所。 (2)　厚さ (ｲ)　コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ﾛ)　コンクリート打設後、覆工コンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ﾊ)　検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに１ヶ所、(2)～(3)は100mに１ヶ所の割合で行う。 　なお、トンネル延長が100m以下のものについては、１トンネル当たり２ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 　ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の３分の１以下のもの。 　なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工､ロックボルトの突出。 　計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	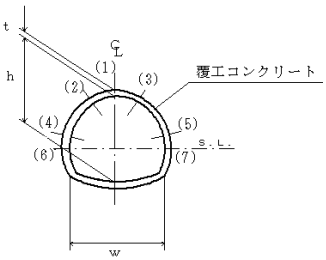	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
4 道路編	6 トンネル（NATM）	6 インバート工	4		インバート本体工	幅 w（全幅）		−50
						厚さ t		設計値以上
						延長 L		—
4 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高 ▽		±50
						幅 w_1, w_2		−30
						高さ h	h＜3 m	−50
							h≧3 m	−100
						延長 L		−200
4 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	5		明り巻工	基準高▽（拱頂）		±50
						幅 w（全幅）		−50
						高さ h（内法）		−50
						厚さ t		−20
						延長 L		—

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
(1)　幅は、施工40mにつき１ヶ所。 (2)　厚さ (ｲ)　コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ﾛ)　コンクリート打設後、覆工コンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。	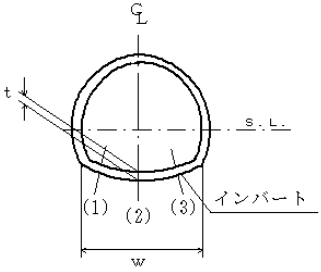	
図面の主要寸法表示箇所で測定。	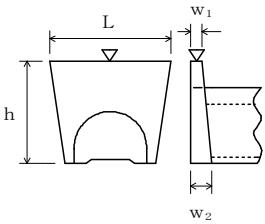	
基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき１ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。	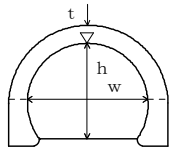 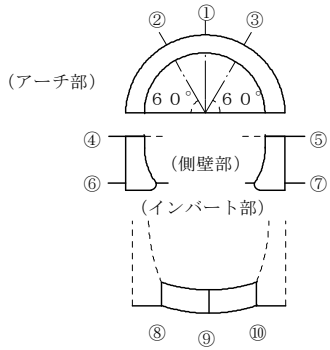	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
4 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高 ▽	±30
						厚さ t	−20
						内空幅 w	−30
						内空高 h	±30
						ブロック長 L	−50
4 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ t	−20
						幅 w	−20
						長さ L	−20
4 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工（防水）	幅 w	設計値以上
4 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工（防水保護工）	厚さ t	設計値以上

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。	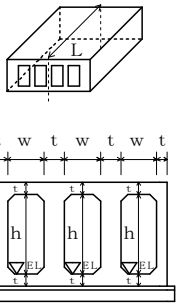	
図面の寸法表示箇所で測定。	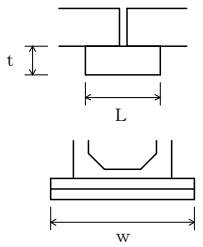	
両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。	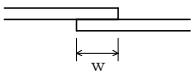	
両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。	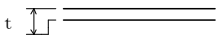	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
4 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工（防水壁）	高さ h	－20
						幅 w	±50
						厚さ t	－20
4 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30
						延長 L	－200
4 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工（管路部）	埋設深 t	0～＋50
						延長 L	－200

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
図面の寸法表示箇所で測定。	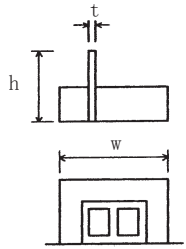	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。 延長：１施工箇所毎	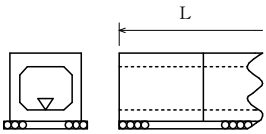	
接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。 接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】	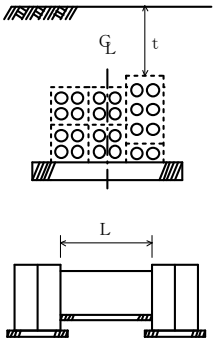	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
4 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基準高 ▽	±30
4 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高 ▽	±30
						※厚さ t_1～t_5	−20
						※幅 w_1, w_2	−30
						※高さ h_1, h_2	−30

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。	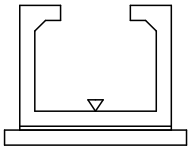	
１ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	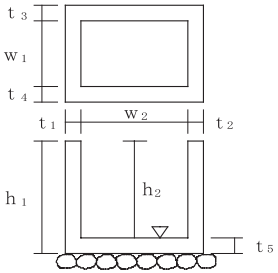	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	
							個々の測定値（X）	測定値の平均（$\bar{X}$）
4 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t（切 削）	－7	－2
						厚さ t（オーバーレイ）	表層部 －9 基層部 －12	
						幅 w	－25	
						延長 L	－100	
						平坦性	—	3mプロフィルメーター（σ）2.4㎜以下 直読式（足付き）（σ）1.75㎜以下
4 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工（面管理の場合）厚さtまたは標高較差（切削）のみ	厚さ t（標高較差）（切 削）	－17 (17) （面管理として緩和）	－2 （2）
						厚さ t（オーバーレイ）	表層部 －9 基層部 －12	
						幅 w	－25	
						延長 L	－100	
						平坦性	—	3mプロフィルメーター（σ）2.4㎜以下 直読式（足付き）（σ）1.75㎜以下

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	（１車線） 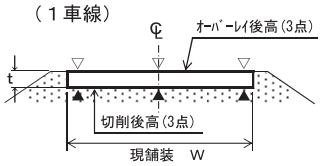 （２車線） 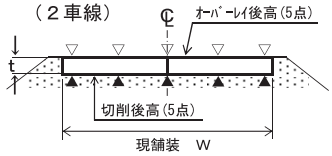 単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
１．施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔまたは標高較差（切削）を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ３．厚さｔまたは標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 ４．厚さ（オーバーレイ）は40m毎に切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 ５．幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	
								個々の測定値（X）	測定値の平均（$\overline{X}$）
4 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工	厚さ　t	－30	
							幅　w	－50	
							延長　L	－100	
4 道路編	15 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w（m） 腹板高 h（m） 腹板間隔 b′（m）		±2…… w≦0.5 ±3…… 0.5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±（3＋w／2） …2.0＜w	
						フランジの直角度 δ（mm）		w／200	
						圧縮材の曲がり δ（mm）		ℓ／1000	

単位：mm

<table>
<tr><th colspan="2">測　定　基　準</th><th rowspan="2">測　定　箇　所</th><th rowspan="2">摘　要</th></tr>
<tr><th>鋼桁等</th><th>トラス・アーチ等</th></tr>
<tr><td colspan="2">幅は延長80m毎に１ヶ所の割で測定。
厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の３点を掘り起こして測定。</td><td> 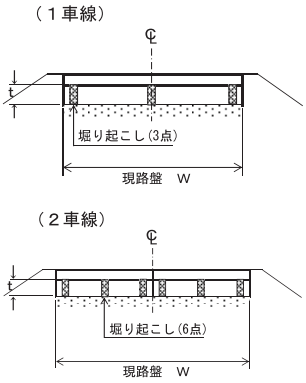
</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>主桁・主構</td><td>各支点及び各支間中央付近を測定。</td><td rowspan="2"> 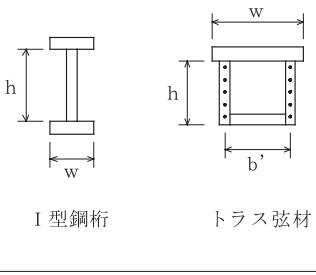
</td></tr>
<tr><td>床組など</td><td>構造別に､5部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。</td></tr>
<tr><td>主桁</td><td>各支点及び各支間中央付近を測定。</td><td> 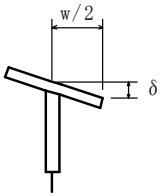
</td></tr>
<tr><td>―</td><td>主要部材全数を測定。
ℓ：部材長（㎜）</td><td> 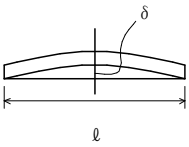
</td></tr>
</table>

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
5 河川編	1 築堤護岸工	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	－30
						高さ h	－30
5 河川編	1 築堤護岸工	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50
						幅 w	±300
						方向	±7°
						延長 L	－200
5 河川編	1 築堤護岸工	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0～+50
						延長 L	－200
5 河川編	1 築堤護岸工	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30
						※厚さ t_1～t_5	－20
						※幅 w_1, w_2	－30
						※高さ h_1, h_2	－30

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	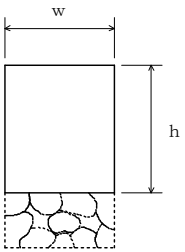	
１組毎	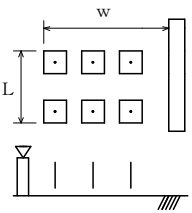	
接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。 接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】	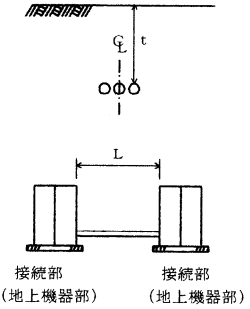	
１ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	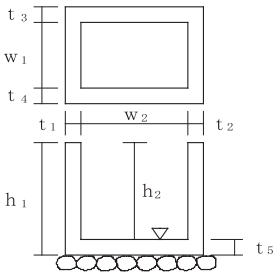	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 （本体工）	基準高 ▽	±30
						厚さ t_1～t_8	－20
						幅 w_1，w_2	－30
						内空幅 w_3	－30
						内空高 h_1	±30
						延長 L	－200
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 （ヒューム管） （ＰＣ管） （コルゲートパイプ） （ダクタイル鋳鉄管）	基準高 ▽	±30
						延長 L	－200

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。	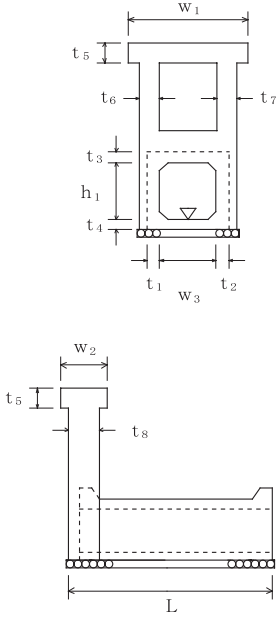	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 １施工箇所毎	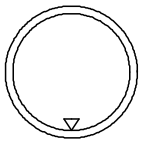	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高 ▽		±30
						厚さ t		−20
						幅 w		−30
						高さ h		±30
						延長 L		−50
5 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高 ▽		±30
						厚さ t		−20
						幅 w		−30
						高さ h		±30
						延長 L		−50
5 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高 ▽		±30
						厚さ t		−20
						幅 w		−30
						高さ h		±30
						延長 L		−50
5 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 ▽		±30
						厚さ t		−20
						幅 w		−30
						高さ h		±30
						堰長 L	L＜20m	−50
							L≧20m	−100

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
図面の寸法表示箇所で測定。	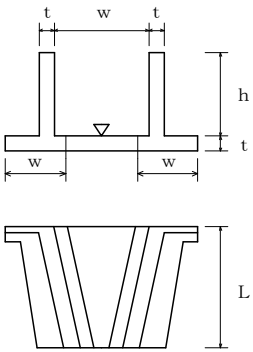	
図面の寸法表示箇所で測定。		
図面の寸法表示箇所で測定。		
基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。	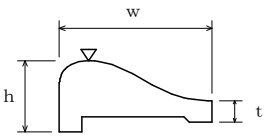	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
5 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基準高 ▽	±30
						厚さ t_1, t_2	−20
						幅 w	−30
						高さ h_1, h_2	−30
						延長 L	−200
5 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高 ▽	±20
						厚さ t	−20
						天端幅 w_1 (橋軸方向)	−10
						天端幅 w_2 (橋軸方向)	−10
						敷幅 w_3 (橋軸方向)	−50
						高さ h_1	−50
						胸壁の高さ h_2	−30
						天端長 ℓ_1	−50
						敷長 ℓ_2	−50
						胸壁間距離 ℓ	±30
						支点長及び中心線の変化	±50

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	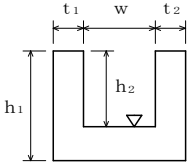	
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。	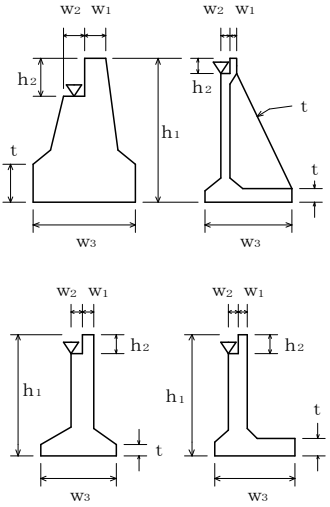	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
5 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基準高 ▽	±30
						厚さ t	−20
						幅 w	−30
						高さ h_1, h_2	±30
						延長 L	−50
5 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基準高 ▽	±30
						厚さ t	−20
						幅 w	−30
						高さ h	±30
						延長 L	−50
5 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高 ▽	±30
						厚さ t	−20
						幅 w	−30
						高さ h	±30
						延長 L	−50

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
図面の表示箇所で測定。	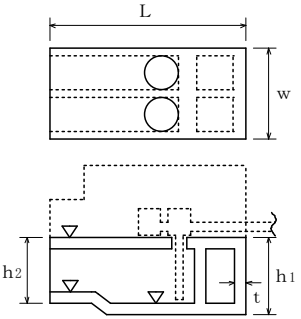	
図面の表示箇所で測定。	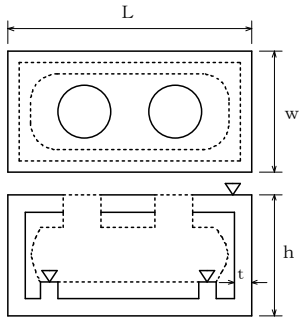	
図面の表示箇所で測定。	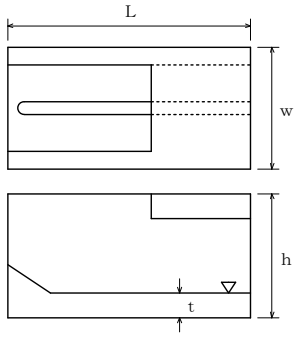	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
5 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 （床固め本体工）	基準高 ▽	±30
						天端幅 w_1, w_3	−30
						堤幅 w_2	−30
						堤長 L_1, L_2	−100
						水通し幅 ℓ_1, ℓ_2	±50
5 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高 ▽	±30
						厚さ t	−30
						幅 w	−100
						延長 L	−100
5 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 ▽	±30
						天端幅 w_1	−30
						堤幅 w_2	−30
						長さ L	−100

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
図面に表示してある箇所で測定。	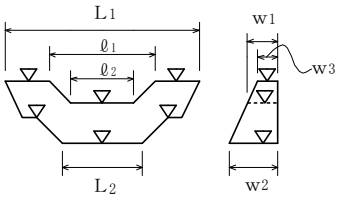	
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	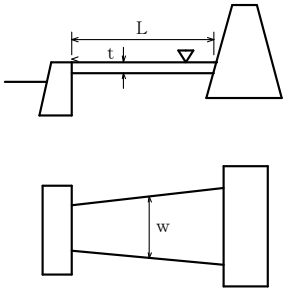	
1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	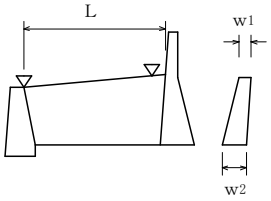	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
6 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基準高 ▽		±30
						幅 w		−30
						高さ h		−30
						延長 L		−200
6 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工（護岸工）	基準高 ▽		±50
						ブロック厚 t		−20
						ブロック縦幅 w_1		−20
						ブロック横幅 w_2		−20
						延長 L		−200
6 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工（護岸工）	基準高 ▽		±50
						法長 ℓ	ℓ＜5m	−100
							ℓ≧5m	ℓ×（−2％）
						厚さ t		−50
						延長 L		−200

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	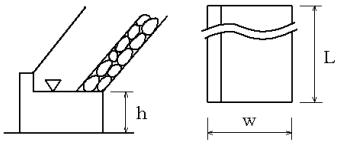	
ブロック個数40個につき１ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	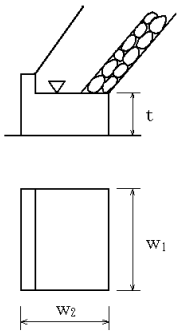	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	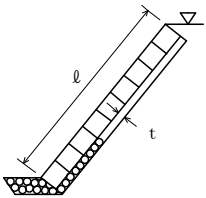	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
6 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50
						法長 ℓ	ℓ＜3m	−50
							ℓ≧3m	−100
						厚さ t	t＜100	−20
							t≧100	−30
						裏込材厚 t’		−50
						延長 L		−200
6 河川海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50
						幅 w		−50
						厚さ t		−10
						基礎厚 t’		−45
						延長 L		−200
6 河川海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基準高 ▽		±50
						幅 w_1, w_2		−30
						高さ h＜3m h_1, h_2, h_3		−50
						高さ h≧3m h_1, h_2, h_3		−100
						延長 L		−200

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	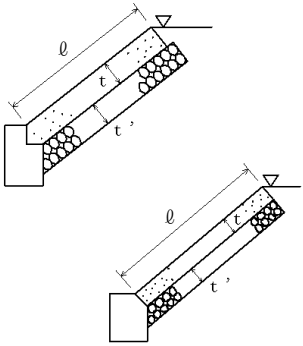	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	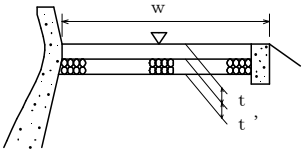	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	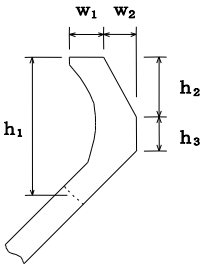	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値
6 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基準高▽	本均し		±50
							表面均し		±100
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300
						法長 ℓ			−100
						天端幅 w_1			−100
						天端延長 L_1			−200
6 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w			−300
						延長 L			−500
6 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面（乱積）の高さ		±500
							異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ		±300
						法長 ℓ			−100
						天端幅 w_1			−100
						天端延長 L_1			−200

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。 幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。	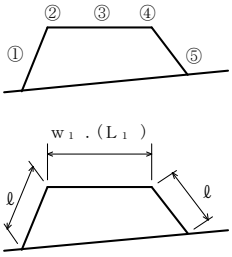	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	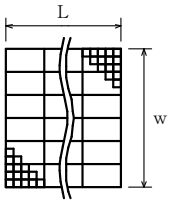	
施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。 幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。	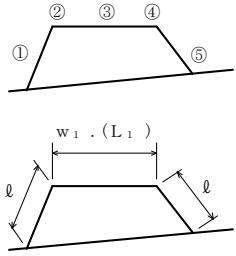	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
6 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	（層積）ブロック規格26ｔ未満	±300
							（層積）ブロック規格26ｔ以上	±500
							（乱積）	±ブロックの高さの1／2
						天端幅 w		－ブロックの高さの1／2
						天端延長 L		－ブロックの高さの1／2
6 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石砕工	基準高 ▽		±50
						厚さ t		－50
						高さ h	h＜3ｍ	－50
							h≧3ｍ	－100
						延長 L		－200
6 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	基準高 ▽		±30
						幅 w		－30
						高さ h		－30
						延長 L		－200

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。延長は、センターラインで行う。	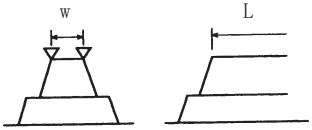	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 １施工箇所毎	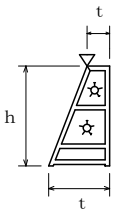	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	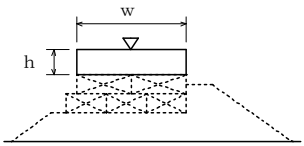	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
6 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工（ケーソン工製作）	バラストの基準高▽	砕石、砂	±100
							コンクリート	±50
						壁厚 t_1		±10
						幅 w		+30, −10
						高さ h_1		+30, −10
						長さ L		+30, −10
						底版厚さ t_2		+30, −10
						フーチング高さ h_2		+30, −10
6 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工（ケーソン工据付）	法線に対する出入 1、2		ケーソン重量 2000 t 未満 ±100
								ケーソン重量 2000 t 以上 ±150
						据付目地間隔 1’、2’		ケーソン重量 2000 t 未満 100以下
								ケーソン重量 2000 t 以上 200以下
6 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工（突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽	陸上	±30
							水中	±50
						厚さ t		±30
						幅 w		±30
						長さ L		±30

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
各室中央部１ヶ所	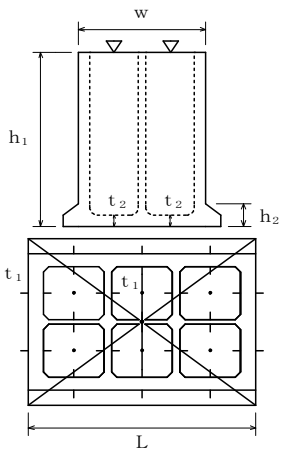	
底版完成時、各壁１ヶ所		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
完成時、四隅		
各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
底版完成時、各室中央部１ヶ所		
底版完成時、四隅		
据付完了後、両端２ヶ所	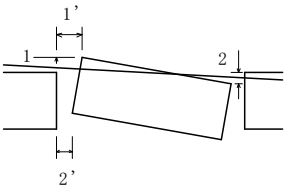	
据付完了後、天端２ヶ所		
１室につき１ヶ所（中心）	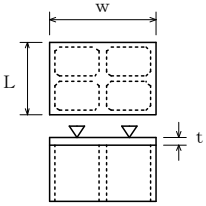	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
6 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 （セルラー工製作）	壁厚 t	±10
						幅 w	+20, −10
						高さ h	+20, −10
						長さ L	+20, −10
6 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 （セルラー工据付）	法線に対する出入 1、2	±50
						隣接ブロックとの間隔 1'、2'	50以下
6 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工 （突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽ 陸上	±30
						基準高▽ 水中	±50
						厚さ t	±30
						幅 w	±30
						長さ L	±30
6 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	基準高▽ 異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500
						基準高▽ 異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300
						法長 ℓ	−100
						天端幅 w	−100
						天端延長 L	−200

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
型枠取外し後全数	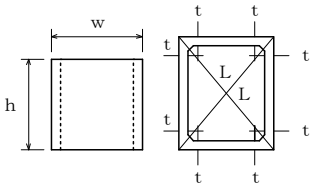	
据付後ブロック１個に２ヶ所(各段毎)	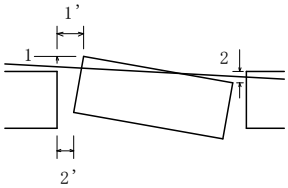	
１室につき１ヶ所（中心）	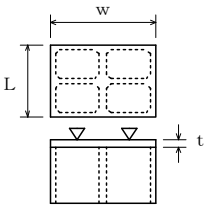	
施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。 幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。	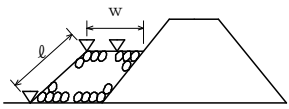	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
6 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	層積	基準高 ▽	±300
							厚さ t	－20
							幅 w_1, w_2	－20
							延長 L_1, L_2	－200
						乱積	基準高 ▽	±t／2
							幅 w_1, w_2	－t／2
							延長 L_1, L_2	－t／2
6 河川海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	層積	基準高 ▽	±300
							厚さ t	－20
							幅 w_1, w_2	－20
							延長 L_1, L_2	－200
						乱積	基準高 ▽	±t／2

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 幅、厚さは40個につき１ヶ所測定。 １施工箇所毎	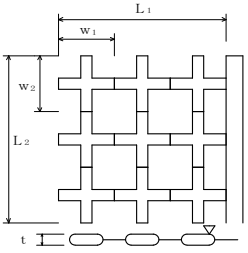	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 幅、厚さは40個につき１ヶ所測定。 １施工箇所毎	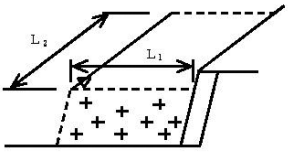 tは根固めブロックの高さ Wは根固めブロックの幅	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 幅、厚さは40個につき１ヶ所測定。 １施工箇所毎	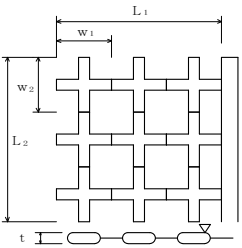	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	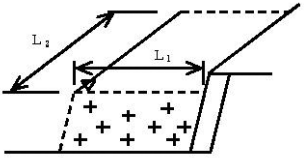 tは根固めブロックの高さ	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値
6 河川海岸編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準高▽	本均し		±50
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300
						法長 ℓ			−100
						天端幅 w_1			−100
						天端延長 L_1			−200

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。 幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。	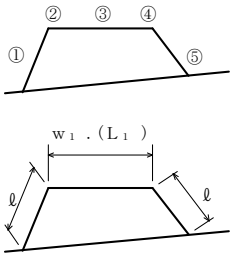	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
7 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長 ℓ (m)	±3…… $\ell \leqq 10$ ±4…… $\ell > 10$
7 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高 ▽		±30
						天端部 堤幅	w_1, w_3 w_2	−30
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2		±50
						堤長	L_1, L_2	−100
7 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基準高 ▽		±30
						幅	w_1, w_2	−30
						長さ	L	−100

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
図面の寸法表示箇所で測定。		
図面の表示箇所で測定。	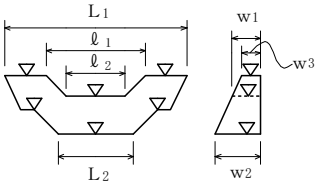	
1．図面の寸法表示箇所を測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	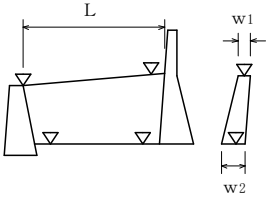	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
7 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高 ▽		±30
						幅 w		−100
						厚さ t		−30
						延長 L		−100
7 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工（不透過型）	水通し部	堤高 ▽	±50
							長さ ℓ_1, ℓ_2	±100
							幅 w_1, w_3	±50
							下流側倒れ △	±0.02H_1
						袖部	袖高 ▽	±50
							幅 w_2	±50
							下流側倒れ △	±0.02H_2

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	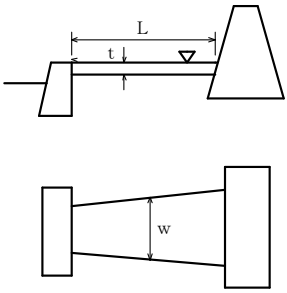	
1．図面の表示箇所で測定する。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	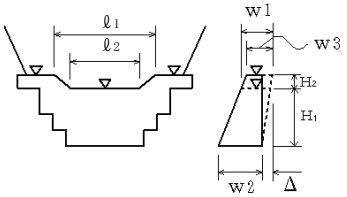	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
7 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工（透過型）	堤長L　格	±50
						堤長ℓ　格・B・L	±10
						堤幅W　格	±30
						堤幅w　格・A・B・L	±10
						高さH　格・A・B・L	±10
						高さh	±10

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
図面の寸法表示箇所で測定。	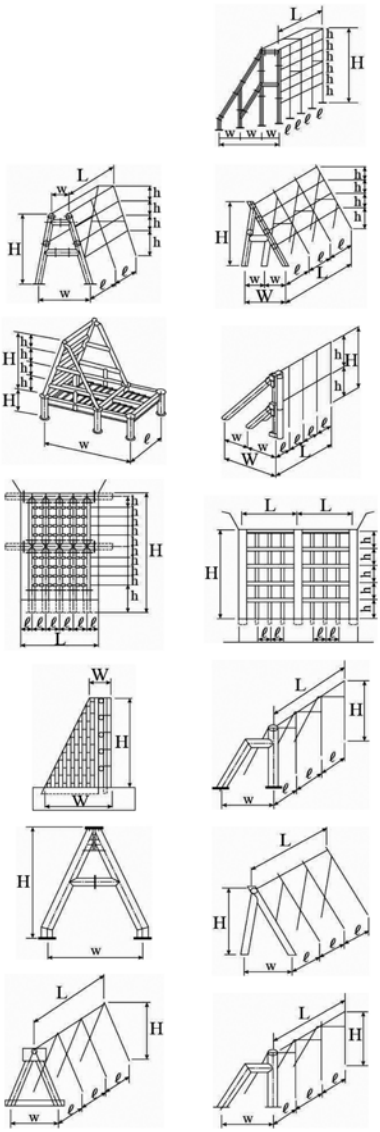	（備考） 格：格子型鋼製砂防ダム A:鋼製スリットダムA型 B:鋼製スリットダムB型 L:鋼製スリットダムL型

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
7 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤高 ▽		±50
						長さ L		±100
						幅 w_1, w_2		±50
						下流側倒れ △		±0.02H
						高さ h	h＜3m	−50
							h≧3m	−100
7 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基準高 ▽		±30
						幅 w		−30
						高さ h_1, h_2		−30
						厚さ t_1, t_2		−20
						延長 L		−200
7 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高 ▽		±30
						厚さ t_1, t_2		−20
						幅 w		−30
						幅 w_1, w_2		−50
						高さ h_1, h_2		−30
						深さ h_3		−30
						延長 L		−200

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1．図面に表示してある箇所で測定。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	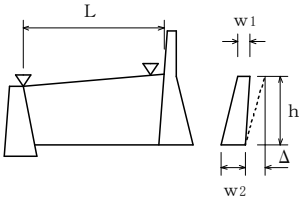	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	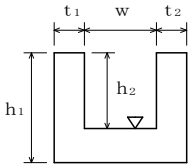	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。（なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）	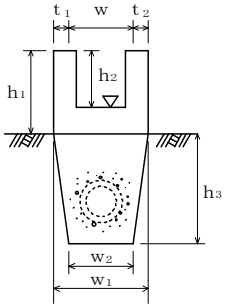	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
7 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上
						配置誤差 d	100
						せん孔方向 θ	±2.5度
7 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	基準高 ▽	±50
						偏心量 d	150
						長さ L	－100
						巻立て幅 w	－50
						巻立て厚さ t	－30
7 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	基準高 ▽	±50
						偏心量 d	D／4 以内 かつ100以内

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
全数	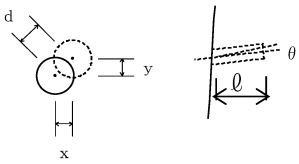 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	水平方向に関する規格値を設計する場合は、監督員と協議のうえ規格値を設計する。
全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	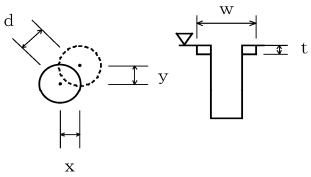 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
全数測定。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
8 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（本体）	天端高 ▽	±20
						天端幅	±20
						ジョイント間隔	±30
						リフト高	±50
						堤幅	－30，＋50
						堤長	－100
8 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（水叩）	天端高 ▽	±20
						ジョイント間隔	±30
						幅	±40
						長さ	－100，＋60

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3． ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	 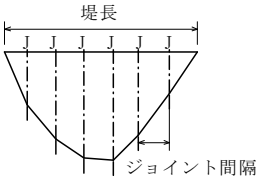 j：ジョイント	
1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは､各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3．水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。	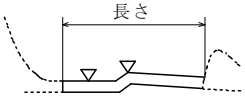 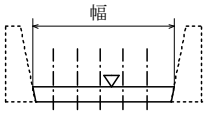 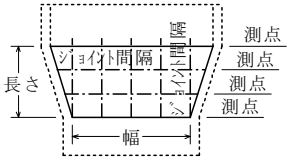	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
8 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（副ダム）	天端高 ▽	±20
						ジョイント間隔	±30
						リフト高	±50
						堤幅	−30, +50
						堤長	±40

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	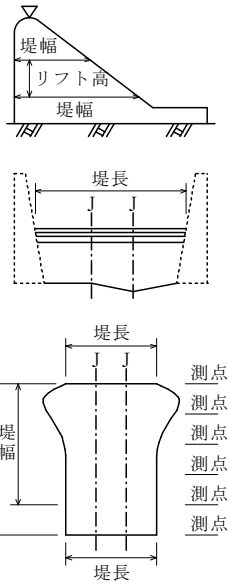 J：ジョイント	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
8 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（導流壁）	天端高 ▽	±30
						ジョイント間隔	±20
						リフト高	±50
						長さ	±100
						厚さ	±20

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 （注）リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。	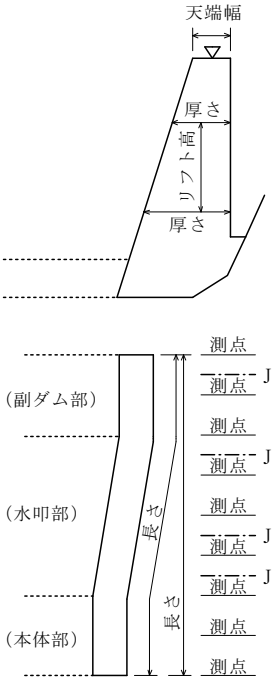 J：ジョイント	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
8 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	5		コアの盛立	基準高 ▽	設計値以上
						外側境界線	－0，＋500
8 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	基準高 ▽	－0
						外側境界線	－0，＋1000
						盛立幅	－0，＋1000
8 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	基準高 ▽	－100
						外側境界線	－0，＋2000

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
各測点について５層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		
各測点について５層毎に測定。	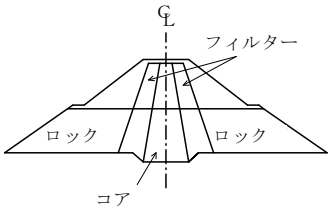	
各測点について盛立５ｍ毎に測定。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
8 ダム編	2 フィルダム				フィルダム（洪水吐）	基準高 ▽	±20
						ジョイント間隔	±30
						厚さ t	±20
						幅 w	±40
						リフト高さ	±20
						長さ L	±100
8 ダム編	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	深度 L	設計値以上
						配置誤差	100

単位：mm

測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．1回／1施工箇所	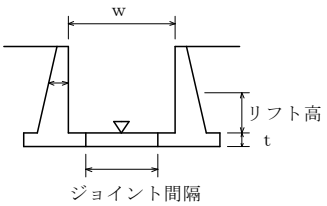	
ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		

品　質　管　理

品質管理基準及び規格値

1. セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート(NATM)・吹付けコンクリート(NATM)は別途記載。砂防ダムを含む。) …… 298
2. プレキャストコンクリート製品（JIS Ⅰ類） …… 308
3. プレキャストコンクリート製品（JIS Ⅱ類） …… 308
4. プレキャストコンクリート製品（その他） …… 308
5. ガス圧接 …… 314
6. 既製杭工 …… 318
7. 基礎工 …… 320
8. 場所杭工 …… 320
9. 既製杭工（中堀り杭工コンクリート打設方式） …… 320
10. 下層路盤 …… 322
11. 上層路盤 …… 328
12. アスファルト安定処理路盤 …… 336
13. セメント安定処理路盤 …… 336
14. アスファルト舗装 …… 338
15. 転圧コンクリート …… 346
16. グースアスファルト舗装 …… 350
17. 路床安定処理工 …… 354
18. 表層安定処理工（表層混合処理） …… 356
19. 固結工 …… 358
20. アンカー工 …… 358
21. 補強土壁工 …… 360
22. 吹付工 …… 362
23. 現場吹付法枠工 …… 366
24. 河川・海岸土工 …… 372
25. 砂防土工 …… 374
26. 道路土工 …… 376
27. 捨石工 …… 378
28. コンクリートダム …… 380
29. 覆工コンクリート（NATM） …… 386
30. 吹付けコンクリート（NATM） …… 394
31. ロックボルト（NATM） …… 400
32. 路上路盤再生工 …… 402
33. 路上表層再生工 …… 402
34. 排水性舗装工・透水性舗装工 …… 404
35. ガス切断工 …… 412
36. 溶接工 …… 412
37. 工場製作工（鋼橋用鋼材） …… 418
38. 視覚障がい者誘導用ブロック …… 420
39. 鉄筋挿入工（ロックボルト工） …… 420
40. ロープネット …… 420
41. 無収縮モルタル …… 420
42. 中層混合処理 …… 422

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートは別途記載。）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」（福島県土木部）による	同　左
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下 舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石3.0%以下（ただし、粒形判定実積率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ砕骨材7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）：5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下

試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
同　左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○
工事開始前､工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前､工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前､工事中1回/年以上および産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
工事開始前､工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
工事開始前､工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
工事開始前､工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1　セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートは別途記載。)	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：２g/ｌ以下 溶解性蒸発残留物の量：１g/ｌ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢７及び28日で90％以上
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢７及び28日で90％以上
	製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度		水：±１％以内 セメント：±１％以内 骨材　：±３％以内 混和材：±２％以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±１％以内） 混和剤：±３％以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8％以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：５％以下 圧縮強度の偏差率：7.5％以下 コンクリート内空気量偏差率：10％以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15％以下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8％以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：５％以下 圧縮強度差：7.5％以下 空気量差：１％以下 スランプ差：３cm以下
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
工事開始前、工事中１回/月以上		○
工事開始前、工事中１回/月以上		○
工事開始前及び工事中１回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中１回/年以上および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中１回/年以上。	・小規模工種で１工種当りの総使用量が50㎥未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、場所打ちコンクリートによる擁壁工(高さ１ｍ以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、(内幅２ｍ以上)、コンクリート張護岸工、法枠護岸工、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
工事開始前及び工事中１回/年以上。	・小規模工種で１工種当りの総使用量が50㎥未満の場合は左記によらず１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、場所打ちコンクリートによる擁壁工(高さ１ｍ以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、(内幅２ｍ以上)、コンクリート張護岸工、法枠護岸工、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
１回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1　セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートは別途記載。)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制実施要領（土木構造物）」（福島県土木部）による。	0.3kg/㎥以下
			単位水量測定	エアメータ法(土研法)及び同等以上の測定法	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎥（管理値）の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎥（管理値）を超え±20kg/㎥（指示値）の範囲にある場合はそのまま打設してよいが、受注者は水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善の指示をしなければならない。その後、配合設計±15kg/㎥（管理値）以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/㎥以内で安定するまで」とは、２回連続して15kg/㎥以内の値を観測することをいう。 3）測定した単位水量が、配合設計±20kg/㎥の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/㎥以内になるまで全運搬車の測定を行う。なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は１回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は２回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方の値で評価してよい。
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ５㎝以上８㎝未満：許容差±1.5㎝ スランプ８㎝以上18㎝以下：許容差±2.5㎝ スランプ2.5cm及び３㎝：許容差±1.0㎝

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
荷卸し時。コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、１日につき２回以上（午前・午後各１回以上）行う。午前の試験結果が、塩化物総量の規制値の１/２以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・小規模工種で１工種当りの総使用量が50㎥未満の場合は左記によらず１工種１回以上の試験または、施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工（桁、床版、高欄等)、場所打ちコンクリートによる擁壁工（高さ１m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅２m以上)、コンクリート張護岸工、法枠護岸工、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
荷卸し時。圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	対象構造物 (1)高さ５m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。） (2)内空断面積25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類 (3)橋梁上・下部工（ただし、購入桁は除く。） (4)トンネル（坑門） (5)高さが３m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム (6)スノーシェッド・スノーシェルター、ロックシェッド ※上記構造物に付帯する基礎工を含むものとする。 その他は、「福島県レディーミクストコンクリート単位水量測定要領」による。	
・荷卸し時。圧縮強度試験用供試体採取時及び荷下ろし時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	小規模工種で１工種当りの総使用量が50㎥未満の場合は左記によらず１工種１回以上の試験または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工（桁、床版、高欄等)、場所打ちコンクリートによる擁壁工（高さ１m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅２m以上)、コンクリート張護岸工、法枠護岸工、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1　セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートは別途記載。)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	１回の試験に用いる供試体は３本とし、１回の試験結果は指定した呼び強度の85％以上であること。３回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。ただし、１回の試験結果が呼び強度を下回った場合には、構造物の設計強度が確保されていることを施工後試験によって確認すること。 （１回の試験結果は、３個の供試体の試験値の平均値）
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5％（許容差）
		その他	コンクリートの曲げ強度試験 （コンクリート舗装の場合必須）	JIS A 1106	１回の試験結果は指定した呼び強度の85％以上であること。 ３回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
・荷下ろし時。１日１回以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎥～150㎥ごとに１回。 ただし、基礎コンクリート、石積・ブロック積（張）の胴込コンクリート、裏込コンクリート、天端コンクリート、調整コンクリート等は、１工事当り工事規模に応じて１～３回程度とすることができる。 なお、供試体は打設場所で採取し、１回につき６本（σ７…３本、σ28…３本）とする。（早強セメントを使用する場合には、必要に応じてσ３…３本についても採取する。） ・工種毎に１日１回以上または20㎥～150㎥ごとに１回の割合のうち測定頻度の高い方で実施する。なお、20㎥～150㎥の範囲は監督員との協議による。	小規模工種で１工種当りの総使用量が50㎥未満の場合は左記によらず１工種１回以上の試験または、施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 以下の重要構造物のδ28日圧縮強度試験は、公的試験機関において実施する。なお、いずれの構造物についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは除く。 ⑴高さ５ｍ以上の鉄筋コンクリート擁壁 ⑵内空断面積25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類 ⑶橋梁上・下部工（ただし、購入桁は除く。） ⑷トンネル（坑門） ⑸高さが３ｍ以上の堰・水門・樋門・砂防ダム ⑹スノーシェッド・スノーシェルター、ロックシェッド ※上記構造物に付帯する基礎工を含むものとする。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、場所打ちコンクリートによる擁壁工（高さ１ｍ以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅２ｍ以上）、コンクリート張護岸工、法枠護岸工、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
・荷卸し時。圧縮強度試験用供試体採取時及び荷下ろし時に変化が認められた時。	小規模工種で１工種当りの総使用量が50㎥未満の場合は左記によらず１工種１回以上の試験または、施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、場所打ちコンクリートによる擁壁工（高さ１ｍ以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅２ｍ以上）、コンクリート張護岸工、法枠護岸工、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
コンクリート舗装の場合に適用し、打設日１日につき２回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、１回につき原則として３個とする。		
品質に異常が認められた場合に行う。		
品質に異常が認められた場合に行う。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1　セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートは別途記載。)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2㎜
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度
			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
本数 総延長 最大ひびわれ幅等	対象構造物（ただし、いずれの構造物についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。） (1)高さ５ｍ以上の鉄筋コンクリート擁壁 (2)内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類 (3)橋梁上・下部工 (4)トンネル（坑門） (5)高さ３ｍ以上の堰・水門・樋門・砂防ダム (6)スノーシェッド・スノーシェルター、ロックシェッド 構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中・水中にある部位については竣工前に調査する。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真の提出で代替することができる。	
鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルついては目地間（ただし100ｍを超えるトンネルでは、100ｍを超えた箇所以降は、30ｍ程度に１ヶ所）で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを１構造物の単位とし、各単位につき３ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、１回の試験結果が設計基準強度の85％以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を５ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	対象構造物（ただし、いずれの構造物についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。） (1)高さ５ｍ以上の鉄筋コンクリート擁壁 (2)内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類 (3)橋梁上・下部工 (4)トンネル（坑門） (5)高さが３ｍ以上の堰・水門・樋門・砂防ダム (6)スノーシェッド・スノーシェルター、ロックシェッド テストハンマーによる強度試験の再試験の平均強度が所要の強度を得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の85％を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。	
所用の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置について、監督員と協議を行ったうえで､設置した鉄筋を損傷させないよう､コアを採取する。圧縮強度試験は公的試験機関において実施する。	
同左	同左	
同左	同左	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
2　プレキャストコンクリート製品（JIS Ⅰ類）	材料	必須	JISマーク確認 又は「その他」の試験項目の確認	目視 （写真撮影）	
	施工	必須	製品の外観検査 （角欠け･ひび割れ調査）	目視検査 （写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと
3　プレキャストコンクリート製品（JIS Ⅱ類）	材料	必須	製品検査結果（寸法・形状・外観、性能試験） ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。
			JISマーク確認 又は「その他」の試験項目の確認	目視 （写真撮影）	
	施工	必須	製品の外観検査 （角欠け･ひび割れ調査）	目視検査 （写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと
4　プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策実施要領（福島県土木部）による	同　左
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制実施要領（土木構造物）」（福島県土木部）による	原則0.3kg/㎥以下
			コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	１回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 ３回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （１回の試験結果は、３個の供試体の試験値の平均値）
			コンクリートの空気量測定（凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品）	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%（許容差）

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
全数		
製造工場の検査ロット毎		○
全数		
1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
1回/月以上 （塩化物量の多い砂の場合1回以上/週）		○
1回/日以上		○
1回/日以上		○
		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
4　プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験（粒度・粗粒率）	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 砕石　3.0％以下（ただし、粒形判定実績率が58％以上の場合は5.0％以下） スラグ粗骨材　5.0％以下 それ以外（砂利等）　1.0％以下 細骨材 砕砂　9.0％以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0％以下） スラグ細骨材　7.0％以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0％以下） それ以外（砂等）　5.0％以下 （ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0％以下）
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90％以上の場合は使用できる。
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0％以下 粗骨材：0.25％以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10％以下 粗骨材：12％以下
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1回/月以上および産地が変わった場合。		○
1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
1回/年以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
砂、砂利： 製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。		○
1回/月以上		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
4　プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライアッシュ） JIS A 6202（膨張材） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207（シリカフューム）
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：２g/Ｌ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/Ｌ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢７及び28日で90％以上
			鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502
	施工	必須	製品の外観検査（角欠け･ひび割れ調査）	目視検査（写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
		○
1回/月以上 ただし、JIS A 6204（化学混和剤）は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○
1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
全数		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
5　ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の１/５以下。 ②ふくらみは鉄筋（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の１/４以下。 ⑤折れ曲がりの角度が２°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の１/５以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ､へこみがない。 ②ふくらみの長さが1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害（著しい折れやボルトによる締付け傷等）と認められる欠陥があってはならない。

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各２本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各３本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19㎜未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 ⑴SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 ⑵SD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
5　ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ・ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の１/５以下。 ②ふくらみは鉄筋（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の１/４以下。 ⑤折れ曲がりの角度が２°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は細い方の鉄筋）の１/５以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ､へこみがない。 ②ふくらみの長さが1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害（著しい折れやボルトによる締付け傷等）と認められる欠陥があってはならない。
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が１ヶ所以下の時はロットを合格とし、２ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷試験検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。 熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。 いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。	
超音波探傷検査は技取検査を原則とする。抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、１ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、１作業班が１日に実施。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波深傷検査を実施し､その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、補強筋（ラップ長の２倍以上）を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。 ・圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査及び超音波探傷検査を行う。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
6　既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。
	施工	必須	外観検査（鋼管杭） 【円周溶接部の目違い】	JIS A 5525	［円周溶接部の目違い］ 外径700㎜未満：許容値２㎜以下 外径700㎜以上1,016㎜以下：許容値３㎜以下 外径1,016㎜を超え2,000㎜以下：許容値４㎜以下
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接　浸透深傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の１類から３類であること。
		その他	鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の１類から３類であること。
			鋼管杭・コンクリート杭（根固め） 水セメント比試験	比重測定による水セメント比の推定	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は60％～70％（中堀り杭工法）、60％（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
設計図書による。		○
	上杭と下杭の外周長の差で表す。 （許容値×π以下）	
原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10％以上は、JIS Z 2343により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周周とする。		
原則として溶接20ヶ所毎に１ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を４方向から透過し、その撮影長は30cm/１方向とする。（20ヶ所毎に１ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の１ヶ所を試験することである。）		
原則として溶接20ヶ所毎に１ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を４方向から深傷し、その深傷長は30cm/１方向とする。（20ヶ所毎に１ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の１ヶ所を試験することである。）	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。	
試料の採取回数は一般に単杭では30本に１回、継杭では20本に１回とし、採取本数は１回につき３本とする。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
6　既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭（根固め） セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。
7　基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること
8　場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による
9　既製杭工（中堀り杭工コンクリート打設方式）	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
供試体の採取回数は一般に単杭では30本に１回、継杭では20本に１回とし、採取本数は１回につき３本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ５×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/㎟	
	中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。	
	孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する。	
	泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
10　下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	粒状路盤：修正CBR20％以上（クラッシャラン鉄鋼スラグは修正CBR30％以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が30㎝より小さい場合は30％以上とする。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表２参照
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：６以下

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
10　下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-80	1.5%以下
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
施工前、材料変更時	・CS：クラッシャラン鉄鋼スラグに適用する。	○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時	・再生クラッシャランに適用する。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
10　下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214）砂置換法は最大粒径が53㎜以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93％以上 X_{10}　95％以上 X_6　96％以上 X_3　97％以上 （歩道・自転車道及び耐水処理で機械施工が困難な箇所）最大乾燥密度の85％以上
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：６以下
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
定期的又は随時 なお、施工面積が1,000㎡以下の場合は、最低１孔とし、この場合の規格値は97％以上とする。 ※ 1,000㎡　１孔 1,000㎡を超え3,000㎡以下　３孔 3,000㎡を超えるものは上記に1,000㎡ごとに１孔増やす。 （例：3,000㎡を超え4,000㎡以下　４孔）	・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。 ・10孔の測定値が得がたい場合、試料数が６～９孔の場合はその測定値の平均値X6の規格値を満足しなければならない。 ・また、試料数が３～５孔の場合はその測定値の平均値がX3の規格値を満足しなければならない。 ・但し、試料のうち、１孔でも最大乾燥密度の93％を下回ってはならない。	
路盤仕上後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
1,000㎡につき２回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
異常が認められたとき。		
異常が認められたとき。		
異常が認められたとき。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
11　上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80％以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90％以上 40℃で行った場合80％以上
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80％以上
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表２参照

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。	○
施工前、材料変更時		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
11　上層路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧[4]-73	呈色なし
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-80	1.5%以下
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-75	1.2Mpa以上（14日）

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
施工前、材料変更時	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。	○
施工前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
施工前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
施工前、材料変更時	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
11　上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧[2]-131	1.50kg/L以上
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
施工前、材料変更時	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
施工前、材料変更時	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	○
施工前、材料変更時		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
11　上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は最大粒径が53㎜以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93％以上 X_{10}　95％以上 X_{6}　95.5％以上 X_{3}　96.5％以上
			粒度（2.36㎜フルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36㎜ふるい：±15％以内
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±６％以内

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
定期的又は随時 なお、施工面積が1,000㎡以下の場合は、最低１孔とし、この場合の規格値は96.5%以上とする。 ※ 1,000㎡　１孔 1,000㎡を超え3,000㎡以下　３孔 3,000㎡を超えるものは上記に1,000㎡ごとに１孔増やす。 （例：3,000㎡を超え4,000㎡以下　４孔）	・締固め度及び粒度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。 ・10孔の測定値が得がたい場合、試料数が６～９孔の場合はその測定値の平均値がX6の規格値を満足しなければならない。 ・また、試料数が３～５孔の場合はその測定値の平均値がX3の規格値を満足しなければならない。 ・但し、試料のうち、１孔でも最大乾燥密度の93%を下回ってはならない。	
中規模以上の工事:定期的又は随時（１回～２回/日）	中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。	
中規模以上の工事：異常が認められたとき。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
11　上層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：４以下
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
12　アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる		
13　セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ［７日間］0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ［７日間］2.9Mpa（アスファルト舗装）、2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	下層路盤：10％以上 上層路盤：20％以上
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧[4]-167	下層路盤 塑性指数PI：９以下 上層路盤 塑性指数PI：９以下

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1,000㎡につき２回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
観察により異常が認められたとき。		
観察により異常が認められたとき。		
施工前、材料変更時	・安定処理材に適用する。	
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
13　セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度（2.36㎜フルイ）	JIS A 1102	2.36㎜ふるい：±15％以内
			粒度（75μmフルイ）	JIS A 1102	75μmふるい：±６％以内
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214）砂置換法は、最大粒径が53㎜以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93％以上。 X_{10}　95％以上 X_6　95.5％以上 X_3　96.5％以上
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧[4]-293，[4]-297	±1.2％以内
14　アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001　表２参照
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/㎤以上 吸水率　：3.0％以下
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25％以下
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10％以下
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧　表３．３.17による。
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	１％以下

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
中規模以上の工事:定期的又は随時(１回～２回/日)	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。	
中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
定期的又は随時 なお、施工面積が1,000㎡以下の場合は、最低１孔とし、この場合の規格値は96.5%以上とする。 ※ 1,000㎡　１孔 1,000㎡を超え3,000㎡以下　３孔 3,000㎡を超えるものは上記に1,000㎡ごとに１孔増やす。 （例：3,000㎡を超え4,000㎡以下　４孔）	・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。 ・10孔の測定値が得がたい場合、試料数が６～９孔の場合はその測定値の平均値がX6の規格値を満足しなければならない。 ・また、試料数が３～５孔の場合はその測定値の平均値がX3の規格値を満足しなければならない。 ・但し、試料のうち、１孔でも最大乾燥密度の93%を下回ってはならない。	
観察により異常が認められたとき。		
異常が認められたとき（１～２回/日）		
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
14　アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧[2]-83	50%以下
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧[2]-74	3%以下
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-78	1/4以下
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-94	水浸膨張比：2.0%以下
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm以上 吸水率　：3.0%以下
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS　：30%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
14　アスファルト舗装	材料	その他	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-224	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧[2]-289	舗装施工便覧参照 ・改質アスファルト：表3.3.3

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
14　アスファルト舗装	プラント	必須	粒度（2.36㎜フルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36㎜ふるい：±12％以内基準粒度
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±５％以内基準粒度
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[2]-238	アスファルト量：±0.9％以内
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44	設計図書による
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18	設計図書による

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
定期的又は随時。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験１～２回/日		○
定期的又は随時。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験１～２回/日		○
定期的又は随時。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験１～２回/日		○
随時		○
設計図書による	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
設計図書による	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
設計図書による	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
14　アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の94%以上。 X_{10}　96%以上 X_6　96%以上 X_3　96.5%以上 歩道の基準密度については、設計図書（特記仕様書）による。指定がない場合には以下による。 （歩道）基準密度の90%を10回に1回以上の確率で下がってはならない。
			温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上
			外観検査（混合物）	目視	
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧[1]-101	設計図書による
15　転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧８-３-３による。 目標値 　修正VC値：50秒
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか１方法	舗装施工便覧８-３-３による。 目標値 　締固め率：96%
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧８-３-３による。 目標値 　締固め率：97%
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-３.３.20 粗骨材表-３.３.22
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕石、スラグ細骨材　5.0%以下 それ以外（砂等）　3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
定期的又は随時 なお、施工面積が1,000㎡以下の場合は、最低１孔とし、この場合の規格値は96.5％以上とする。 ※ 1,000㎡　１孔 1,000㎡を超え3,000㎡以下　３孔 3,000㎡を超えるものは上記に1,000㎡ごとに１孔増やす。 （例：3,000㎡を超え4,000㎡以下　４孔）	・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。 ・10孔の測定値が得がたい場合、試料数が６～９孔の場合はその測定値の平均値がX6の規格値を満足しなければならない。 ・また、試料数が３～５孔の場合はその測定値の平均値がX3の規格値を満足しなければならない。 ・但し、試料のうち、１孔でも最大乾燥密度の94％を下回ってはならない。 ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗装面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理をいう。	
随時	測定値の記録は、１日４回（午前・午後各２回）。	
随時		
舗設車線毎200m毎に１回		
当初		
当初		
当初		
当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録７に示した直火法によるのが臨ましい。	
２回/日（午前・午後）で、３本１組/回。		
細骨材300㎥、粗骨材500㎥ごとに１回、あるいは１回/日。		○
細骨材300㎥、粗骨材500㎥ごとに１回、あるいは１回/日。		○
工事開始前、材料の変更時		○
工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合：40％以下	○
工事開始前、材料の変更時		○
工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
15　転圧コンクリート	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90％以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0％以下 粗骨材：0.25％以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10％以下 粗骨材：12％以下
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5213（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：２g/ｌ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ｌ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢１及び28日で90％以上
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢７及び28日で90％以上
	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±１％以内 セメント：±１％以内 骨材　：±３％以内 混和材：±２％以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±１％以内） 混和剤：±３％以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： 　コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8％以下 　コンクリート中の粗骨材量の偏差率：５％以下 　圧縮強度の偏差率：7.5％以下 　コンクリート中の空気量の偏差率：10％以下 　コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15％以下

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
工事開始前、工事中１回/月以上		○
工事開始前、工事中１回/月以上		○
工事開始前及び工事中１回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前､工事中１回/年以上および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中１回/年以上。	・総使用量が50㎥未満の場合は１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
15　転圧コンクリート	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他		連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：５%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：１%以下 スランプ差：３cm以下
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による
	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧[3]-344 ※いずれか１方法	目標値の±1.5%
			ランマー突き固め試験		目標値の±1.5%
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が７回以上（１回は３個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が７回未満となる場合は、 ①１回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②３回の試験結果の平均値は配合基準強度以上
			温度測定（コンクリート）	温度計による。	
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧[3]-353	
16　グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001　表２参照
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/㎤以上 吸水率　：3.0%以下
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
工事開始前及び工事中１回/年以上。	・総使用量が50㎥未満の場合は１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
１回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
１日２回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
１日２回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
１日２回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
２回/日（午前・午後）で、３本１組/回（材齢28日）。		
２回/日（午前・午後）以上		
40mに１回（横断方向に３ヶ所）		
1,000㎡に１個の割合でコアを採取して測定		
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
16　グースアスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧表3-3-17による。
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1％以下
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5％以下
			針入度試験	JIS K 2207	15～30（1/10㎜）
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃
			伸度試験	JIS K 2207	10㎝以上（25℃）
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%
			引火点試験	JIS K 2265	240℃以上
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	0.5%以下
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/㎤

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○
施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○
施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○
施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○
施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○
施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○
施工前、材料変更時	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
16　グースアスファルト舗装	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧[3]-402	貫入量（40℃）目標値 表層：１～４㎜ 基層：１～６㎜
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧[3]-407	３～20秒（目標値）
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44	300以上
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧[3]-79	破断ひずみ（－10℃、50㎜/min）8.0×10^{-3}以上
			粒度（2.36㎜フルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36㎜ふるい：±12％以内基準粒度
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±５％以内基準粒度
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9％以内
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石　粉：常温～150℃
	舗設現場	必須	温度測定(初期締固め前)	温度計による。	
17　路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-227，[4]-230	設計図書による。
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（３種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜： 突砂法　舗装調査・試験法便覧［4］-185	設計図書による。 設計図書に定めのない場合は、23道路土工による。
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【締固め度による管理】 １管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90％以上。 又は、設計図書による。 【空気間隔率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。又は設計図書による。

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
配合毎に各１回。ただし、同一配合の合材100ｔ未満の場合も実施する。		○
配合毎に各１回。ただし、同一配合の合材100ｔ未満の場合も実施する。		○
配合毎に各１回。ただし、同一配合の合材100ｔ未満の場合も実施する。		○
配合毎に各１回。ただし、同一配合の合材100ｔ未満の場合も実施する。		○
定期的又は随時。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験１～２回/日		○
定期的又は随時。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験１～２回/日		○
定期的又は随時。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験１～２回/日		○
随時		○
随時	測定値の記録は、１日４回（午前･午後各２回）	
当初及び土質の変化したとき。		
当初及び土質の変化したとき。		
500㎡につき１回の割合で行う。但し、1,500㎡未満の工事は１工事当たり３回以上。 １回の試験につき３孔で測定し、３孔の最低値で判定を行う。		
盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 １日の１層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、１日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：５点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
17　路床安定処理工	施工	必須		または、「ＴＳ・ＧＮＳＳ用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から１ｍ以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284 （ベンゲルマンビーム）	設計図書による。
18　表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（３種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜： 突砂法　舗装調査・試験法便覧［4]-185	設計図書による。
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【締固め度による管理】 １管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90％以上。 又は、設計図書による。 【空気間隔率による管理】 路体 ・砂質土　Va≦15％ ・粘性土　Va≦10％ 路床 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とし2,000㎡以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。 3．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
路床仕上げ後、全幅，全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
延長40mにつき１ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
各車線ごとに延長40mにつき１回の割で行う。		
降雨後または含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。	
500㎡につき１回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は１工事当たり３回以上。		
当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
500㎡につき１回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は１工事当たり３回以上。 １回の試験につき３孔で測定し、３孔の最低値で判定を行う。		
盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 １日の１層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、１日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：５点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
18　表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須		または、「ＴＳ・ＧＮＳＳ用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から１ｍ以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[2]-16（ベンゲルマンビーム）	設計図書による。
19　固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。なお、1回の試験とは３個の供試体の試験値で表したもの。
			ゲルタイム試験		
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認	
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85％以上。 ②１回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、１回の試験とは３個の供試体の試験値の平均値で表したもの
20　アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10～18秒 Pロート（グランドアンカー設計施工マニュアルに合わせる）
			適正試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	アンカーの設計と施工が適切であること。
			確認試験（１サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、１日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。 3．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
路床仕上げ後、全幅，全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
各車線ごとに延長40mにつき１回の割で行う。		
各車線ごとに延長40mにつき１回の割で行う。		
500㎡につき１回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は１工事当たり３回以上。		
プルーフローリングでの不良箇所について実施。		
当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は３本、500本以上は250本増えるごとに１本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
改良体500本未満は３本、500本以上は250本増えるごとに１本追加する。試験は１本の改良体について、上、中、下それぞれ１回、計３回とする。ただし、１本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に３回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
２回（午前・午後）/日		
練りまぜ開始前に試験は２回行い、その平均値をフロー値とする。		
・施工数量の５％かつ３本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する１サイクル方式とする。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
	・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、１サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し、行う必要性の有無を判断する。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
21　補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（３種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜： 突砂法（舗装調査・試験方法便覧［4］-256）	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95％以上（締固め試験（JIS A 1210）A･B法）もしくは、90％以上（締固め試験（JIS A 1210 C･D･E法） または、設計図書による。
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、１管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97％以上（締固め試験（JIS A 1210）A･B法）もしくは、92％以上（締固め試験（JIS A 1210 C･D･E法） または、設計図書による。
				または、「ＴＳ・ＧＮＳＳ用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から１ｍ以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
当初及び土質の変化時。		
補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		
補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		○
設計図書による。		
500㎡につき１回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は１工事当たり３回以上。 １回の試験につき３孔で測定し、３孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92％以上、かつ最小90％以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97％以上、かつ最小95％以上	
盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、１日の１層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、１日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：５点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92％以上、かつ最小90％以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97％以上、かつ最小95％以上	
１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、１日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
22　吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」（福島県土木部）による	同　左
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 ・砕石3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） ・スラグ粗骨材5.0%以下 ・それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） ・スラグ細骨材7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） ・それ以外（砂等）5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
同　左		○
工事開始前､工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前､工事中１回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
工事開始前､工事中１回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回/週以上）		○
工事開始前､工事中１回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書３による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
工事開始前､工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
砂、砂利：工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上および産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中１回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
工事開始前、工事中１回/月以上		○
工事開始前、工事中１回/月以上		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
22　吹付工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の場合 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢1，7及び28日で90%以上
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
工事開始前及び工事中１回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中１回/年以上および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
１回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中１回/年以上。	・総使用量が50㎥未満の場合は１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
工事開始前及び工事中１回/年以上。	・総使用量が50㎥未満の場合は１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
22　吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制実施要領（土木構造物）」（福島県土木部）による。	0.3kg/㎥以下
			スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ５㎝以上８㎝未満：許容差±1.5㎝ スランプ８㎝以上18㎝以下：許容差±2.5㎝
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	３本の強度の平均値が材齢28日で設計強度以上とする。
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5％（許容差）
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。
23　現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」（福島県土木部）による	同　左
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5％以下 粗骨材の吸水率：3.0％以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）

試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の１/２以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・総使用量が50㎥未満の場合は１回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材で海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018、503-2018)を監督員と協議の上また、特記仕様書の規定により行う。	
・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。	総使用量が50㎥未満の場合は１回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
吹付１日につき１回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50㎜のコアを切取りキャッピングを行う。原則として１回に３本とする。	総使用量が50㎥未満の場合は１回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。	総使用量が50㎥未満の場合は１回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
品質に異常が認められた場合に行う。		
同　左		○
工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高路スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
23　現場吹付法枠工	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 ・砕石3.0％以下（ただし、粒形判定実績率が58％以上の場合は5.0％以下） ・スラグ粗骨材5.0％以下 ・それ以外（砂利等）1.0％以下 細骨材 ・砕砂9.0％以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0％以下） ・スラグ細骨材7.0％以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0％以下） ・それ以外（砂等）5.0％以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0％以下）
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90％以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90％以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0％以下 粗骨材：0.25％以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10％以下 粗骨材：12％以下
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書Ｃ	懸濁物質の量：２g/ｌ以下 溶解性蒸発残留物の量：１g/ｌ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢１，７及び28日で90％以上
				回収水の場合： JIS A 5308附属書Ｃ	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢７及び28日で90％以上

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
工事開始前､工事中１回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回/週以上）		○
工事開始前､工事中１回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
工事開始前､工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
砂、砂利：工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上および産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中１回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
工事開始前、工事中１回/月以上		○
工事開始前、工事中１回/月以上		○
工事開始前及び工事中１回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中１回/年以上および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
23　現場吹付法枠工	製造（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による
		その他	計量設備の計量精度		水：±１％以内 セメント：±１％以内 骨材　：±３％以内 混和材：±２％以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±１％以内） 混和剤：±３％以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8％以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：５％以下 圧縮強度偏差率：7.5％以下 コンクリート内空気量の偏差率：10％以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15％以下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8％以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：５％以下 圧縮強度差：7.5％以下 空気量差：１％以下 スランプ差：３cm以下
	施工	その他	スランプ試験 （モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ５cm以上８cm未満：許容差±1.5cm スランプ８cm以上18cm以下：許容差±2.5cm
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	設計図書による

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
１回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中１回/１年以上。	・総使用量が50㎥未満の場合は１回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
工事開始前及び工事中１回/１年以上。	・総使用量が50㎥未満の場合は１回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。	・総使用量が50㎥未満の場合は１回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
１回６本　吹付１日につき１回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で７日間および28日間放置後、φ５㎝のコアを切り取りキャッピングを行う。１回に６本（σ７…３本、σ28…３本、）とする。	・参考値：18N/㎟以上（材齢28日） ・総使用量が50㎥未満の場合は１回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
23　現場吹付法枠工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制実施要領（土木構造物）」（福島県土木部）による。	原則0.3kg/㎥以下
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」	引抜き耐力の80%程度以上。
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。
24　河川・海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（３種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜： 突砂法（舗装調査・試験法便覧）［4］-256	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分＜50%）】空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Va２%≦Va≦10%または設計図書による。【河川土工】 最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。【海岸土工】
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）による	１管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の92%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分＜50%）】空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Va２%≦Va≦10%または設計図書による。【河川土工】 １管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90%以上。または、設計図書による。【海岸土工】

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の１/２以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・総使用量が50㎥未満の場合は１回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材で海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018、503-2018）、または設計図書の規定により行う。	
・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。	総使用量が50㎥未満の場合は１回以上の試験、または施工計画時点における最新のレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
設計図書による。		
品質に異常が認められた場合に行う。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
必要に応じて。		
必要に応じて。		
必要に応じて。		
必要に応じて。		
必要に応じて。		
築堤河道の場合は、1,000㎡に１回の割合、または堤体延長20mに３回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。また、堀込河道で築堤盛土を行う場合は、1,000㎡に１回の割合で実施する。 １回の試験につき３孔で測定し、３孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・腹付盛土等の延長に対して盛土量が少量の場合は、監督員と協議の上で、試験頻度を1,000㎡につき１回程度とすることができる。	
盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、１日の１層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、１日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：５点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
24　河川・海岸土工	施工	必須		または、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による。
25　砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（３種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜： 突砂法（舗装調査・試験法便覧）[4]-256	最大乾燥密度の85％以上。又は設計図書に示された値。
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	１管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度密度の90％以上。または、設計図書による。
				または、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
含水比の変化が認められたとき。		
トラフィカビリティが悪いとき。		
当初及び土質の変化時。	監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
1,000㎡に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・最大粒径≦100㎜の場合に適用する。 ・盛土箇所の主点付近3点から試料を採取して平均値で示す。また、平均値が左記の規格値を満足していても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
26　道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。
			CBR試験（路床）	JIS A 1211	設計図書による。
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（３種類）のいずれかを実施する。	または、 最大粒径≦53㎜： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜： 突砂法（舗装調査・試験法便覧）[4]-256	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90％以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95％以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90％以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気空隙率Vaが２％≦Va≦10％または飽和度Srが85％≦Sr≦95％ ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気空隙率Vaが２％≦8％ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、１管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92％以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、１管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97％以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92％以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、１管理単位の現場空気間隙率の平均値が８％以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 但し、法面、路肩部の土量は除く。		
当初及び土質の変化した時。 （材料が岩砕の場合は除く）		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
当初及び土質の変化した時。		
路体の場合、1,000㎡につき１回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、１工事当たり３回以上。 路床の場合、500㎡につき１回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は１工事当たり３回以上。 １回の試験につき３孔で測定し、３孔の最低値で判定を行う。	・なお、取付道路など小規模な路体・路床盛土が点在する場合には、試験箇所と頻度については道路土工に基づくものとし、路体・路床それぞれの総量で密度管理する。	
盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、１日の１層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、１日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：５点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・なお、取付道路など小規模な路体・路床盛土が点在する場合には、試験箇所と頻度については道路土工に基づくものとし、路体・路床それぞれの総量で密度管理する。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
26　道路土工	施工	必須		または、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による。
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284（ベンゲルマンビーム）	設計図書による。
27　捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	・なお、取付道路など小規模な路体・路床盛土が点在する場合には、試験箇所と頻度については道路土工に基づくものとし、路体・路床それぞれの総量で密度管理する。	
路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。 ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500㎡につき1回の割合で行う。 ただし､1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。		
必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティーが悪いとき。		
プルーフローリングでの不良箇所について実施。		
原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500㎡以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：約2.7～2.5g/㎤ ・準硬石：約2.5～2g/㎤ ・軟石　：約2g/㎤未満	○
原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500㎡以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：５％未満 ・準硬石：５％以上15％未満 ・軟石　：15％以上	○
原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500㎡以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/㎠以上 ・準硬石：980.66N/㎠以上4903N/㎠未満 ・軟石：980.66N/㎠未満	○
5,000㎡につき1回の割で行う。 ただし、5,000㎡以下のものは1工事2回実施する。	500㎡以下は監督員の承諾を得て省略できる。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
28　コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」（福島県土木部）による	同　左
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：2013年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5201	設計図書による。
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90％以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90％以上
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0％以下（ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0％以下） 細骨材： ・7.0％以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0％以下） ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0％以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0％以下。
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0％以下 粗骨材：0.25％以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10％以下 粗骨材：12％以下
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40％以下

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
同　左		○
工事開始前､工事中１回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：（フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
工事開始前､工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中１回/月以上		○
工事開始前、工事中１回/月以上		○
工事開始前､工事中１回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
工事開始前､工事中１回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回/週以上）		○
工事開始前､工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
砂、砂利：工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上および産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中１回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
工事開始前､工事中１回/年以上および産地が変わった場合。		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
28　コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：２g/ｌ以下 溶解性蒸発残留物の量：１g/ｌ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢１，７及び28日で90％以上
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢７及び28日で90％以上
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±１％以内 セメント：±１％以内 骨材　：±３％以内 混和材：±２％以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±１％以内） 混和剤：±３％以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 　コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8％以下 　コンクリート内の粗骨材量の偏差率：５％以下 　圧縮強度の偏差率：7.5％以下 　コンクリート内空気量の偏差率：10％以下 　コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15％以下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8％以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：５％以下 圧縮強度差：7.5％以下 空気量差：１％以下 スランプ差：３cm以下
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
工事開始前及び工事中１回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中１回/年以上および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中１回/年以上。		
工事開始前及び工事中１回/年以上。		
２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
１回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
28　コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制実施要領（土木構造物）」（福島県土木部）による。	0.3kg/㎥以下
			単位水量測定	「福島県レディミクストコンクリート単位水量測定要領」による。	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎥（管理値）の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15（管理値）を超え±20kg/㎥（指示値）の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/㎥（管理値）以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/㎥以内で安定するまで」とは、２回連続して15kg/㎥以内の値を観測することをいう。 3）測定した単位水量が、配合設計±20kg/㎥の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、受注者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/㎥以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は１回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は２回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方の値で評価してよい。
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ５㎝以上８㎝未満：許容差±1.5㎝ スランプ８㎝以上18㎝以下：許容差±2.5㎝
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の１/２以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018、503-2018)、または設計図書の規定により行う。	
２回/日（午前１回、午後１回)、および荷卸し時に品質変化が認められたとき。	その他は、「福島県レディミクストコンクリート単位水量測定要領」による。	
・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。		
・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
28　コンクリートダム	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80％を１/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を１/４以上の確率で下回らない。
			温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。	
		その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による。
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123	設計図書による。
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による。
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。
29　覆工コンクリート（NATM）	材料（JISマーク表示された場合は除く）を使用するレディーミクストコンクリート	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」（福島県土木部）による	同　左
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5％以下 粗骨材の吸水率：3.0％以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40％以下 砂利　35％以下

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1回3ヶ 1．1ブロック1リフトのコンクリート量500㎥未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150㎥以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2．1ブロック1リフトコンクリート量500㎥以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3．ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4．上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。		
1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
1回2ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3ｔ/㎥以上	
1回　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
1回1ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
1回3ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
1回3ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
同　左		○
工事開始前､工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
工事開始前､工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
工事開始前､工事中1回/年以上および産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
29　覆工コンクリート（NATM）	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石3.0％以下（ただし、粒形判定実績率が58％以上の場合は5.0％以下） スラグ粗骨材5.0％以下 それ以外（砂利等）1.0％以下 細骨材 砕砂9.0％以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0％以下） スラグ細骨材7.0％以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0％以下） それ以外（砂等）5.0％以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0％以下）
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90％以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90％以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0％以下 粗骨材：0.25％以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10％以下 粗骨材：12％以下
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：２g/ｌ以下 溶解性蒸発残留物の量：１g/ｌ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢１，７及び28日で90％以上
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢７及び28日で90％以上

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
工事開始前､工事中１回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回/週以上）		○
工事開始前､工事中１回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
工事開始前､工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
砂、砂利：工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上および産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中１回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
工事開始前、工事中１回/月以上		○
工事開始前、工事中１回/月以上		○
工事開始前及び工事中１回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中１回/年以上および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
29　覆工コンクリート（NATM）	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±１％以内 セメント：±１％以内 骨材　：±３％以内 混和材：±２％以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±１％以内） 混和剤：±３％以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 　コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8％以下 　コンクリート内の粗骨材量の偏差率：５％以下 　圧縮強度の偏差率：7.5％以下 　コンクリート内空気量の偏差率：10％以下 　コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15％以下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8％以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：５％以下 圧縮強度差：7.5％以下 空気量差：１％以下 スランプ差：３cm以下
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による
	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ５cm以上８cm未満：許容差±1.5cm スランプ８cm以上18cm以下：許容差±2.5cm

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中１回/年以上。		
工事開始前及び工事中１回/年以上。		
２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
１回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められた場合。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
29　覆工コンクリート（NATM）	施工	必須	単位水量測定	「福島県レディミクストコンクリート単位水量測定要領」による。	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎥（管理値）の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15（管理値）を超え±20kg/㎥（指示値）の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/㎥（管理値）以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/㎥以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/㎥以内の値を観測することをいう。 3）測定した単位水量が、配合設計±20kg/㎥の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、受注者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/㎥以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方の値で評価してよい。
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験に用いる供試体は3本とし、1回の試験結果は指定した呼び強度の85％以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 ただし、1回の試験結果が呼び強度を下回った場合には、構造物の設計強度が確保されていることを施工後試験によって確認すること。
			塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制実施要領（土木構造物）」（福島県土木部）による。	0.3kg/㎥以下
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5％（許容差）
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
2回/日（午前1回、午後1回）、および荷卸し時に品質変化が認められたとき。	その他は、「福島県レディミクストコンクリート単位水量測定要領」による。	
・荷卸し時 1回/日または構造の重要度と工事の規模に応じて20から150㎥ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。 ・工種毎に1日1回以上または20㎥～150㎥ごとに1回の割合のうち測定頻度の高い方で実施する。なお、20㎥～150㎥の範囲は監督員との協議による。	δ28日圧縮強度試験は、公的試験機関において実施する。	
コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018、503-2018)、または設計図書の規定により行う。	
・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎥～150㎥ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・工種毎に1日1回以上または20㎥～150㎥ごとに1回の割合のうち測定頻度の高い方で実施する。なお、20㎥～150㎥の範囲は監督員との協議による。		
品質に異常が認められた場合に行う。		
1回　品質に異常が認められた場合に行う。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
29　覆工コンクリート（NATM）	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケール測定	0.2㎜
			テストハンマーによる強度試験	JSCE-G 504-2013	設計基準強度
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度
30　吹付けコンクリート（NATM）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」（福島県土木部）による	同　左
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2㎜以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
強度が同じブロックを１構造物の単位とし、各単位につき３ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、１回の試験結果が、設計基準強度の85％以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を５ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の85％を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の85％を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
同　左		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
30　吹付けコンクリート（NATM）	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90％以上の場合は使用できる。
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90％以上
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0％以下 粗骨材：0.25％以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10％以下 粗骨材：12％以下
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55％以上
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：２g/ｌ以下 溶解性蒸発残留物の量：１g/ｌ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢１，７及び28日で90％以上
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢７及び28日で90％以上

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前、工事中1回/月以上		○
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
30　吹付けコンクリート（NATM）	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±１％以内 セメント：±１％以内 骨材　：±３％以内 混和材：±２％以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±１％以内） 混和剤：±３％以内
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8％以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：５％以下 圧縮強度の偏差率：7.5％以下 コンクリート内空気量の偏差率：10％以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15％以下
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8％以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：５％以下 圧縮強度差：7.5％以下 空気量差：１％以下 スランプ差：３㎝以下
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリート中の塩化物総量規制実施要領（土木構造物）」（福島県土木部）による。	0.3kg/㎥以下
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-1999	１回の試験に用いる供試体は３本とし、１回の試験結果は、指定した呼び強度の85％以上であること。 ３回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。
			吹付けコンクリートの初期強度（引抜きせん断強度）	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法（JSCE-G561-2010）	１日強度で５N/㎟以上

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中１回/年以上。		
工事開始前及び工事中１回/年以上。		
２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
１回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の１/２以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は､｢海砂の塩化物イオン含有率試験方法｣(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。	
トンネル施工長40m毎に１回　材齢７日, 28日（２×３＝６供試体）なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で７日間および28日間放置後、φ５cmのコアーを切り取りキャッピングを行う。１回に６本（σ７…３本、σ28…３本､）とする。	・骨材に海砂を使用する場合は､｢海砂の塩化物イオン含有率試験方法｣(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。	
トンネル施工長40mごとに１回		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
30　吹付けコンクリート（NATM）	施工	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ５cm以上８cm未満：許容差±1.5cm スランプ８cm以上18cm以下：許容差±2.5cm
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。
31　ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」	設計図書による。

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎥～150㎥ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・工種毎に1日1回以上または20㎥～150㎥ごとに1回の割合のうち測定頻度の高い方で実施する。なお、20㎥～150㎥の範囲は監督員との協議による。		
・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎥ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・工種毎に1日1回以上または20㎥～150㎥ごとに1回の割合のうち測定頻度の高い方で実施する。なお、20㎥～150㎥の範囲は監督員との協議による。		
品質に異常が認められた場合に行う。		
材質は製造会社の試験による。		○
1）施工開始前に1回 2）施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3）製造工場または品質の変更があるごとに1回		
1）施工開始前に1回 2）施工中または必要の都度 3）製造工場または品質の変更があるごとに1回		
掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う（ただし、坑口部では両側壁各1本）。		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
32　路上路盤再生工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR20％以上
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 資表-３.２.８路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による。
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：９以下
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法JIS A 1214 砂置換法は最大粒径が53㎜以下の場合のみ適用できる。	基準密度の93％以上。 X_{10}　95％以上 X_{6}　95.5％以上 X_{3}　96.5％以上
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-133	設計図書による。
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-135	設計図書による。
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
33　路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207	
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧[3]-218	
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧[4]-309	

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
施工前、材料変更時		
当初及び材料の変化時		
当初及び材料の変化時		
当初及び材料の変化時		
工事開始前、工事中１回/月以上		○
工事開始前、工事中１回/月以上		○
・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値については、以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。 ・10孔の測定値が得がたい場合、試料数が６～９孔の場合はその測定値の平均値がX6の規格値を満足しなければならない。 ・また、試料数が３～５孔の場合はその測定値の平均値がX3の規格値を満足しなければならない。 ・なお、施工面積が1,000㎡以下の場合は、最低１孔とし、この場合の規格値は96.5%以上とする。 ※ 1,000㎡　１孔 1,000㎡を超え3,000㎡以下　３孔 3,000㎡を超えるものは上記に1,000㎡ごとに１孔増やす。 （例：3,000㎡を超え4,000㎡以下　４孔）		
当初及び材料の変化時		
当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
１～２回/日		
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
33　路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧[2]-16	
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	「アスファルト舗装」に準じる。
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218 砂置換法　JIS A 1214 砂置換法は最大粒径が53㎜以下の場合のみ適用できる。	96％以上 X_{10}　98％以上 X_{6}　98％以上 X_{3}　98.5％以上
			温度測定	温度計による。	110℃以上
			かきほぐし深さ	舗装再生便覧 付録-８	-0.7cm以内
		その他	粒度（2.36㎜フルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36㎜ふるい：±12％以内
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±５％以内
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9％以内
34　排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率　：3.0％以下

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
当初及び材料の変化時		○
・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96％以上を満足するものとし、かつ平均値については、以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。 ・10孔の測定値が得がたい場合、試料数が６～９孔の場合はその測定値の平均値がX6の規格値を満足しなければならない。 ・また、試料数が３～５孔の場合はその測定値の平均値がX3の規格値を満足しなければならない。 ・なお、施工面積が1,000㎡以下の場合は、最低１孔とし、この場合の規格値は98.5％以上とする。 ※ 1,000㎡　１孔 1,000㎡を超え3,000㎡以下　３孔 3,000㎡を超えるものは上記に1,000㎡ごとに１孔増やす。 （例：3,000㎡を超え4,000㎡以下　４孔）	空隙率による管理でもよい。	
随時	測定値の記録は、１日４回（午前･午後各２回）	
1,000㎡毎		
適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
34　排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2⑷による。
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1％以下

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
34　排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧[2]-83	50%以下
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-94	水浸膨張比：2.0%以下
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS）：30%以下
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下
			針入度試験	JIS K 2207	40（1/10㎜）以上
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上（15℃）
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧[2]-289	タフネス：20N・m

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○
施工前、材料変更時		○

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
34　排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	密度試験	JIS K 2207	
	プラント	必須	粒度（2.36㎜フルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36㎜ふるい：±12％以内基準粒度
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±５％以内基準粒度
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9％以内
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による。
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44	設計図書による。
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18	設計図書による。
			カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧[3]-110	設計図書による。
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧[1]-154	X_{10}　1,000mL/15sec以上 X_{10}　300mL/15sec以上（歩道箇所）
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-224	基準密度の94％以上 X_{10}　96％以上 X_{6}　96％以上 X_{3}　96.5％以上 歩道箇所：設計図書による
			外観検査（混合物）	目視	

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
施工前、材料変更時		○
定期的又は随時。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験１～２回/日		○
定期的又は随時。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験１～２回/日		○
定期的又は随時。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験１～２回/日		○
随時		○
設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○
設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
随時	測定値の記録は、１日４回（午前･午後各２回）	
1,000㎡ごと。		
・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94％以上を満足するものとし、かつ平均値については、以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。 ・10孔の測定値が得がたい場合、試料数が６～９孔の場合はその測定値の平均値がX6の規格値を満足しなければならない。 ・また、試料数が３～５孔の場合はその測定値の平均値がX3の規格値を満足しなければならない。 ・なお、施工面積が1,000㎡以下の場合は、最低１孔とし、この場合の規格値は96.5％以上とする。 ※ 1,000㎡　１孔 1,000㎡を超え3,000㎡以下　３孔 3,000㎡を超えるものは上記に1,000㎡ごとに１孔増やす。 （例：3,000㎡を超え4,000㎡以下　４孔）		
随時		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
35　ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要資材の最大表面粗さ50μm以下 二次部材の最大表面粗さ100μm以下 （ただし、切削による場合は50μm以下）
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：１㎜以下
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）
			ベベル精度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）
			真直度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）
36　溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。
			型曲げ試験（19㎜未満裏曲げ）（19㎜以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが３㎜以下の場合は許容するものとする。
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属および溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの３個の平均値）

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
	最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さRZとする。	
	ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
試験片の形状：JIS Z 3121　1号 試験片の個数：２	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4 溶接施工法　図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・桁製作工において、第３編１-12-３　1(4)溶接施工試験①１）～６）のいずれにも該当しない場合は、試験不要とする。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：２	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法　図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・桁製作工において、第３編１-12-３　1(4)溶接施工試験①１）～６）のいずれにも該当しない場合は、試験不要とする。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
試験片の形状：JIS Z 2242　Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編　20.8.4 溶接施工法　図-20.8.2衝撃試験片の個数：各部位につき３	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法　図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・桁製作工において、第３編１-12-３　1(4)溶接施工試験①１）～６）のいずれにも該当しない場合は、試験不要とする。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
36　溶接工	施工	必須	マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査 の規定による	同左
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点235N/㎟以上、引張強さは400～550N/㎟、伸びは20％以上とする。ただし、溶接で切れてはいけない。

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
試験片の個数：１	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法　図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・桁製作工において、第３編１-12-３　1(4)溶接施工試験①１）～６）のいずれにも該当しない場合は、試験不要とする。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.1　開先溶接試験溶接方法による。 ・桁製作工において、第３編１-12-３　1(4)溶接施工試験①１）～６）のいずれにも該当しない場合は、試験不要とする。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工試験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル２以上の資格を有していなければならない。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル３の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル２以上の資格とする。	
試験片の形状:「日本道路協会道路橋示方書･同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法　図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：１	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法　図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・桁製作工において、第３編１-12-３　1(4)溶接施工試験①１）～６）のいずれにも該当しない場合は、試験不要とする。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工試験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：３	・桁製作工において、第３編１-12-３　1(4)溶接施工試験①１）～６）のいずれにも該当しない場合は、試験不要とする。 ・過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工試験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
36　溶接工	施工	必須	曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25㎜以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書４（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す２類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書４（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す３類以上とする。
			外観検査（割れ）	目視	あってはならない。
			外観形状検査（ビート表面のビット）	目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、Ｔ溶接継手、角溶接継手には、ビート表面にビットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、１継手につき３個または継手長さ１ｍにつき３個までを許容する。 ただし、ビットの大きさが１㎜以下の場合は、３個を１個として計算する。
			外観形状検査（ビート表面の凹凸）	目視及びノギス等による計測	ビート表面の凹凸は、ビート長さ25㎜の範囲で３㎜以下。
			外観形状検査（アンダーカット）	目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6　外部きず検査の規定による。

試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：３	・桁製作工において、第３編１-12-３　1(4)溶接施工試験①１）～６）のいずれにも該当しない場合は、試験不要とする。 ・過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工試験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS A 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.８.６及び表-解20.８.７に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.８.６及び表-解20.８.７に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編８.３.２継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル２以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル３の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル２以上の資格とする。 磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル２以上の資格を有してなければならない。	
検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル２以上の資格を有していなければならない。	
検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.８.４及び表-解20.８.５に各継手の強度等級を満たす上でのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.８.４及び表-解20.８.５に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編８.３.２継手の強度等級に示されている。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
36　溶接工	施工	必須	外観検査（オーバーラップ）	目視	あってはならない。
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、１溶接線の両端各50㎜を除く部分では、溶接長さの10％までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに－1.0㎜の誤差を認める。
			外観形状検査(余盛高さ)	目視及びノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超えるは、ビート形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビート幅(B［㎜］) 余盛高さ(h［㎜］) B＜15　：　h≦3 15≦B25　：　h≦4 25≦B　：　h≦（4/25）・B
			外観形状検査（アークスタッド）	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ１㎜、幅0.5㎜以上 ・割れおよびスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5㎜以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：(設計値±２㎜）をこえてはならない。
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。
37　工場製作工 （鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観・規格 （主部材）	現物照合、帳票確認	機械試験
			外観検査 （付属部材）	目視及び計測	JISによる
			機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材	JISによる	JISによる

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
検査体制､検査方法を明確にした上で目視検査する。		
検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認より疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認より疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認より疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から１％について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	
現物とミルシートの適合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。		○
JISによる		
JISによる	試験対象とする材料は監督員と協議のうえ選定する。	

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
38　視覚障がい者誘導用ブロック	施工	必須	輝度比	輝度計による測定	1.5以上（晴天時）
39　鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査（芯材・ナット・プレート等）	ミルシート	設計図書による。
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒
			圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。
		その他	外観検査（芯材・ナット・プレート等）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。
	施工	必須	引抜試験（受入れ試験） 引抜試験（適合性試験）	地山補強土工設計・施工マニュアル	設計図書による。
		その他	適合性試験	地山補強土工設計・施工マニュアル	設計図書による。
40　ロープネット工	施工	必須	（岩部）本設アンカーの引抜試験	センターホールジャッキによる軸方向引抜試験	設計耐力の荷重をかけ目視にて抜けが認められないこと。
			（土砂部）供試体アンカーの引張試験	張力計及びチルホール・滑車等による横方向引張試験	ほぼ直角方向に設計耐力の荷重をかけ許容変位（10cm）を超えないこと。
41　無収縮モルタル	施工	必須	圧縮強度	JIS A 1108	材齢３日：25N/㎟以上 材齢28日：44N/㎟以上

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
・施工前（ブロック舗装系） ・施工後（カラー舗装系） ・視覚障がい者誘導用ブロックと路面の色彩種別毎に１回測定。 ・同一箇所において計測角度は30°、路面からの輝度計の高さは1.5mとする。 ・試験の判定は３回の測定値の平均値 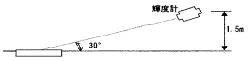 	色彩に配慮した舗装（平板ブロックやインターロッキングブロック、カラー舗装による舗装）を施工した歩道等を対象とする。 輝度比＝誘導用ブロックの輝度（cd/㎡）/舗装面の輝度（cd/㎡） ［輝度比が大きいほうを除算するので、ブロックと舗装面の輝度比を逆として算出する場合もある。］	
材料入荷時		○
施工開始前１回および定着材の材料や配合変更時に実施。１回の試験は測定を２回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
施工開始前１回および施工日ごと１回（３本/回）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
材料入荷時		
・施工全数量の３％かつ３本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは１サイクルとする。		
・地層ごとに３本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は。5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		
施工斜面毎に施工本数の５％以上。ただし、最小本数３本。	施工本数が３本未満の場合は全数	
施工斜面毎に、施工本数が10本以上の場合供試体２本、施工本数が10本未満の場合供試体１本。	施工に先立ち耐力の確認を行った後、本施工を行うことを原則とする。	
１日に１回		

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
42　中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない。	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。
			土の湿潤密度試験	JIS A 1225	
			テーブルフロー試験	JIS R 5201	
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	
42　中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない。	材料	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。
			土の粒度試験	JIS A 1204	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	
			土の圧密試験	JIS A 1217	
			土懸濁液のpH試験	JGS 0211	
			土の強熱減量試験	JGS 0221	
	施工	必須	深度方向の品質確認（均質性）	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85％以上。 ②１回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、１回の試験とは３個の供試体の試験値の平均値で表したもの

試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
有機質土の場合は必要に応じて実施する。		
1,000㎡～4,000㎡につき１回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	１．実施頻度は、監督員との協議による。 ２．ボーリング等により供試体を採取する。	
1,000㎡～4,000㎡につき１回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ１供試体で１回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督員との協議による。	

写 真 管 理 基 準

写真管理基準(案)

1．総　　則

1－1　適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

また、写真を映像と読み替えることも可とする。

1－2　工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。

- 工事写真
  - 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）
  - 施工状況写真
  - 安全管理写真
  - 使用材料写真
  - 品質管理写真
  - 出来形管理写真
  - 災害写真
  - 事故写真
  - その他（災害、環境、補償等）

2．撮　　影

2－1　撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2－2　撮影方法

撮影写真にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

① 工　事　名
② 工　種　等
③ 測　　点（位置）
④ 設計寸法
⑤ 実測寸法

⑥ 略　　図

小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目－施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2－3　情報化施工及び3次元データによる施工管理

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

2－4　写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

⑴ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。

⑵ 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。

⑶ 監督員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。

2－5　写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

2－6　撮影の仕様

写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。

⑴ 写真はカラーとする。

⑵ 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。

（100万画素数程度～300万画素数程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度）

映像と読み替える場合は、以下も追加する。

⑶ 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。

⑷ フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。

高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員と協議の上、撮影時に必要な間

隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

2－7　撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

⑴ 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削除するものとする。

⑵ 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認出来るよう、特に注意して撮影するものとする。

⑶ 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。

⑷ 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。

3．整 理 提 出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

4．そ の 他

撮影箇所一覧表の用語の定義

⑴ 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。

⑵ フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準（案）令和３年３月」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。

※本基準に示す品質管理の工種番号は、「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」（品質管理基準及び規格値）に示す工種番号と整合をとっている。

また、本基準に示す出来形管理の編章節番号は、「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」（出来形管理基準及び規格値）に示すの編章節と整合を取っている。

工事写真小黒板（参考図）

工種			
位置			
寸法 実測（設計）	（　　）	（　　）	（　　）
略図			

記　入　例

工種	石積用基礎コンクリート		
位置	NO46＋15m　　右側		
寸法 実測（設計）	A 25.5 （25.0）	B 15.3 （15.0）	C 46.0 （45.0）
略図	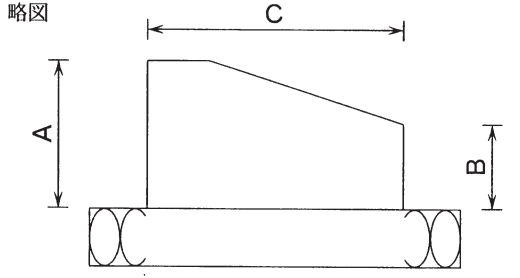		

撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前１回 〔着 手 前〕	着手前 １枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後１回 〔完 成 後〕	施工完了後 １枚	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月１回 〔月　末〕	適宜	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施 工 中〕	適宜	
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるよう適宜 〔施 工 中〕	不要	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	１施工箇所に１回 〔施工前後〕	代表箇所 １枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発 生 時〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における空中写真測量（ＵＡＶ）」による場合は、撮影毎に１回（写真測量に使用したすべての画像(ICON フォルダに格納)） 〔発 生 時〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における地上型レーザースキャナ（ＴＬＳ）、地上移動体搭載型レーザースキャナー（地上移動体搭載型ＬＳ）、無人航空機搭載型レーザースキャナー（ＵＡＶレーザー）、ＴＳ（ノンプリズム方式）、ＴＳ等光波方式、ＲＴＫ−ＧＮＳＳ」による場合は、計測毎に１回 〔発 生 時〕	不要 ただし、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）(案)」による場合は、写真測量に使用したすべての画像 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編)(案)」、「ＲＴＫ−ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）(案)」、「地上型レーザースキャナー	工事打合簿に添付する。

区分	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
			管理要領（土工編）（案）」による場合は、計測毎に１回 〔発 生 時〕	を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、代表箇所各１枚	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に１回 〔設 置 後〕	不要	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に１回 〔設 置 後〕		
		監視員交通整理状況	各１回 〔作 業 中〕		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に１回 〔実 施 中〕	不要	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量	各品目毎に１回 〔使 用 前〕	不要	品質証明に添付する。
		品質証明 （JISマーク表示）	各品目毎に１回		
		検査実施状況	各品目毎に１回 〔検 査 時〕		
品質管理	別添　撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて記載				
出来形管理	別添　撮影箇所一覧表（出来形管理）に準じて撮影				
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被 災 前〕 〔被災直後〕 〔被 災 後〕	適宜	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発 生 前〕 〔発生直後〕 〔発 生 後〕	適宜	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発 生 前〕 〔発生直後〕 〔発 生 後〕	適宜	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎１回 〔設 置 後〕	適宜	

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）（施工）	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回［試験実施中］	不要	
		スランプ試験			
		コンクリートの圧縮強度試験			圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		空気量測定	品質に変化が見られた場合		
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類に変化が見られた場合		コンクリート舗装の場合適用
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合［試験実施中］		
		コンクリートの洗い分析試験			
	セメント・コンクリート（転圧コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）（施工後試験）	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回［試験実施中］ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により施工完了時の状況（全周）の提出によりひび割れ調査写真を代替することができる。		
		テストハンマーによる強度推定調査	対象構造物毎に1回［試験実施中］		
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時［試験実施中］		
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回［検査実施中］	不要	
		超音波探傷検査			
3	既製杭工	外観検査	検査毎に1回［検査実施中］	不要	
		浸透探傷試験	試験毎に1回［試験実施中］		
		放射線透過試験			
		超音波探傷試験			
		水セメント比試験			
		セメントミルクの圧縮強度試験			
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回［試験実施中］	不要	
		プルフローリング	路盤毎に1回［試験実施中］		
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回［試験実施中］		
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合［試験実施中］		
		土の液性限界・塑性限界試験			
		含水比試験			
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回［試験実施中］	不要	
		粒度			
		平板載荷試験			
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合［試験実施中］		
		含水比試験			

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
6	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		不要	
7	セメント安定処理路盤(施工)	粒度	各種路盤毎に１回 ［試験実施中］	不要	
		現場密度の測定			
		含水比試験	観察により異常が認められた場合 ［試験実施中］		
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 ［試験実施中］		
8	アスファルト舗装(プラント)	粒度	合材の種類毎に１回 ［試験実施中］	不要	
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ホイールラッキング試験			
		ホイールラッキング試験			
		ラベリング試験			
	アスファルト舗装(舗設現場)	現場密度の測定	試験を実施した合材の種類毎に１回 ［試験実施中］	不要	
		温度測定			
		外観検査			
		すべり抵抗試験			
9	転圧コンクリート(施工)	コンシステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に１回 ［試験実施中］	不要	
		マーシャル突き固め試験			
		ランマー突き固め試験			
		コンクリートの曲げ強度試験			
		温度測定（コンクリート）	コンクリートの種類毎に１回 ［温度測定中］		
		現場密度の測定	コンクリートの種類毎に１回 ［試験実施中］		
		コアによる密度測定			
10	グースAs舗装(プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に１回 ［試験実施中］	不要	
		リュエル流動性試験240℃			
		ホイールトラッキング試験			
		曲げ試験			
		粒度			
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
	グースAs舗装(舗装現場)	温度測定	合材の種類毎に１回 ［試験実施中］	不要	
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎または施工箇所毎に１回 ［試験実施中］ ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要	
		プルーフローリング	路床毎に１回 ［試験実施中］		
		平板載荷試験			
		現場CBR試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 ［試験実施中］		
		たわみ量	プルーフローリングの不良個所について実施 ［試験実施中］		

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 ［試験実施中］	不要	
		現場密度の測定	材質毎に１回 ［試験実施中］ ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する		
		プルーフローリング	工種毎に１回 ［試験実施中］		
		平板載荷試験	材質毎に１回 ［試験実施中］		
		現場CBR試験			
		たわみ量	プルーフローリングの不良個所について実施 ［試験実施中］		
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に１回 ［試験実施中］	不要	
14	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 ［試験実施中］	不要	
		モルタルの圧縮強度試験			
		多サイクル確認試験			
		１サイクル確認試験			
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に１回 ［試験実施中］ ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要	
16	吹付工(施工)	塩化物総量規制	配合毎に１回 ［試験実施中］	不要	
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 ［試験実施中］		モルタルを除く
		空気量測定			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 ［試験実施中］		
17	現場吹付法枠工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に１回 ［試験実施中］	不要	
		塩化物総量規制			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 ［試験実施中］		
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 ［試験実施中］		モルタルを除く
		空気量測定			
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に１回 ［試験実施中］		

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
18	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に１回 ［試験実施中］ ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 ［試験実施中］		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 ［試験実施中］		
19	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に１回 ［試験実施中］ ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要	
20	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に１回 ［試験実施中］ ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要	
		プルーフローリング	工種毎に１回 ［試験実施中］		
		平板載荷試験	土質毎に１回 ［試験実施中］		
		現場CBR試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 ［試験実施中］		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 ［試験実施中］		
		たわみ量	プルーフローリングの不良個所について実施 ［試験実施中］		
21	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に１回 ［試験実施中］	不要	
		岩石の吸水率			
		岩石の圧縮強さ			
		岩石の形状			

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
22	コンクリートダム(材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回［試験実施中］	不要	
		骨材の密度及び吸水率試験			
		骨材のふるい分け試験			
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回［試験実施中］		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験			
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回［試験実施中］		
		粗骨材中の軟石量試験			
		骨材中の粘土塊量の試験			
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験			
		粗骨材のすりへり試験			
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験			
		練り混ぜ水の水質試験			
	コンクリートダム(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回［試験実施中］	不要	
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合［試験実施中］		
		空気量測定			
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回［試験実施中］		圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		温度測定			気温・コンクリート
		コンクリートの単位容積質量試験			
		コンクリートの洗い分析試験			
		コンクリートのブリージング試験			
		コンクリートの引張強度試験			
		コンクリートの曲げ強度試験			
23	覆工コンクリート(NATM)	スランプ試験	品質に変化が認められた場合［試験実施中］	不要	
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回［試験実施中］		
		塩化物総量規制			
		空気量測定	品質に変化が認められた場合［試験実施中］		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合［試験実施中］		
		コンクリートの洗い分析試験			

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
24	吹付けコンクリート(NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回 ［試験実施中］	不要	
		コンクリートの圧縮強度試験			圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 ［試験実施中］		
		空気量測定			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 ［試験実施中］		
		吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回		
25	ロックボルト(NATM)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 ［試験実施中］	不要	
		モルタルのフロー値試験			
		ロックボルトの引抜き試験	適宜		
26	路上路盤再生工(材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 ［試験実施中］	不要	
		土の粒度試験			
		土の含水比試験			
		土の液性限界・塑性限界試験			
	路上路盤再生工(施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 ［試験実施中］		
		土の一軸圧縮試験			
		CAEの一軸圧縮試験			
		含水比試験			
27	路上表層再生工(材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 ［試験実施中］	不要	
		土の含水比試験			
		土の液性限界・塑性限界試験	材料毎に1回 ［試験実施中］		
	路上表層再生工(施工)	現場密度の測定			
		土の一軸圧縮試験			
		CAEの一軸圧縮試験			
		含水比試験			
28	排水性舗装工(プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 ［試験実施中］	不要	
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ホイールトラッキング試験			
		ホイールトラッキング試験			
		ラベリング試験			
		カンタブロ試験			
	排水性舗装工・透水性舗装工(舗設現場)	温度測定			
		現場透水試験			
		現場密度の測定			
		外観検査			

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度［時期］	提出頻度	
29	ガス切断	表面粗さ	試験毎に１回 ［試験実施中］	不要	
		ノッチ深さ			
		スラグ			
		上縁の溶け			
		平面度			
		ベベル精度			
		真直度			
30	溶接工	引張試験	試験毎に１回 ［試験実施中］	不要	
		型曲げ試験			
		衝撃試験			
		マクロ試験			
		非破壊試験			
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査			
		外観検査			
		曲げ試験			
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて ［試験実施中］		
31	工場製作工 (鋼橋用鋼材)	外観検査	１橋に１回又は１工事に１回 ［現物照合時］	不要	
		在庫品切出	当初の物件で１枚［切出時］ ※他は焼き増し		
		機械試験	１橋に１回又は１工事に１回 ［試験実施中］		
32	視覚障がい者誘導ブロック	輝度計による輝度比の測定	試験毎に１回 ［試験実施中］	不要	
33	鉄筋挿入工（ロックボルト工）	引抜試験	適宜 ［試験実施中］	不要	
34	ロープネット工	(岩部)本設アンカーの引抜試験	適宜 ［試験実施中］	不要	
		(土砂部)供試体アンカーの引張試験			
35	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 ［試験実施中］	不要	
		土の一軸圧縮試験	材質毎に１回 ［試験実施中］	不要	

【第１編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に１回〔掘削中〕	代表箇所 各１枚	
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200ｍ又は１施工箇所に１回　〔掘削後〕		
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は１工事に1回〔掘削後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)及び地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200ｍに１回〔巻出し時〕	代表箇所 各１枚	
							「TS･GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要		
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に１回〔締固め時〕		
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200ｍ又は１施工箇所に１回　〔施工後〕		
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は１工事に１回〔施工後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)」における空中写真測量(UAV)及び地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		

【第１編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所に1回　〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所に1回　〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回　〔掘削後〕		
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		

【第１編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	35		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに１回 〔巻出し時〕	代表箇所 各１枚	
							「TS･GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要		
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に１回 〔締固め時〕		
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200ｍ又は１施工箇所に１回　〔施工後〕		
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は１工事に１回〔施工後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)及び地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	6		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200ｍ又は１施工箇所に１回　〔仕上げ時〕	代表箇所 各１枚	
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に１回(重要構造物かつ主鉄筋について適用)	代表箇所 各１枚	
						かぶり	コンクリート打設毎に１回(重要構造物かつ主鉄筋について適用)		
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て ※新設のコンクリート構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、電磁波レーダ法)	試験毎に１回 〔試験実施中〕	代表箇所 各１枚 [試験種別毎]	非破壊試験対象工事の場合

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
３土木工事共通編	１一般施工	３共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は１施工箇所に１回　〔打込前後〕	代表箇所 各１枚	
						変位	40m又は１施工箇所に１回　〔打込後〕		
						数量	全数量　〔打込後〕		
３土木工事共通編	１一般施工	３共通的工種	5		縁石工(縁石・アスカーブ)	出来ばえ	１種別毎に１回 〔施工後〕	不要	
３土木工事共通編	１一般施工	３共通的工種	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎５ヶ所に１回　〔施工後〕	不要	
３土木工事共通編	１一般施工	３共通的工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	１施工箇所に１回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	不要	
						パイプ取付高	１施工箇所に１回 〔施工後〕		
３土木工事共通編	１一般施工	３共通的工種	8	1	路側防護柵工(ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	１施工箇所に１回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	不要	
						ビーム取付高	１施工箇所に１回 〔施工後〕		
３土木工事共通編	１一般施工	３共通的工種	8	2	路側防護柵工(ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	１施工箇所に１回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	不要	
						ケーブル取付高	１施工箇所に１回 〔施工後〕		
３土木工事共通編	１一般施工	３共通的工種	9		区画線工	材料使用量	全数量　〔施工前後〕	不要	
						出来ばえ	施工日に１回 〔施工前後〕		
３土木工事共通編	１一般施工	３共通的工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	１施工箇所に１回 〔施工後〕	不要	

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	材料使用量(塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	
						素地調整状況(塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工(購入工)(けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工(購入工)(スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	13		ポストテンション桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外後〕		
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	14	1	プレキャストセグメント製作工(購入工)	断面の外形寸法	1スパンに1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	組立状況	1スパンに1回 〔組立時〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	15		PCホロースラブ製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	
						幅 厚さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	16	1	PC箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に１回〔打設前〕	代表箇所各１枚	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に１回〔型枠取外し後〕		
						内空幅 内空高さ	桁毎に１回〔型枠設置後〕		
						中詰め及びグラウト状況	１スパンに１回〔施工時〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	16	2	PC押出し箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に１回〔打設前〕	代表箇所各１枚	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に１回〔型枠取外し後〕		
						内空幅 円空高さ	桁毎に１回〔型枠設置後〕		
						中詰め及びグラウト状況	１スパンに１回〔施工時〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	数量	全数量〔製作後〕	代表箇所各１枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に１回〔製作後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は１施工箇所に１回〔施工後〕	代表箇所各１枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	幅	200m又は１施工箇所に１回〔施工後〕	代表箇所各１枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅 高さ 長さ	１施工箇所に１回〔施工後〕	代表箇所各１枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工(ゴムジョイント)	設置状況	１スパンに１回〔設置後〕	代表箇所各１枚	

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工(鋼製フィンガージョイント)	設置状況	1スパンに1回〔設置後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工(巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						法長	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工(かごマット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工(じゃかご)	法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工(ふとんかご、かご枠)	高さ	200m又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工(プレキャストボックス工)(プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						※幅 ※高さ	200m又は1施工箇所に1回(※印は場所打ちのある場合)〔埋戻し前〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工(プレキャストU型側溝)(L型側溝)(自由勾配側溝)(管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回〔埋戻し前〕	不要	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	29	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	29	3	暗渠工	幅 深さ	120m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	不要	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	30		集水桝工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔打込後〕	不要	
3 土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	材料使用量(塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	
						ケレン状況(塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	3		基礎工護岸(現場打)	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	3		基礎工護岸(プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	
						根入長	1施工箇所に1回 〔打込前〕		
						数量	全数量 〔打込後〕		
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	根入長	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
						偏心量	1施工箇所に1回〔打込後〕		
						数量、杭径	全数量〔杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後〕		
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回〔処理前、中、後〕		
						鉄筋組立状況	1施工箇所に1回〔組立後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	根入長	全数量〔掘削後〕	代表箇所各1枚	
						偏心量 数量、基礎径	全数量〔施工後〕		
						ライナープレート設置状況	1施工箇所に1回〔掘削後〕		
						土質	土質の変わる毎に1回〔掘削中〕		
						鉄筋組立状況	全数量〔組立後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	沓	1基毎に1回〔据付後〕	全枚数	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロット毎に1回〔設置後及び型枠取外し後〕		
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖コンクリート打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基毎に1回〔据付後〕	全枚数	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロット毎に1回〔設置後及び型枠取外し後〕		
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖コンクリート打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	沓	1基毎に1回〔据付後〕	全枚数	
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基毎に1回〔設置後〕		
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖コンクリート打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						法長 厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工(天端保護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		
3 土木工事共通編	1 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に１回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
						平坦性	１工事１回〔実施中〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
３土木工事共通編	１一般施工	６一般舗装工	８	１	半たわみ性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		
３土木工事共通編	１一般施工	６一般舗装工	８	２	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工(基層工)	整正状況	400mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工(表層工)	整正状況	400mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
						浸透性ミルク注入状況	400mに１回 〔注入時〕		
						平坦性	１工事１回 〔実施中〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
３土木工事共通編	１一般施工	６一般舗装工	９	３	排水性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		
３土木工事共通編	１一般施工	６一般舗装工	９	４	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		
３土木工事共通編	１一般施工	６一般舗装工	９	５	排水性舗装工(基層工)	整正状況	400mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
３土木工事共通編	１一般施工	６一般舗装工	９	６	排水性舗装工(表層工)	整正状況	400mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
						平坦性	１工事１回 〔実施中〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	400mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
						平坦性	１工事１回 〔実施中〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
						平坦性	１工事１回 〔実施中〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に１回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	整正状況	400mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	石粉、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕	代表箇所 各１枚	
						スリップバー、タイバー寸法、位置	80mに１回 〔据付後〕		
						鉄網寸法 位置	80mに１回 〔据付後〕		
						平坦性	１工事１回〔実施中〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔型枠据付後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
						目地段差	１工事に１回		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に１回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔型枠据付後〕 ただし､「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
						平坦性	１工事１回 〔実施中〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕	代表箇所 各１枚	
						鉄筋寸法、 位置	80mに１回 〔据付後〕		
						横膨張目地部 ダウェルバー寸法、位置	1施工箇所に１回 〔据付後〕		
						縦そり突合せ目地部･縦そりダミー目地部 タイバー寸法、位置	80mに１回 〔据付後〕		
						平坦性	１工事に１回〔実施中〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 ただし､「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
						目地段差	１工事に１回		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし､「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回　〔整正後〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に１回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	整正状況	400mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
						厚さ	1,000㎡に１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし､｢３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)｣による場合は各層毎１工事に１回〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし､｢３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)｣による場合は各層毎１工事に１回〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし､｢３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)｣による場合は各層毎１工事に１回〔整正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし､｢３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)｣による場合は各層毎１工事に１回〔整正後〕		

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工(基層工)	整正状況	400mに１回〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回〔散布時〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	１施工箇所に１回〔施工後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は１工事に１回〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	１施工箇所に１回〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	平坦性	１施工箇所に１回〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート	各層毎に１回〔散布時〕		
						整正状況	400mに１回〔施工後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに１回〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は１施工箇所に１回〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は１施工箇所に１回〔施工後〕	代表箇所 各１枚	

【第３編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回　〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	7 8		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所に1回　〔打込み前後〕	代表箇所 各1枚	
						杭径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所に1回　〔打込後〕		
						砂の投入量	全数量　〔打込前後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉末噴射撹拌工) (高圧噴射撹拌工) (スラリー撹拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	
						深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕		
							ただし、(スラリー撹拌工)において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー撹拌工)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。		
3 土木工事共通編	1 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工高さ 幅	1,000㎡～4,000㎡につき1回、または施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ　施工中〕 〔幅　施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40mまたは1施工箇所に1回　〔打込前〕	代表箇所 各1枚	
						数量	全数量 〔打込後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工(アンカー工)	削孔深さ	全数量　〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕		

【第３編　土木工事共通編】,【共通施工】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	3	土留･仮締切工(連節ブロック張り工)	法長	200m又は１施工箇所に１回　〔施工後〕 ただし、根入部は40mに１回	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	4	土留･仮締切工(締切盛土)	天端幅 法長	250m又は１施工箇所に１回　〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	5	5	土留･仮締切工(中詰盛土)	出来ばえ	250m又は１施工箇所に１回　〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は１施工箇所に１回　〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は１施工箇所に１回　〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	10 仮設工	22		法面吹付工		第３編１－14－３吹付工に準ずる		
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	1	1	鋳造費(金属支承工)	製作状況	適宜　〔製作中〕	代表箇所 各１枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	1	2	鋳造費(大型ゴム支承工)	製作状況	適宜　〔製作中〕	代表箇所 各１枚	

【第３編　土木工事共通編】,【共通施工】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	1	3	仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	3	1	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	※シミュレーション仮組立検査の場合は仮組立寸法を省略
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	3	2	桁製作工(仮組立検査を実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	3	3	桁製作工(鋼製堰堤製作工(仮組立時))	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1基に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	4		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜 〔製作中〕		

【第３編　土木工事共通編】,【共通施工】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法(撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工	11		工場塗装工	材料使用量(塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	
						素地調整状況(塗替)	部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	13 橋梁架設工	1		架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	代表箇所 各1枚	
						土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		

【第３編　土木工事共通編】,【共通施工】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	代表箇所 各1枚	
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕		
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕		
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
						材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	代表箇所 各1枚	
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕		
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工	4	2	法枠工(プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工	6		アンカー工 (グランドアンカー等) ※引抜き耐力から定着長を決定しているもの	削孔深さ	全数量 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
					アンカー工 (上記以外)	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工	6		鉄筋挿入工(ロックボルト工)	削孔深さ	施工本数の30%以上。ただし最少本数15本。(施工本数が15本未満の場合は全数。)〔削孔後〕	代表箇所 1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回	代表箇所 各1枚	
						厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔型枠取外し後〕		

【共通施工】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工	3		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法)(多数アンカー式補強土工法)(ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	15 擁壁工	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	16 浚渫工	1		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫)	運転状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
3 土木工事共通編	1 一般施工	18 床版工	1		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 〔打設前後〕	代表箇所 各1枚	

【第４編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
4 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
4 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
4 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工 (覆式ロックネット) (ポケット式ロックネット) (ロープネット)	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
					落石防止網工　アンカー (覆式ロックネットアンカー) (ポケット式ロックネットアンカー) (ロープネットアンカー)	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
4 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
4 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
4 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
4 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5ヶ所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	
4 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

【第４編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
4 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに１回 〔施工中〕	代表箇所 各１枚	
						整正状況	各層毎400mに１回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕		
4 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工	整正状況	400mに１回 〔整正後〕	代表箇所 各１枚	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕		
4 道路編	2 舗装	5 排水構造物工（路面排水工）	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200ｍ又は１施工箇所に １回　〔施工中〕	不要	
4 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 （コンクリート工） （ラバーシュー） （アンカーボルト）	<コンクリート工> 各部の厚さ 各部の長さ	１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
						<ラバーシュー> 各部の長さ 厚さ			
						<アンカーボルト> 中心のずれ アンカー長			
4 道路編	2 舗装	9 標識工	4		大型標識工(標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎５ヶ所に1回 〔施工後〕	適宜	
4 道路編	2 舗装	9 標識工	4		大型標識工(標識柱工)	設置高さ	１施工箇所に１回	適宜	
4 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5		ケーブル配管工	配管状況	100ｍ又は１施工箇所に １回　〔施工後〕	不要	
4 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5		ケーブル配管工(ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100ｍ又は１施工箇所に １回　〔施工後〕	不要	

【第４編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
4 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工(照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5ヶ所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	
4 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回　〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回　〔仮組立時〕		
4 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	代表箇所 各1枚	
4 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工(張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	代表箇所 各1枚	
4 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工(ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回	代表箇所 各1枚	
4 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工(I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外後〕	代表箇所 各1枚	
4 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工(門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外後〕	代表箇所 各1枚	
4 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工(I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回　〔架設中〕	代表箇所 各1枚	

【第４編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
4 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工(門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に１回　〔架設中〕	代表箇所 各１枚	
4 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	継手部のすき間	１施工箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
4 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	１橋に１回又は１工事に１回　〔原寸時〕	代表箇所 各１枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
4 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	１施工箇所１回〔削孔後〕	代表箇所 各１枚	
4 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工(現場)	原寸状況	１橋に１回又は１工事に１回　〔原寸時〕	代表箇所 各１枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
						仮組立寸法(撮影項目は適宜)	１橋に１回又は１工事に１回　〔仮組立時〕		
						幅 高さ	桁毎に１回 〔型枠取外し後〕		
4 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	4 支保工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に１回 〔掘削中〕	代表箇所 各１枚	
						湧水状況	適宜　〔掘削中〕		
						吹付面の清掃状況	40m毎に１回 〔清掃後〕		
						金網の重合せ状況	40m毎に１回 〔２次吹付前〕		
						吹付け厚さ(検測孔)	40m毎に１回 〔吹付後〕		
4 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は80mに１断面〔穿孔中〕	代表箇所 各１枚	
						ロックボルト注入状況	施工パターン毎又は80mに１断面〔注入中〕		
						ロックボルト打設後の状況	施工パターン毎又は80mに１断面〔打設後〕		

【第４編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
4 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	34		覆工コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回 〔型枠組立後〕	代表箇所 各1枚	
						覆工 (厚さ)	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕		
						幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回　〔施工後〕		
4 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所に1回　〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
4 道路編	6 トンネル（NATM）	6 インバート工	4		インバート本体工	インバート (厚さ)	40m又は1施工箇所に1回　〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	
						幅(全幅)	200m又は1施工箇所に1回　〔施工後〕		
4 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	4		坑門本体工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	
4 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m又は1施工箇所に1回　〔型枠組立後〕	代表箇所 各1枚	
						覆工 (厚さ)	40m又は1施工箇所に1回　〔型枠取外し後〕		
						幅(全幅) 高さ(内法)	200m又は1施工箇所に1回　〔施工後〕		
4 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	

【第４編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
4 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1施工箇所に1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	
4 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工(防水)	幅	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
4 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工(防水保護工)	厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
4 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工(防水壁)	高さ 幅 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
4 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	
4 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工(管路部)	敷設状況	100m又は1施工箇所に1回 〔敷設後〕	代表箇所 各1枚	
4 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工(特殊部)	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔据付後〕	代表箇所 各1枚	
4 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	4		現場打ちボックス工(特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	

【第４編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
4 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	不要	
4 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕		
4 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	敷均厚 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
						整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
4 道路編	14 道路維持	4 舗装工	11		グルービング工	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	不要	
4 道路編	15 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回　〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜　〔製作中〕		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回　〔仮組立時〕		
4 道路編	15 道路維持	22 橋梁付属物	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回　〔材料搬入時〕	代表箇所 各1枚	
						出来ばえ	適宜　〔施工中〕		
					アンカー工(橋梁耐震補強工事)	削孔深さ	全数　〔施工後〕	10施工箇所に各1枚	
						材料	全数　〔施工前〕	全数	

【第５編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
5 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
5 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所に1回 〔打込み前〕	代表箇所 各1枚	
						幅 方向	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
5 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
5 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6		函渠工(本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6		函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	120m又は1施工箇所に1回 〔巻立前〕	不要	
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	

【第５編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
5 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	8		水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
5 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	
5 河川編	4 水門	9 鋼管理橋上部工	10	1	支承工(鋼製支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	代表箇所 各1枚	
5 河川編	4 水門	9 鋼管理橋上部工	10	2	支承工(ゴム支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	代表箇所 各1枚	
5 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工	4		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
5 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工	5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
5 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工	7		検査路工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

【第５編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
5 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		開門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
5 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
5 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎に1回　〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
5 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
5 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
5 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	適宜	
5 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

【第５編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
5 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工(床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
5 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
5 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	

【第６編　河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
6 海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外後〕	代表箇所 各1枚	
6 海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔製作後〕		
						据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
6 海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔施工後〕		
						法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
6 海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
						裏込材厚	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		
6 海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
						基礎厚	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		
6 海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

【第６編　河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕		
						天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
6 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石砕工	厚さ 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
						間詰石状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
6 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工(ケーソン工製作)	壁厚 幅 高さ 長さ 底版厚さ フーチング高さ	1基毎に1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工(ケーソン工据付)	据付状況	1施工箇所に1回 〔据付後〕	代表箇所 各1枚	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工(突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工(セルラー工製作)	壁厚 幅 高さ	1基毎に1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工(セルラー工据付)	据付状況	1施工箇所に1回 〔据付後〕	代表箇所 各1枚	

【第６編　河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工(突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回　〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
6 海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	数量	全数量　〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔製作後〕		
6 海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	数量	全数量　〔製作後〕	代表箇所 各1枚	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回〔製作後〕		
6 海岸編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回　〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

【第７編　砂防編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
7 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
7 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回 〔施工中〕	各月1枚	
						打継目処理 打込･養生	4リフト毎に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
7 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
7 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
7 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工(不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
7 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工(透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
7 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	

【第７編　砂防編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
7 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	幅 高さ 厚さ	200ｍ又は測定箇所毎に１回　〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
7 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120ｍ又は１施工箇所に１回 〔型枠取外し後〕	不要	
7 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	１施工箇所に１回 〔施工後〕	不要	
7 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	１施工箇所に１回 〔施工後〕	不要	
7 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	偏心量	１施行箇所に１回 〔施工後〕	代表箇所 各１枚	
						数量	全数量　〔打込後〕		

【第８編　ダム編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
８ダム編	１コンクリートダム	４ダムコンクリート工			コンクリートダム工(本体)	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に１回 〔施工後〕	適宜	
８ダム編	１コンクリートダム	４ダムコンクリート工			コンクリートダム工(水叩)	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に１回 〔施工後〕	適宜	
						打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部 中間リフトに１回		
８ダム編	１コンクリートダム	４ダムコンクリート工			コンクリートダム工(副ダム)	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に１回 〔施工後〕	適宜	
８ダム編	１コンクリートダム	４ダムコンクリート工			コンクリートダム工(導流壁)	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に１回 〔施工後〕	適宜	
８ダム編	２フィルダム	４盛立工	５		コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に１回 〔施工後〕	適宜	
８ダム編	２フィルダム	４盛立工	６		フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に１回 〔施工後〕	適宜	
８ダム編	２フィルダム	４盛立工	７		ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に１回 〔施工後〕	適宜	

【第８編　ダム編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
８ダム編	２フィルダム				フィルダム(洪水吐)	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に１回 〔施工後〕	適宜	
８ダム編	３基礎グラウチング	３ボーリング工			ボーリング工	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に１回 〔施工中〕	適宜	
						コアー	地質変化毎全数量 〔抜取後〕		

【その他】

編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目			摘要
							撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
その他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所に1回〔施工中〕	代表箇所各1枚	
					ダム工関係	仮排水路	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕	適宜	
						仮締切(土石)	巻出し厚	100m又は1施工箇所に1回〔巻出し時〕	適宜	
							転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回〔締固時〕		
						仮締切(コンクリート)	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回〔型枠取外し後〕	適宜	
						基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械変わる毎に1回〔施工中〕	適宜	
							土質、岩質	土質、岩質変わる毎に1回〔掘削中〕		
							岩盤清掃状況	1施工箇所に1回〔清掃前後〕		
						堤体コンクリート打設	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1回〔施工中〕	適宜	
							打継目処理、打込養生	8リフト毎に1回〔施工中〕		
						堤体止水	止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎に1回〔据付後〕	適宜	
						堤体排水工	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎に1回〔据付後〕	適宜	
						堤体冷却工	配管間隔、通水状況	5リフト毎に1回〔据付後〕	適宜	
						堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1施工箇所に1回〔据付後〕	適宜	
					トンネル関係	トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所に1回〔埋戻し前〕	代表箇所各1枚	
						トンネル(矢板工法)	岩質	岩質の変わる毎に1回〔掘削中〕	代表箇所各1枚	
							湧水状況	適宜〔掘削中〕		
							埋設支保工(建込間隔、寸法、基数)	100m又は1施工箇所に1回〔建込後〕		
							湧水処理工設置状況	全数量〔設置後〕		
							集水渠(幅、高さ、位置)	100m又は1施工箇所に1回〔設置後〕	代表箇所各1枚	
							地下排水工(管接合据付状況)			
							地下排水工(フィルター厚さ)	100m又は1施工箇所に1回〔投入前後〕	代表箇所各1枚	
							矢板設置状況	岩質の変わる毎に1回〔設置後〕		
							グラウト材料使用量	全数量〔使用前後〕		

【その他】

編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目			摘要
							撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
その他					トンネル関係	シールド	掘削の地山状態	地質の変化の毎に1回〔掘削中〕	代表箇所各1枚	
							セグメント組立状況	1工事に1回〔組立後〕		
							二次覆工(セグメント清掃状況)	1工事に1回〔清掃後〕		
							二次覆工の厚さ	1スパンに1回〔型枠取外し後〕		
					維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回〔施工前後〕	不要	
						コンクリート舗装	目地掃除	3,000㎡に1回〔施工前後〕	不要	
							目地充填	3,000㎡に1回〔施工後〕		
							注入工、削孔状況(位置、間隔)	2,000㎡に1回〔削孔後〕		
							注入工、注入圧	2,000㎡に1回〔注入時〕		
							目地亀裂防止材、張付け状況	3,000㎡に1回〔張付け後〕		
							局部打換、各層厚さ	各層毎100mに1回又は1施工箇所に1回〔施工前後〕		
						路肩、路側路盤工	厚さ	100mに1回又は1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所各1枚	
						道路除草	出来ばえ	5kmに1回(1回刈毎)〔施工前後〕	適宜	
						路肩整正	出来ばえ	1kmに1回	適宜	
						新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕	適宜	
						新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5ヶ所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕	適宜	
						新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5ヶ所に1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕	適宜	
						視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回〔施工後〕	適宜	
						清掃(路面、標識、側溝、集水桝)	出来ばえ	施工日に1回〔施工前後〕	適宜	
						区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回〔施工前後〕	適宜	
							材料使用量	全数量〔施工前後〕	適宜	
						街路樹植樹	出来ばえ	適宜〔施工前後〕	適宜	
						街路樹補強補植	出来ばえ	適宜〔施工前後〕	適宜	
						街路樹剪定	出来ばえ	街路樹50本1回、グリーンベルト100m1回〔施工前後〕	適宜	
						街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本1回、グリーンベルト100m1回〔施工中〕	適宜	
						街路樹雪囲	出来ばえ	適宜〔施工後〕	適宜	
						排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回　施工中	適宜	
						凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回　施工中	適宜	
							材料使用量	全数量〔施工前後〕	適宜	
						河川除草	出来ばえ	1kmに1回(1回刈毎)〔施工前後〕	適宜	
						応急処置	処理の状況	その都度〔施工前後〕	適宜	

【その他】

編	章	節	条	枝番	工種			写真管理項目			摘要
								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
その他					維持修繕工関係	鉄筋・無筋コンクリート関係	配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に１回又は１施工箇所に１回〔組立後〕	適宜	
							コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種種別毎に１回〔施工時〕	1施工ブロック各1枚	
							養生	養生状況	工種種別毎に１回、養生方法毎に１回〔養生時〕		

デジタル工事写真の小黒板情報電子化

デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、監督員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の１から４の全てを実施することとする。

１　デジタル工事写真の小黒板情報電子化に必要な機器の導入

（１）デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）は、受注者が選定・調達するものとする。

（２）使用機器の導入に係る費用は、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれるものとする。使用機器の導入に係る費用とは、小黒板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等を指す。

（３）使用機器については、共通仕様書（土木工事編Ⅱ）の写真管理基準（案）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ、信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していることとする。

（４）受注者は監督員に対し、工事着手前に、使用機器について提示するものとする。

（５）使用機器の事例として、
URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

２　デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

（１）受注者は、１の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、共通仕様書（土木工事編Ⅱ）の写真管理基準（案）「2-2 撮影方法」による。

（２）対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３　小黒板情報の電子的記入の取扱い

工事写真の取り扱いは、共通仕様書（土木工事編Ⅱ）の写真管理基準（案）及びデジタル写真管理情報基準（国土交通省）に準ずるが、２に示す小黒板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準「６. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４　小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

（１）受注者は、２に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。

（2）受注者は納品時に、
URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。
（3）提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。